

令和 6 年（2024 年）第 4 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 6 年（2024 年）4 月 23 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和 6 年（2024年）第 4 回 枚方市教育委員会
定 例 会 議 案 書

案 件 名		
日程 1	報告第 1 号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について
日程 2	報告第 2 号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について
日程 3	報告第 3 号	臨時代理事項の報告について (1) 育児休業代替任期付職員の任期未了退職について
日程 4	報告第 4 号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（幼稚園）
日程 5	報告第 5 号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について
日程 6	報告第 6 号	臨時代理事項の報告について (1) 特定任期付職員の採用について
日程 7	報告第 7 号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について
日程 8	報告第 9 号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について（小中学校）
日程 9	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（指導主事）

日程 10	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度学校園の管理運営に関する指針の策定について
日程 11	報告第12号	臨時代理事項の報告について (1) 教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の制定について
日程 12	報告第8号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて
日程 13	報告第13号	臨時代理事項の報告について (1) 教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について
日程 14	報告第14号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の全部改正について
日程 15	報告第15号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について
日程 16	報告第16号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について
日程 17	報告第17号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度入学式及び入園式について
日程 18	報告第18号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について
日程 19	報告第19号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査会委員の委嘱について
日程 20	議案第1号	枚方市いじめ防止基本方針の改訂について

日程 2 1	議案第 2 号	議会の議決事項（財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器）の取得について）の意思決定について
日程 2 2	議案第 3 号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について
日程 2 3	議案第 4 号	児童の放課後対策審議会への諮問について
日程 2 4	報告第20号	委員会の会議に付した事項の報告について （1）生徒指導について（令和 5 年 7 月 28 日報告分）

○開催日時 令和 6 年（2024 年）4 月 23 日 午前 10 時 00 分から
○開催場所 輝きプラザきらら 3 階 教育委員会室

報告第1号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第30号 職員の普通退職について

臨時代理第30号

職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年(2024年)3月31日付け普通退職

所 属	職 氏 名
枚方市立中央図書館 係長	事務職員 ・ 小林 敦子
枚方市立中央図書館 主任	事務職員 ・ 工藤 未越

報告第2号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第31号 職員の定年前早期退職について

臨時代理第 31 号

職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年） 3 月 27 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）3月31日付け定年前早期退職

所 属	職 氏 名
枚方市立川越小学校 班長	技術職員 ・ 小田 祐士

報告第3号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第32号 育児休業代替任期付職員の任期未了退職について

臨時代理第32号

育児休業代替任期付職員の任期未了退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年(2024年)3月31日付け育児休業代替任期付職員の任期未了退職
(管理栄養士)

所 属	職 氏 名
総合教育部 おいしい給食課	技術職員 ・ 王子谷 桃果

報告第4号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第33号 職員の人事異動について（幼稚園）

臨時代理第 33 号

職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年） 3 月 28 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年3月31日付け退職

教職員の退職

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 保科 梢
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 木下 聡子

令和6年4月1日付け人事異動

新規採用

所 属	職 氏 名
枚方市立香里幼稚園	教諭 ・ 八木 泉樹
枚方市立蹉跎幼稚園	教諭 ・ 高橋 英里
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 小橋 弘美
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 鈴木 美紀
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 森下 愛子
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 大上 円
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 安楽 千恵子
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 増田 里佳
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 森本 志央里

所 属	職 氏 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 田山 飛鳥
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 谷本 亜木子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 島本 もなみ
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 中村 綾子

異動

新	氏名	旧
子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長 併 枚方市立蹉跎幼稚園 係 長	野村 賀永	子ども未来部 係長 併 枚方市立 蹉跎幼稚園 係長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 主任	須藤 奈緒子	子ども未来部 主任 併 枚方市立 枚方幼稚園 主任

子ども未来部 公立保育幼稚園課 主任 併 枚方市立枚方幼稚園 主 任	松尾 容子	子ども未来部 主任
子ども未来部 公立保育幼稚園課 主任 併 枚方市立高陵幼稚園 主 任	藤原 智子	子ども未来部 主任 併 枚方市立 高陵幼稚園 主任
子ども未来部 公立保育幼稚園課 主任 併 枚方市立田口山幼稚園 主任	澤田 布美	子ども未来部 主任 併 枚方市立 田口山幼稚園 主任
子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長 併 枚方市立香里幼稚園 班 長	岡本 万里子	子ども未来部 班長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長 併 枚方市立樟葉幼稚園 班 長	戸井 久子	子ども未来部 班長 併 枚方市立 樟葉幼稚園 班長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 副班長	安田 麻衣	子ども未来部 副班長 併 枚方市 立香里幼稚園 副班長

枚方市立枚方幼稚園 教諭	法用 智美	枚方市立蹉跎幼稚園 教諭
枚方市立香里幼稚園 班長	小川 恵	枚方市立枚方幼稚園 班長
枚方市立樟葉幼稚園 教諭	浜師 尚子	枚方市立高陵幼稚園 教諭
枚方市立蹉跎幼稚園 班長 併 枚方市立さだ小規模保育施設 班長	中地 美由紀	枚方市立蹉跎幼稚園 班長
枚方市立田口山幼稚園 班長 併 枚方市立たのくちやま小規模保育施設 班長	内田 あゆさ	枚方市立田口山幼稚園 副班長

報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第34号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

臨時代理第 34 号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年(2024年) 3 月 28 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）4月1日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用

所 属	職 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 楠上 奈美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 仁波 亜希子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 田辺 美栄子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 笹井 厚子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉田 明日香
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 池田 みな子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 真理
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 富岡 里枝

所 属	職 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 芝田 千絵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山森 清美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山本 佳子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松下 清香
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 玉井 成子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 丸山 まゆみ
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 蒲原 佐和子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 三宅 晴美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 久保田 典子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 橘 里美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 長尾 美帆

所 属	職 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 神宮 知里
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 石井 花奈
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 永江 美知恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 澤 忍
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 未稀
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中村 三佳
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 平山 久江
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 能勢 紗恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 村田 和江
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 栗野 恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中間 千晶

所 属	職 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 畠山 栄一
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松井 香織
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 重岡 早苗
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 柳澤 剛
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉村 睦美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 西野 尚美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 今道 雅子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 谷口 美貴子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 内田 久美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 水上 朋子

報告第6号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第35号 特定任期付職員の採用について

臨時代理第35号

特定任期付職員の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)3月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）4月1日付け特定任期付職員の採用について

所 属	職 氏 名
学校教育部 副参事（学校総合支援担当）	事務職員 ・ 中野 雅央

報告第7号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第36号 職員の人事異動について

臨時代理第36号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
市民生活部 市民課 主任	山口 昌也	総合教育部 おいしい給食課 主任
市民生活部 債権回収課 課長代理	谷口 幹治	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理
健康福祉部 福祉指導監査課 課長代理	根尾 穂高	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理
健康福祉部 福祉指導監査課 係長	藤原 久子	総合教育部 教育政策課 係長
健康福祉部 臨時給付金課 主任	西口 武司	学校教育部 教育支援室 学校支援課 主任
子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長	長谷川 哲一	枚方市立さだ西学校給食共同調理場長（課長代理級）

子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長	上畠 静代	枚方市立津田南小学校 班長
子ども未来部 保育幼稚園入園課 主任	廣瀬 隆彦	総合教育部 新しい学校推進室 主任
環境部 環境事業課 係長	鈴木 清	枚方市立中央図書館 係長

異動

新	氏名	旧
総合教育部		
総合教育部 副参事（新しい学校 推進担当）	畑中 徹	総合教育部 新しい学校推進室長
総合教育部 教育政策課 係長	佐藤 喬史	市長公室 広報プロモーション課 係長
総合教育部 教育政策課 主査	岡井 紀子	総合教育部 教育政策課 主任
総合教育部 教育政策課 主任	宮澤 拓之	総合教育部 教育政策課
総合教育部 教育政策課	土橋 昂太	健康福祉部 福祉事務所 生活福 祉課

総合教育部 教育政策課	柳原 悠希	(新規採用)
総合教育部 新しい学校推進課長	西村 隆志	総合教育部 新しい学校推進室 課長
総合教育部 新しい学校推進課 主任	津田 結子	市民生活部 税務室 納税課 主任
総合教育部 新しい学校推進課 主任	木村 拓司	健康福祉部 健康寿命推進室 長 寿・介護保険課 課長代理
総合教育部 おいしい給食課長	宮崎 敏輝	上下水道部 上下水道総務室 営 業料金課長
総合教育部 おいしい給食課 課 長代理 兼 枚方市立第一学校給 食共同調理場長	岩國 真規	健康福祉部 保健所 保健衛生課 課長代理
総合教育部 おいしい給食課 係 長	河田 淳一	枚方市立中央図書館長 (課長級)
総合教育部 おいしい給食課 主 査	杉尾 美穂	健康福祉部 福祉事務所 生活福 祉課 係長
総合教育部 おいしい給食課	高坂 拓人	環境部 環境政策課
枚方市立長尾学校給食共同調理 場 監督	角 寿之	枚方市立長尾学校給食共同調理 場長 (監督級)

枚方市立長尾学校給食共同調理場長（監督級）	森岡 隆浩	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 監督
枚方市立長尾学校給食共同調理場	永田 将之	（新規採用）
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 併 環境部 希釈放流センター 監督（職種間研修）	端野 晶之	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 環境部 循環型社会推進室 希釈放流センター 監督（職種間研修）
枚方市立春日学校給食共同調理場 班長	荒木 健造	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場長（課長代理級）	内山 義一	総合教育部 おいしい給食課 課長代理 兼 枚方市立第一学校給食共同調理場長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	岩柿 隆博	枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場	清水 由記	（新規採用）

枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 環境部 環境事業課 監督（職種間研修）	福地 正雄	環境部 循環型社会推進室 家庭ごみ業務第1課 監督
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 土木部 公園みどり課 監督（職種間研修）	宮北 隆之	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 土木部 みち・みどり室 維持補修課 監督（職種間研修）
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長	藤岡 洋志	枚方市立船橋小学校 副班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場	大田 伸枝	（新規採用）
枚方市立中央図書館長（副参事級）	亀野 真紀	総合教育部 おいしい給食課長
枚方市立中央図書館 係長	市川 直美	枚方市立中央図書館 課長代理
枚方市立中央図書館 係長	黒臺 芳明	枚方市立中央図書館 課長代理
枚方市立中央図書館 監督	西田 彰	環境部 循環型社会推進室 ごみ減量推進課 監督
枚方市立中央図書館 主任	大槻 幸男	上下水道部 上下水道総務室 営業料金課 主任

枚方市立中央図書館 主任	河東 貴子	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 主任
枚方市立中央図書館 主任	多羅尾 彩	枚方市立中央図書館
枚方市立中央図書館	宮岡 絵美	総合教育部 おいしい給食課
枚方市立中央図書館	門脇 百音	(新規採用)
枚方市立中央図書館	山中 悠莉	(新規採用)

学校教育部		
学校教育部 次長	河田 典子	学校教育部 次長 兼 学校教育室長
学校教育部 学校支援課長	北田 浩之	学校教育部 教育支援室 学校支援課長
学校教育部 学校支援課 主任	一ノ瀬 和明	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 主任
学校教育部 学校支援課 主任	野村 美智子	市長公室 人権政策室 主任
学校教育部 児童生徒課 課長代理	安村 国彦	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理
学校教育部 児童生徒課 係長	山下 淳美	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長

学校教育部 児童生徒課 係長	堀切 重人	学校教育部 学校教育室 教育研修課 課長代理
学校教育部 児童生徒課 主任	吉田 夕美	健康福祉部 保健所 保健予防課 主任
学校教育部 支援教育課 課長代理	橋本 幸治	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 課長代理
学校教育部 放課後子ども課長	交久瀬 有里	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課長
学校教育部 放課後子ども課 課長代理	諏佐 嘉代	健康福祉部 保健所 保健予防課 課長代理
学校教育部 放課後子ども課 課長代理	高木 清徳	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課 課長代理
学校教育部 放課後子ども課 係長	喜多 信二	学校教育部 教育支援室 学校支援課 係長
学校教育部 放課後子ども課	山本 未夢	(新規採用)
学校教育部 教育研修課 課長代理	小篠 俊之	農業委員会事務局 課長代理 併 観光にぎわい部 農業振興課 課長代理

学校教育部 教育研修課 主査	山本 孝久	学校教育部 教育支援室 放課後 子ども課 係長
----------------	-------	----------------------------

小学校技術職員		
枚方市立五常小学校 班長	瀧口 佐和子	枚方市立津田小学校 班長
枚方市立殿山第一小学校 班長	青木 俊憲	枚方市立招提小学校 班長
枚方市立菅原小学校 班長	文田 好治	枚方市立菅原小学校 副班長
枚方市立氷室小学校 副班長	吉田 早希	枚方市立津田南小学校 副班長
枚方市立牧野小学校 班長	山口 直史	枚方市立招提中学校 班長
枚方市立交北小学校 監督	藤原 克博	枚方市立禁野小学校 監督
枚方市立川越小学校 副班長	宮内 亜弥	枚方市立氷室小学校 副班長
枚方市立津田南小学校 業務主査	西中 満美	枚方市立春日学校給食共同調理 場 監督
枚方市立東香里小学校 副班長	酒井 奈美	枚方市立東香里小学校
中学校技術職員		
枚方市立長尾中学校 班長	高嶋 洋安	枚方市立交北小学校 班長
枚方市立長尾西中学校 班長	上村 裕子	枚方市立東香里中学校 班長

再任用職員

新	氏名	旧
枚方市立第一学校給食共同調理場	塩山 哲哉	枚方市立第一学校給食共同調理場 係長
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場	川上 直	枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長
枚方市立中央図書館	紫藤 孝史	枚方市立中央図書館 主任
枚方市立中央図書館	野井 保治	枚方市立中央図書館 主任
学校教育部 学校支援課 主幹（教育支援専門官）	木村 聡	学校教育部 教育支援室長
学校教育部 学校支援課	木村 晃	学校教育部 教育支援室 学校支援課 主任
学校教育部 支援教育課 係長	高橋 孝之	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理
枚方市立蹉跎西小学校	青木 千秋	枚方市立蹉跎西小学校 班長
枚方市立津田南小学校	阿部 俊朗	枚方市立招提学校給食共同調理場 班長
枚方市立禁野小学校 班長	栄野 秀利	枚方市立津田中学校 班長
枚方市立蹉跎中学校 班長	福島 昌富	枚方市立長尾西中学校 班長

※ 次に該当する者は掲載を省略（ただし、補職に変更がない場合に限る）

- ・ 係長以下（副主幹含む）の者で、所属に変更のない者
- ・ 機構改革に伴い、所属が変更となる職員のうち課長代理クラス以下の者
- ・ 教育委員会事務局職員に併任となった都市整備部の施設計画課・施設整備課・施設管理課の学校施設関連業務を担う監督以上の職員

(参考)

令和6年度枚方市定期人事異動＜概要＞

1. 目的

公約施策の達成に向けた効率的かつ機能的な執行体制の確立と人事の刷新を図る。

2. 基本的方針

- (1) 職制ごとの役割を明確化した上で、職員個々の力を最大限活かすとともに、部を横断した弾力的な体制や、事務応援により、効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。
- (2) 人事交流や外部人材の活用により、他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、多様化するニーズに対応できる柔軟な組織体制をめざす。
- (3) 組織の活性化とパフォーマンス向上に繋がる挑戦意欲の高い若手職員を登用する

とともに、引き続き女性活躍を推進する。

(4) 個々の適性や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高め、組織力の向上を図る。

異動者数の状況

区分		人数
教育委員会の異動者		7 2
	うち他部局への出向者	9
	うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	2 5
	うち教育委員会内	3 8
	うち昇格者	6

※ 再任用を除く

報告第9号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第38号 教職員の人事異動について（小中学校）

臨時代理第38号

教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)3月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）4月1日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付職員）

任期 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
枚方市立枚方小学校	講師・村澤 良祐
枚方市立枚二小学校	講師・高橋 友亮
枚方市立香里小学校	講師・橘 香理
枚方市立香里小学校	講師・田中 里奈
枚方市立開成小学校	講師・野村 昇希
枚方市立春日小学校	講師・田畑 陽子
枚方市立春日小学校	講師・藤井 将
枚方市立春日小学校	講師・田島 冬夢
枚方市立春日小学校	講師・藤原 玲奈
枚方市立山田小学校	講師・松尾 大樹
枚方市立明倫小学校	講師・笹野 英明
枚方市立明倫小学校	講師・坂元 直広
枚方市立明倫小学校	講師・松本 春奈

枚方市立明倫小学校	講師・達 須弥香
枚方市立殿二小学校	講師・中川 寛樹
枚方市立殿二小学校	講師・島元 梨花
枚方市立殿二小学校	講師・福田 龍之介
枚方市立津田小学校	講師・後藤 諒輝
枚方市立菅原小学校	講師・菱田 賢一
枚方市立菅原小学校	講師・側 恵子
枚方市立牧野小学校	講師・渡邊 貴文
枚方市立中宮小学校	講師・吉田 誠
枚方市立中宮小学校	講師・小林 黎央
枚方市立小倉小学校	講師・林 恵
枚方市立樟葉南小学校	講師・森本 賢
枚方市立蹉跎西小学校	講師・小林 美菜
枚方市立蹉跎西小学校	講師・灘 大和
枚方市立西牧野小学校	講師・田熊 宏行
枚方市立蹉跎東小学校	講師・安藤 真弓
枚方市立桜丘北小学校	講師・中村 和矢
枚方市立桜丘北小学校	講師・今道 奈那恵
枚方市立津田南小学校	講師・山本 宗佑
枚方市立津田南小学校	講師・田中 竣
枚方市立船橋小学校	講師・浦上 美和

枚方市立菅原東小学校	講師・中井 宙
枚方市立藤阪小学校	講師・原田 佳奈恵
枚方市立平野小学校	講師・小倉 智栄
枚方市立伊加賀小学校	講師・小原 明美
枚方市立殿二小学校	講師・田中 万葉
枚方市立樟葉小学校	講師・山内 幸二
枚方市立菅原小学校	講師・井上 恭行
枚方市立山之上小学校	講師・月形 萌佳
枚方市立西牧野小学校	講師・尾崎 沙羅
枚方市立船橋小学校	講師・阿部 美香
枚方市立山田東小学校	講師・高島 悠花
枚方市立平野小学校	講師・松山 亮太
枚方市立第一中学校	講師・尾崎 大樹
枚方市立第三中学校	講師・戸川 和音
枚方市立第四中学校	講師・秋山 千恵
枚方市立津田中学校	講師・田中 千絵
枚方市立津田中学校	講師・鈴木 智貴
枚方市立枚方中学校	講師・細川 琳央
枚方市立中宮中学校	講師・古米 真幸
枚方市立中宮中学校	講師・藤田 千里
枚方市立招提中学校	講師・四方 杏梨

枚方市立楠葉中学校	講師・杉谷 あおひ
枚方市立東香里中学校	講師・日外 政男
枚方市立杉中学校	講師・樺木 健人
枚方市立山田中学校	講師・柳瀬 叡慈
枚方市立桜丘中学校	講師・北野 翔太
枚方市立桜丘中学校	講師・中村 仁美
枚方市立蹉跎中学校	講師・生駒 大地
枚方市立蹉跎中学校	講師・本間 章寛
枚方市立招提北中学校	講師・鈴木 啓太
枚方市立招提北中学校	講師・松本 世津子
枚方市立長尾西中学校	講師・田中 尊

海外派遣

任期 令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

所属	職・氏 名	研修先
枚方市立香陽小学校	教諭・村田 佳苗	サンパウロ日本人学校
枚方市立樟葉西小学校	教諭・小西 透真	ハンブルグ日本人学校

任期延長 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

所属	職・氏 名	研修先
枚方市立五常小学校	教諭・林 健太郎	ブノンペン日本人学校
枚方市立第二中学校	教諭・山下 浩平	サンホセ日本人学校

報告第10号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第39号 職員の人事異動について（指導主事）

臨時代理第39号

職員の人事異動について（指導主事）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)3月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）3月31日付け指導主事等の人事異動

退職

所 属			職・氏 名
学校教育部	学校教育室	教育研修課長	指導主事・植田 剛志
学校教育部	教育支援室	児童生徒支援課 主幹	指導主事・山元 行平
学校教育部	学校教育室	教育指導課 主幹	指導主事・縄本 誠
学校教育部	教育支援室	児童生徒支援課 係長	事務職員・原田 泰輝
学校教育部	学校教育室	教職員課 係長	事務職員・鴨川 龍

令和6年（2024年）4月1日付け指導主事等の人事異動

採用

所 属			職・氏 名
学校教育部	教育研修課長		指導主事・永山 宜佑
学校教育部	支援教育課	主幹	指導主事・永田 翼
学校教育部	教職員課	主幹	指導主事・川端 集
学校教育部	教育研修課	主幹	指導主事・西田 暁弘
学校教育部	児童生徒課	係長	事務職員・坂根 静希

学校教育部 教育研修課 係長	事務職員・松川 貴紀
----------------	------------

異動

新	職・氏 名	旧
学校教育部 次長	指導主事・井手内 太吾	学校教育部 学校教育室 教育指導課長
学校教育部 児童生徒課長	指導主事・倉田 仁司	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課長
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・中口 恵未子	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・長岡 桂佑	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・中山 陽子	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・真上 拓人	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・宮川 裕司	学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・森本 勝也	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹

学校教育部 支援教育課長	指導主事・秋葉 隆声	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・大野 晴彦	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・大矢 真之	学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 兼 教育支援室 児童生徒支援課 主幹
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・澤 廣一郎	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・世古 祐太	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹
学校教育部 支援教育課 係長	事務職員・青柳 健人	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・久保 浩司	学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・永野 雅也	学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長
学校教育部 教育指導課長	指導主事・吉川 茂樹	学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・小谷 麻子	学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長

学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・高橋 瑞人	学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・山城 永倫美	学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹

総括指導主事の指名

任期 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・中口 恵未子
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・角 政人
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・伊藤 閣啓
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・吉田 努
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・栗田 香里
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・沓拔 淑子

報告第11号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第40号 令和6年度学校園の管理運営に関する指針の策定について

臨時代理第40号

令和6年度学校園の管理運営に関する指針の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和6年度学校園の管理運営に関する指針の策定について、承認を求めるものである。

2. 目的

本指針は、文部科学省の「学習指導要領」等、国の動向や大阪府教育委員会が作成した「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」等の内容を踏まえ、市立学校園に対する指導・助言の基本方針として示すものである。

3. 参考書類

(1) 令和6年度学校園の管理運営に関する指針 ・ ・ ・ 別紙1のとおり

報告第12号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第41号 教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の制定について

臨時代理第41号

教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
別紙2のとおり

報告第8号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第37号 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて

臨時代理第37号

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に
補助執行させることに関する協議を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月29日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市長

伏見 隆 様

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

地方自治法第180条の7の規定に基づく事務の補助執行について（協議）

標題の件について、下記のとおり協議を申し入れます。

記

1. 補助執行させる事務（変更前）

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	観光にぎわい部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部又は市駅周辺まち活性化部に属する職員
市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	副市長及び総務部又は子ども未来部に属する職員
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3（第79条において準用する場合を含む。）に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長、 <u>子育て支援監</u> 及び子ども未来部又は総務部に属する職員

2. 補助執行させる事務（変更後）

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	観光にぎわい部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部に属する職員
市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	副市長及び総務部又は子ども未来部に属する職員
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3（第79条において準用する場合を含む。）に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長及び子ども未来部又は総務部に属する職員

3. 施行時期

令和6年4月1日

以上



枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋 様

枚方市長 伏 見



地方自治法第180条の7の規定に基づく事務の補助執行について(回答)

令和6年(2024年)3月29日付け教総政第1837号をもって協議のあった件について、下記のとおり同意します。

記

1. 補助執行させる事務(変更前)

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	観光にぎわい部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部又は市駅周辺まち活性化部に属する職員
市立幼稚園に関する事務(枚方市立学校長に対する事務委任規程(昭和30年枚方市教育委員会規程第4号)第2条各号に規定する事務を除く。)	副市長及び総務部又は子ども未来部に属する職員
学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第65条の3(第79条において準用する場合を含む。)に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長、子育て支援監及び子ども未来部又は総務部に属する職員

2. 補助執行させる事務(変更後)

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	観光にぎわい部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部に属する職員
市立幼稚園に関する事務(枚方市立学校長に対する事務委任規程(昭和30年枚方市教育委員会規程第4号)第2条各号に規定する事務を除く。)	副市長及び総務部又は子ども未来部に属する職員
学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第65条の3(第79条において準用する場合を含む。)に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長及び子ども未来部又は総務部に属する職員

3. 施行時期

令和6年4月1日

以上

報告第13号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第42号 教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について

臨時代理第42号

教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
別紙3のとおり

報告第14号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第43号 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の全部改正について

臨時代理第43号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の全部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
別紙4のとおり

報告第15号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第44号 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について

臨時代理第44号

枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
別紙5のとおり

報告第16号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第45号 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

臨時代理第45号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
別紙6のとおり

報告第17号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第1号 令和6年度入学式及び入園式について

臨時代理第 1 号

令和 6 年度入学式及び入園式について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年度入学式及び入園式に教育長もしくは委員、または事務局職員が出席する場合、その座席は来賓側の先頭とし、紹介するよう、市立学校園に対して指示するもの。

2. 目的

厳粛かつ円滑な式の運営を確保するため。

3. 参考書類

(1) 令和6年度(2024年度) 第1回定例校園長会 指示・支援・連絡事項
・・・次ページのとおり

令和6年度(2024年度) 第1回定例校園長会 指示・支援・連絡事項

教 育 指 導 課

Ⅰ. 令和6年度入学式・入園式について

<指示事項>【管理運営指針 P.19「国旗・国歌」、P.32「学級や学校の文化を創造する特別活動」関連】

(1) 厳粛かつ清新な雰囲気の中での儀式的行事として行う入学式についての7点指示

学習指導要領の趣旨に則り、以下の7点の指示を踏まえ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で秩序と規律を重んじた儀式として、適切に実施すること。なお、参加した教育委員会事務局職員が7点指示の実施状況を追確認する。

1点目：校長式辞、教育委員会告辞、来賓祝辞は体育館舞台上で行うこと。

2点目：国旗については、式場内と式場外に掲揚すること。

式場内での掲揚は体育館舞台に掲揚すること。

式場外での掲揚は、校門・玄関・ポールのいずれかに掲揚すること。

3点目：教職員が国歌斉唱時に起立し、斉唱すること。また、教職員に児童・生徒が起立をすることの意味や斉唱の指導を行うことを明確に指示すること。

式当日、児童・生徒の国歌斉唱が適切に行われるように指導すること。

なお、教職員の起立については、起立しない場合、再度起立の指示をすること。

4点目：国歌斉唱を式次第の中に入れ、式場及びしおり、プログラム等に明記するとともに、しおり、プログラム等には、国歌の歌詞をプリントすること。

5点目：国歌斉唱の伴奏は教員によるピアノ伴奏で行うよう努めること。

6点目：入学式における司会進行は教諭が行うこと。

7点目：来賓・保護者に対して協力を依頼すること。

(2) 市長、市議会からのメッセージ代読は必ず行うこと。本人出席の場合は依頼すること。

(3) 来賓への案内状の送付など遺漏のないよう再度確認の上、対応をすること。(現職の国会議員、府議会議員、市議会議員及び各校区コミュニティ協議会会長、PTA等については、「地域とともにある学校」の観点から招待の対象とし、それ以上の対象については、学校の規模等により判断すること。)また、居住区以外の議員より式への参列希望の連絡が入った場合は、同様の観点から受け入れること。

(4) 入学式の表記は、「令和6年度」とすること。ただし、「2024年度」の併記も可とする。

(5) 指導主事等については全校出席とする。なお、座席については、来賓側の先頭にし、紹介すること。

(6) 実施内容等、特に報告すべきことがあった場合のみ、式当日(午後1時まで)に電話報告を。

報告第18号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第2号 学校運営協議会委員の委嘱について

臨時代理第2号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）4月1日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

委嘱期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

枚方小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	平野 祐司 (ひらの ゆうじ)	校区コミュニティ協議会青年部	地域住民	1 期目
2	永井 未来 (ながい みらい)	P T A会長	保護者	1 期目
3	村田 美恵子 (むらた みえこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

枚方第二小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	加藤 吉和 (かとう よしかず)	校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	6 期目
2	平井 義一 (ひらい よしかず)	校区コミュニティ協議会 事務次長	地域住民	6 期目
3	白砂 行浩 (しらすな ゆきひろ)	P T A会長	保護者	2 期目
4	田中 理恵 (たなか りえ)	校区コミュニティ協議会評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目
5	岡田 直美 (おかだ なおみ)	校区コミュニティ協議会評議員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

蹉跎小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	鈴木 康寛 (すずき やすひろ)	さだ枚方子どもいきいき広場代表	地域住民	6 期目
2	稲岡 真弓 (いなおか まゆみ)	P T A会長	保護者	3 期目
3	出川 由貴 (でがわ ゆたか)	元 P T A会長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

香里小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	森 政義 (もり まさよし)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3 期目
2	長坂 達三 (ながさか たつぞう)	P T A会長	保護者	1 期目
3	能勢 淳 (のせ じゅん)	校区コミュニティ協議会書記	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

開成小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	藤本 春吉 (ふじもと はるよし)	校区コミュニティ協議会 常任委員	地域住民	3 期目
2	中村 有美 (なかむら ゆみ)	元 P T A副会長	保護者	1 期目
3	中野 澄 (なかの きよし)	大阪成蹊短期大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

五常小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	磯部 智子 (いそべ ともし)	校区コミュニティ協議会書記	地域住民	1 期目
2	中川 友加奈 (なかがわ ゆかな)	主任児童委員	地域住民	2 期目
3	仲 真由美 (なか まゆみ)	元 P T A 副会長	保護者	2 期目
4	星野 静枝 (ほしの しずえ)	P T A 書記	保護者	1 期目
5	森井 麗七 (もりい れいな)	保護者ボランティア世話役	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

春日小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	相見 知宏 (あいみ ともしろ)	校区体育振興会会長	地域住民	3 期目
2	岡嶋 和江 (おかじま かずえ)	校区コミュニティ協議会書記	地域住民	1 期目
3	西島 弘典 (にしじま ひろのり)	元 P T A 会長	保護者	1 期目
4	樋口 里沙 (ひぐち りさ)	元 P T A 会計	保護者	1 期目
5	橋本 久枝 (はしもと ひさえ)	元教職員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

桜丘小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	村野地区 区長代理	地域住民	6 期目
2	浜 直也 (はま なおや)	P T A 会長	保護者	2 期目
3	渡邊 美智代 (わたなべ みちよ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

山田小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	溝垣 幸貞 (みぞがき ゆきさだ)	校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	1 期目
2	田島 可奈 (たじま かな)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	竹内 尚子 (たけうち なおこ)	民生委員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

明倫小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	田北 晴稔 (たきた はるとし)	校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	1 期目
2	嶋崎 綾 (しまざき あや)	元 P T A 会長	保護者	1 期目
3	森本 清子 (もりもと きよこ)	校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
4	山田 長正 (やまだ ながまさ)	常翔啓光学園中学校・高等学校長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

殿山第一小学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	福川 妃路子 (ふくかわ ひろこ)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3 期目
2	岩永 恵 (いわなが めぐみ)	P T A 会長	保護者	2 期目
3	篠原 秀生 (しのはら ひでお)	元大阪教育大学教授	保護者	1 期目
4	辻坂 智矢 (つじさか ともや)	元学校歯科医	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目
5	土橋 知幸 (つちはし ともゆき)	殿山第一小学校元 P T A 会長	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目

殿山第二小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	松本 英史 (まつもと えいじ)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2 期目
2	坂下 明宏 (さかした あきひろ)	元 P T A 会長	保護者	2 期目
3	石本 良樹 (いしもと よしき)	フリースクエア との二 サポーター	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
4	金谷 紀子 (かなや のりこ)	枚方三中すこやかiネット部員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

樟葉小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	瀧本 茂利 (たきもと しげとし)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2 期目
2	今中 格之助 (いまなか かくのすけ)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	川島 晴美 (かわしま はるみ)	校区民生委員児童委員校区長	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目
4	久保 弥生 (くぼ やよい)	校区民生委員主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

津田小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	生嶋 良子 (いくしま りょうこ)	民生児童委員津田校区長	地域住民	3 期目
2	中山 裕貴 (なかやま ゆうき)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	川北 純勝 (かわきた すみかつ)	津田副区長・防犯協議会支部長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
4	藤田 勝己 (ふじた かつみ)	大峰区長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

菅原小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	駒田 清美 (こまだ きよみ)	民生委員児童委員	地域住民	5 期目
2	笹田 泰弘 (ささだ やすひろ)	枚方市青少年育成指導員等	保護者	5 期目
3	中島 秀芳 (なかじま ひでよし)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目
4	笹田 庄次 (ささだ しょうじ)	校区コミュニティ協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

氷室小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	吉田 勝 (よしだ まさる)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4 期目
2	田宮 奈々恵 (たみや ななえ)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	谷口 勝己 (たにぐち かつみ)	穂谷区長	地域住民	2 期目
4	重村 敦子 (しげむら あつこ)	校区主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

山之上小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	加藤 祐 (かとう ゆう)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2 期目
2	村上 拓 (むらかみ たく)	P T A 会長	保護者	3 期目
3	中 作平 (なか さくへい)	枚方市消防団副団長	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目
4	竹林 礼子 (たけばやし れいこ)	更正保護女性会幹事	地域住民	2 期目

牧野小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	玉榮 寛明 (たまえ ひろあき)	P T A 会長	保護者	1 期目
2	中川 望 (なかがわ のぞみ)	元 P T A 副会長	保護者	3 期目
3	林田 教和 (はやしだ のりかず)	校区コミュニティ協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目
4	野村 忠志 (のむら ただし)	校区コミュニティ協議会役員	地域住民	4 期目

交北小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	内海 高広 (うつみ たかひろ)	枚方・交野地区保護司	地域住民	3 期目
2	中川 拓哉 (なかがわ たくや)	P T A 副会長	保護者	1 期目
3	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授心理こども学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

香陽小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	津浦 啓子 (つうら けいこ)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	6 期目
2	吉田 彩加 (よしだ あやか)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	貞利 富士美 (さだとし ふじみ)	校区コミュニティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目

招提小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	永野 恵 (ながの めぐみ)	たけピーひろば会長	地域住民	3 期目
2	梅原 知晃 (うめはら ちあき)	P T A会長	保護者	1 期目
3	赤井 悟 (あかい さとる)	甲南女子大学国際学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目

中宮小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	温水 松二 (ぬくみず しょうじ)	校区福祉委員会会長	地域住民	3 期目
2	原口 美咲 (はらぐち みさき)	P T A会長	保護者	1 期目
3	福丸 三二 (ふくまる みつじ)	校区コミュニティ自主防災会会長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

小倉小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	梶田 義則 (ますだ よしのり)	元市議会議員	地域住民	2 期目
2	小山 幸雄 (こやま ゆきお)	元校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3 期目
3	石井 星志 (いしい せいじ)	元 P T A会長	保護者	6 期目
4	水野 奨 (みずの しょう)	元 P T A会長	保護者	6 期目
5	中城 あさ代 (なかじょう あさよ)	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

樟葉南小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	山本 清之 (やまもと きよのり)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	渡部 憲一 (わたなべ けんいち)	P T A会長	保護者	2 期目
3	檜尾 智津子 (ひお ちづこ)	元主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目
4	古城 香苗 (こじょう かなえ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目

磯島小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	松永 義信 (まつなが よしのぶ)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5 期目
2	橋野 陽子 (はしの ようこ)	元教育委員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
3	笠井 博 (かさい ひろし)	高等学校長	保護者	2 期目
4	津田 茂樹 (つだ しげき)	社会法人 であい共生舎 理事長	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目

蹠跣西小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	川口 孝美 (かわぐち たかみ)	学校開放運営委員長	地域住民	3 期目
2	中園 佐和子 (なかぞの さわこ)	学校開放委員会書記	地域住民	3 期目
3	石井 絵美 (いしい えみ)	P T A会長	保護者	3 期目
4	井上 栄樹 (いのうえ えいじゅ)	光善寺保育園長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

樟葉西小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	佐伯 智恵美 (さいき ちえみ)	校区青少年育成指導員	地域住民	1 期目
2	吉田 梨絵 (よしだ りえ)	P T A副会長	保護者	1 期目
3	船瀬 孝子 (ふなせ たかこ)	くずはおはなしを語る会代表	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

田口山小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	市川 洋子 (いちかわ ようこ)	地域エプロンクラブ代表	地域住民	5 期目
2	丸岡 俊之 (まるおか としゆき)	関西大学教育推進部教職指導センター特任教授	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
3	吉村 洋史 (よしむら ひろし)	P T A会長	保護者	3 期目
4	入江 秀年 (いりえ ひでとし)	校区コミュニティ交通対策協議会支部長	地域住民	3 期目

西牧野小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	矢葺 勉 (やぶき つとむ)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	6 期目
2	佐竹 真衣 (さたけ まい)	P T A副会長	保護者	2 期目
3	藤友 一成 (ふじとも いっせい)	校区体育振興会会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
4	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学心理こども学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
5	野田 彩香 (のだ あやか)	P T A副会長	保護者	1 期目

川越小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	木下 佐榮 (きのした さえ)	日本赤十字婦人部校区代表	地域住民	1 期目
2	伊藤 匠 (いとう たくみ)	P T A会員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
3	木本 いづみ (きもと いづみ)	P T A会員	保護者	3 期目
4	渡邊 安彦 (わたなべ やすひこ)	枚方市青少年育成指導員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
5	端野 新治 (はしの しんじ)	枚方市交通対策協議会交通指導員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

蹠跏東小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	桑原 武志 (くわはら たけし)	校区コミュニティ協議会事務局長	地域住民	6 期目
2	服部 まどか (はっとり まどか)	元校区コミュニティ協議会会長	地域住民	6 期目
3	沖野 観月 (おきの みづき)	元 P T A 会計	保護者	6 期目
4	渡辺 道男 (わたなべ みちお)	保護司 コミュニティ協議会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目
5	森本 朝子 (もりもと ともこ)	民生・児童委員 枚方こどもいきいき広場代表	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目

桜丘北小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	伊牟田 洋子 (いむた ようこ)	桜丘北子どもいきいきスクール主担	地域住民	6 期目
2	栗村 由美子 (くりむら ゆみこ)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目
4	塚田 亜由美 (つかだ あゆみ)	民生児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

津田南小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	小川 晃司 (おがわ こうじ)	校区コミュニティ・体育振興委員会	地域住民	3 期目
2	神宮 里佳 (かみみや りか)	P T A 副会長	保護者	1 期目
3	中村 俊彦 (なかむら としひこ)	いきいきつなみプラザ会長	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目
4	芝田 実 (しばたみのる)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目

樟葉北小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	水本 有紀子 (みずもと ゆきこ)	北楠葉自治会長 元気づくり地域づくりコーディネーター	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
2	池中 俊哉 (いけなか としや)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	稲田 秀之 (いなだ ひでゆき)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目

船橋小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	辻林 洋一 (つじばやし よういち)	校区コミュニティ協議会広報部会長	地域住民	3 期目
2	沼田 通子 (ぬまた みちこ)	民生児童委員	地域住民	5 期目
3	伊勢 正子 (いせ まさこ)	校区コミュニティ協議会地域部会会長	地域住民	3 期目
4	山本 明子 (やまもと あきこ)	P T A 副会長	保護者	1 期目
5	井崎 重文 (いざき しげふみ)	学校薬剤師	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

菅原東小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	山田 和子 (やまだ かずこ)	民生委員児童委員	地域住民	3 期目
2	澤田 晴菜 (さわだ はるな)	P T A 副会長	保護者	1 期目
4	奥 康秀 (おく やすひで)	元自主防災委員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
5	多治川 勝 (たじかわ まさる)	地域住民	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

山田東小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	飯野 猛 (いいの たけし)	校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	1 期目
2	佐原 和行 (さはら かずゆき)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	能瀬 喜代美 (のせ きよみ)	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

藤阪小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	寺嶋 明孝 (てらしま あきたか)	校区コミュニティ協議会評議員	地域住民	1 期目
2	安達 馨 (あだち かおる)	校区コミュニティ協議会幹事	地域住民	1 期目
3	志摩 千鶴 (しま ちづる)	P T A 副会長	保護者	1 期目
4	荒賀 千栄子 (あらが ちえこ)	校区福祉委員会副会長 民生児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
5	都築 征一 (つづき せいいち)	校区コミュニティ協議会評議員 おやじの会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

平野小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	神澤 裕紀子 (はまだ たかし)	校区コミュニティ協議会事務局長	地域住民	1 期目
2	神田 真弓 (かんだ まゆみ)	民生委員主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
3	磯嶋 一雄 (いそしま かずお)	P T A 会長	保護者	1 期目

長尾小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	奥田 かずえ (おくだ かずえ)	校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	3 期目
2	櫻田 泉 (さくらだ いずみ)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	堂野 幸雄 (どうの ゆきお)	地域住民代表	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

東香里小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	前田 昌信 (まえだ まさのぶ)	校区コミュニティ協議会幹事	地域住民	3 期目
2	雲川 真美 (くもかわ まみ)	P T A 副会長	保護者	2 期目
3	浦谷 未穂 (うらたに みほ)	子ども会校区長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
4	田辺 久信 (たなべ ひさのぶ)	大阪樟蔭女子大学児童教育学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

伊加賀小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	森 俊彦 (もり としひこ)	校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	1 期目
2	穴吹 久実 (あなぶき くみ)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	伊吹 直代 (いぶき なおよ)	校区福祉委員会 民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5 期目

西長尾小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	小松 関子 (こまつ えつこ)	元 P T A 役員	地域住民	2 期目
2	出川 雅輝 (でがわ まさき)	P T A 会長	保護者	1 期目
3	児島 昌雄 (こじま まさお)	高野山大学教育学科特任教授	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

禁野小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	立溝 和枝 (たてみぞ かずえ)	防災委員会代表	地域住民	1 期目
2	森 崇 (もり たかし)	校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3 期目
3	二瓶 美奈子 (にへい みなこ)	P T A 副会長	保護者	1 期目
4	廣本 玲子 (ひろもと れいこ)	関西外国語大学国際交流部 事務部長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

報告第19号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第3号 枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査会委員の委
嘱について

臨時代理第 3 号

枚方市立中学校全員給食事業 P F I 事業者選定審査会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年） 4 月 8 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委嘱理由

中学校の全員給食に向けた新たな調理施設の整備及び運営を PFI 方式で実施するにあたり、その事業者の選定に関する調査審議を行うため、枚方市中学校全員給食事業 P F I 事業者選定審査会の委員を委嘱するものです。

(2) 委嘱期間

令和6年（2024年）4月8日から答申の日まで

(3) 委嘱委員

(学識経験を有する者)

- ・武庫川女子大学 建築学部建築学科 教授 鳥巢茂樹
- ・摂南大学 農学部食品栄養学科 講師 今城安喜子
- ・小坂谷・中原法律事務所 弁護士 中原明日香

(経理に関する専門的知識を有する者)

- ・海老原智子税理士事務所 税理士 海老原智子

(教育に関する専門的知識を有する者)

- ・枚方市立第一中学校 校長 棧敷 勝

議案第 1 号

枚方市いじめ防止基本方針の改訂について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年） 4 月 23 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

別紙 7－1 「枚方市いじめ防止基本方針（令和 6 年 4 月改訂）案」 のとおり

2. 参考資料

別紙 7－2 枚方市いじめ防止基本方針 新旧対照表

議案第 3 号

児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 9 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年） 4 月 23 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 委員の解嘱

解嘱委員

小林 一夫 委員（所属：枚方市小学校長会）

解嘱日

令和6年（2024年）4月25日

解嘱理由

辞任の申し出があったため

2. 委員の委嘱

（1）委嘱委員

牧野 好秀 氏（所属：枚方市小学校長会）

委員の任期

令和6年（2024年）4月26日から

令和7年（2025年）9月12日まで

委嘱理由

枚方市小学校長会より新たに推薦があった委員を委嘱するもの

（2）委嘱委員

植田 暁美 氏（所属：枚方市幼稚園長会）

委員の任期

令和6年（2024年）4月26日から

令和7年（2025年）9月12日まで

委嘱理由

幼児教育に関する立場からの意見を聞くため委員を委嘱するもの

3. 参考資料

第4期 児童の放課後対策審議会 委員名簿

第4期 児童の放課後対策審議会 委員名簿

※任期: 令和5年(2023年)9月13日～令和7年(2025年)9月12日

	氏 名	所 属	分 野	摘 要
1	伊勢 正子 (いせ まさこ)	枚方子どもいきいき広場	社会教育 (専門的知識を有する者)	2期目
2	植田 暁美 (うえだ あけみ)	枚方市幼稚園長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	1期目
3	大西 雅裕 (おおにし まさひろ)	神戸女子大学文学部 教育学科教授	児童福祉 (学識経験を有する者)	4期目
4	栗村 由美子 (くりむら ゆみこ)	枚方市PTA協議会	社会教育 (関係団体を代表する者)	1期目
5	後閑 容子 (ごかん ようこ)	摂南大学 名誉教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
6	妹尾 忍 (せのお しのぶ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	児童福祉 (関係団体を代表する者)	2期目
7	代田 盛一郎 (だいた せいいちろう)	大阪健康福祉短期大学教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
8	蔦田 夏 (つただ なつ)	NPO法人関西こども文化協会	児童福祉 (専門的知識を有する者)	4期目
9	中口 武 (なかぐち たけし)	枚方市コミュニティ連絡協議会	地域コミュニティ (市民団体を代表する者)	4期目
10	牧野 好秀 (まきの よしひで)	枚方市小学校長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	1期目
11	大和 美穂 (やまと みほ)	枚方市留守家庭児童会室 保護者会	児童福祉 (関係団体を代表する者)	1期目

(注)50音順に表記しています。

※2、10については、4月23日の教育委員会定例会で議決予定。

議案第4号

児童の放課後対策審議会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第14号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり



教学放第 号
令和6年4月 日

児童の放課後対策審議会
会長 大西 雅裕 様

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元紀之

諮 問 書

児童の放課後対策を総合的かつ計画的に推進していくため、次に掲げる事項について、貴審議会の意見をいただきたく、別紙理由を添えて諮問します。

諮問事項

(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について

<別紙>

(理由)

本市では、少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中、令和2年3月に「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠・出産からの切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に進めてきました。また、児童の放課後対策についても、令和2年3月に「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定し、本市の実情に即した児童の放課後環境のさらなる整備を図り、児童の放課後対策の総合的かつ計画的な取り組みを進めてきました。

令和5年度からは、全ての子どもを対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、全小学校で留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する「総合型放課後事業」の取り組みを進めてきたところです。

こうした中、令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、社会全体としてこども施策に取り組むこととされており、本市においても、こども施策を市全体で総合的に推進するため「（仮称）枚方市こども計画」の策定を進めています。また、児童の放課後対策についても、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、引き続き、計画的に放課後児童対策を推進する必要があります。

こうしたことから、今般、放課後児童対策の一層の強化を図るため、国の放課後児童対策の考え方や「児童の放課後を豊かにする基本計画」の取組状況や課題等を踏まえ、「（仮称）枚方市こども計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画として「（仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画」を策定するものです。計画の策定にあたっては、幼児期から学童期に亘った切れ目のない育ちへの支援や、成長のステージに応じた子どもとその保護者に寄り添った施策の推進、特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応や、事業の質の向上などに関する具体的な方策をとりまとめ、子どもたちにとってより良い居場所づくりを目指してまいります。

議案第2号

議会の議決事項（財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館ＩＣタグシステム構築用機器）の取得について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第5号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）4月23日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次のページのとおり

(1) 取得物件 枚方市立市駅前図書館・中央図書館 I C タグシステム関連機器

物品	市駅前 図書館	中央 図書館	合計
セキュリティゲート	5 式	5 式	10 式
自動貸出機(卓上型)	2 台	8 台	10 台
自動貸出機用ホスト端末	1 式	4 式	5 式
エンコード用リーダーライターセット	1 式	8 式	9 式
ハンディリーダー（蔵書点検等用）	1 台	6 台	7 台
予約棚予約照会機セット	－	1 式	1 式
図書館システムとの連携システム	1 式	1 式	2 式

(2) 契約先 大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 4－24 NEC 関西ビル
NEC ネクサソリューションズ株式会社 関西支社
支社長 伊藤 幸夫

(3) 取得金額 金 103,131,600 円

- (4) 用途 枚方市立市駅前図書館・中央図書館 I C タグシステム構築
- (5) 目的 図書館利用者の利便性向上及び専門的なサービスの充実のため
- (6) 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第 38 条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（物品希望型）
執行調書

名 称	枚方市立市駅前図書館及び中央図書館ICタグシステム構築用機器調達				
落札者名	NECネクサソリューションズ(株)関西支社				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金	103,131,600	円	(金	9,375,600 円)
契約期間	自	本契約締結日		至	仕様書のとおり
公告日	令和6年1月17日		入札日	令和6年2月7日 10時00分	
予定価格 (単位:円)	100,863,600				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	NECネクサソリューションズ (株) 関西支社	93,756,000			落札

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

令和 6 年度

学 校 園 の 管 理 運 営
に 関 す る 指 針

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和6年度 学校園の管理運営に関する指針 目次

○はじめに	……1
○教育大綱	……4
○枚方市教育振興基本計画(抜粋)	……7
○令和6年度「学校園の管理運営に関する指針」の構成及び活用にあたって	……9
基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実について	
学校園運営体制について	……11
1 学校園運営組織の確立	
1-1 地域・校種間連携の推進	
学習指導について	……13
1 主体的・対話的で深い学びの実現	
1-1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現	
1-2 学習の基盤となる資質・能力の向上	
1-2-1 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導	
1-2-1-1 外国語(英語)教育における効果的な学習ツールの活用	
1-2-2 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力	
1-3-3 プログラミング学習の取組	
1-3 カリキュラム・マネジメントの充実	
1-3-1 スタートカリキュラム	
1-3-2 社会とつながる学習活動の推進	
1-4 学習評価	
1-5 確かな学力を育成するための学校体制	
2 国旗・国歌	
キャリア教育・進路指導について	……20
1 キャリア教育の在り方	
2 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方	
2-1 支援の必要な児童・生徒への進路指導	
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
道徳教育について	……24
1 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	
人権教育について	……25
1 人権教育の推進	
1-1 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	
1-2 子どもの見守り体制の確立	
1-3 ジェンダー平等教育の推進	

1-4	在日外国人教育の推進と日本語指導の充実	
1-5	同和教育の推進	
1-6	不適切な区域外(指定外)就学の防止・是正	
1-7	平和教育の推進	
健康教育について		……29
1	体力づくりの取組の推進	
2	体育活動における事故防止対策等	
3	がん教育	
4	食育	
5	食物アレルギー疾患の対応	
特別活動・その他教育活動について		……32
1	特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成	
1-1	学級や学校の文化を創造する特別活動	
2	中学校部活動	
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上		
教職員の服務について		……35
1	服務規律の徹底(職務上の義務)	
2	服務規律の徹底(身分上の義務等)	
学校園における働き方改革について		……38
1	業務改善と意識改革の推進	
2	労働安全衛生体制の充実	
教職員研修について		……40
1	教職員の育成	
2	授業改善	
3	校園内研究・校園内研修	
4	研修の受講	
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実		
支援教育について		……44
1	「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進	
1-1	校内体制の充実	
1-2	交流及び共同学習の充実	
1-3	障害のある児童・生徒の教育課程の充実	
1-4	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ	
1-5	通級指導教室の充実	
1-6	保護者や関係機関との連携	
1-7	医療的ケア	

基本方策5 幼児教育の充実	
幼稚園教育について	……49
Ⅰ 就学前教育の推進	
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進	
学校園・家庭・地域の連携について	……51
Ⅰ 社会に開かれた教育課程	
Ⅰ-Ⅰ 地域とともにある学校づくり	
基本方策7 学びのセーフティネットの構築	
安全について	……54
Ⅰ 学校園の安全確保に向けた組織体制の構築	
Ⅰ-Ⅰ 危機管理体制の確立	
Ⅰ-2 安全教育の推進	
Ⅰ-3 登下校の安全確保及び交通安全の推進	
生徒指導について	……57
Ⅰ 校内生徒指導体制の確立	
Ⅰ-Ⅰ 組織的な取組の推進	
Ⅰ-2 教育相談体制の充実	
2 不登校児童・生徒への支援	
2-Ⅰ 家庭・関係機関との連携	
3 体罰根絶の取組	
4 携帯電話等への対応	
5 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実	
6 校則について	
いじめについて	……62
Ⅰ いじめの未然防止	
2 いじめの早期発見	
3 いじめの対応	
基本方策8 学びを支える教育環境の充実	
教育環境の活用について	……65
Ⅰ 教育環境	
2 学校園施設、設備の維持管理	
3 校内体制の確立	
4 ICT機器の管理運用	
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実	
学校図書館機能の充実について	……68
Ⅰ 学校図書館運営方針および年間計画策定	

2 読書活動推進と環境整備

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

社会教育と学校教育の連携について

……71

Ⅰ 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

児童の放課後対策について

……72

Ⅰ 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備

各種の参考資料

……74

は じ め に

VUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)) の時代と称されるように、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来社会を迎えようとする中、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。子どもたち自身が生活や社会の中から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力、これこそが学習指導要領において育成をめざすものである。

学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。その上で、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。

また、幼稚園においては、幼稚園教育の基本である「環境を通して行う教育」を踏まえ、小学校以降の子どもたちの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育むよう努めることが幼稚園教育要領に示されており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう求めている。

大阪府においては、人生を自ら切り拓くとともに、認め合い、尊重し、協議し、世界や地域とつながり、社会に貢献していく人物を育む教育の実現をめざし、令和5年3月に『第2次大阪府教育振興基本計画』が策定された。幼児・児童・生徒一人一人をより一層大切にし、一貫した教育の方向性を

示すため、小学校・中学校・高等学校・支援学校等の校種を超えて取り組むべき内容を取りまとめたものであり、その実現に向けて、市町村教育委員会とさらに連携を深め、取り組んでいく必要性について提言している。

本市においては、国・府をはじめ社会情勢を踏まえ、令和6年3月に改訂された「枚方市教育大綱」及び「枚方市教育振興基本計画」（令和2年9月見直し）に基づき、様々な取組を進めていく。これらを踏まえ、本指針では、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくための具体的な方針について定める。令和6年度は、学習指導要領の「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、これまでの取組の上に、「学校教育の質の向上」や「子どもの育ちの支援」といった取組を各学校園においてさらに進めることを最優先の課題とする。そのために、子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～をテーマとして、自立した学び手を育成するために、自己決定できる子ども主体の学びの実現、課題解決学習（PBL）の推進、そして授業と生徒指導の一体化に取り組む。

そして、引き続き、各学校園の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実及び連携を図り、これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させることで、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、豊かな心と健やかな体を育むための教育環境の充実を図る。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、業務改善と意識改革を組織的、計画的に進めていく。一方で、すべての教職員が健康でいきいきと勤務できる職場環境づくりを進めるためにも労働安全衛生体制の充実が求められる。また、教職員は、その職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に取り組む必要があることを認識しておく必要がある。

すべての幼児・児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、学校園において、多様な学びの場を保証するとともに、相互理解を深め、安心して学校生活を送ることができるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進する。また一人一人の個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ考える機会として、人権教育・啓発に取り組む。特に、貧困や虐待、ヤングケアラー等、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させることが重要

である。支援教育については、「ともに学び、ともに育つ」教育の下、障害のある児童・生徒、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組を充実していく。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめを見逃さない学校環境づくりに努める。不登校については、早期発見・早期対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えとともに、個に応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所設置等の工夫や外部機関との連携を図る。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育大綱

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』

～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教育方針

<重点方針1 社会を生き抜く力の育成>

1-1 確かな学力の育成

一人ひとりの教育的ニーズを大切にし、1人1台端末も活用した個別最適で協働的な学びにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現します。また、学校図書館の充実にも取り組みます。

1-2 問題発見・解決能力等の育成

変化の激しい社会においても、力強く生き抜くために必要な、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に取り組みます。

また、実践的な職業体験などにより、未来の可能性を切り拓く社会体験の機会を提供します。

1-3 教員の育成

多様な社会のあり様を踏まえた多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 豊かな心と健全な体の育成>

2-1 豊かな心と健全な体の育成

豊かな心の育成のため、多様な社会の中で、思いやりをもち、すべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする教育に取り組みます。

また、子どもたちに、スポーツや文化芸術をはじめとした様々な体験や人との出会いの機会を継続的に確保します。

あわせて健全な食生活を形成する食育や、経済的な負担を気かけずに提供される質の高い安全で安心な学校給食を通じて、健全な体を育成します。

<重点方針3 誰一人取り残されない教育の実現>

3-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者の精神的苦痛や不安をより早期に克服できるよう、学校園や教育委員会をはじめ、市が一丸となって連携しながら誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

3-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、学校園への復帰以外の選択肢としての子どもの居場所も広く確保し、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

3-3 子どもの貧困対策、ヤングケアラー対策

様々な事情を抱える子どもたちが、分けへだてなく教育を受けることができるよう、一人一人に寄り添った支援を進めます。

3-4 「ともに学び、ともに育つ」教育、支援教育の充実

「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるとともに、支援が必要な子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える支援教育を充実させます。

<重点方針4 豊かな学びを支える学校園づくり>

4-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組めます。

4-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもに係るデータを踏まえた課題と対応策を学校ブログ等で積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

4-3 学校園の教育環境整備

誰一人取り残されない教育環境を整備するため、ICT環境を充実させるとともに、施設のバリアフリー化を進めます。

また、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組み、ZEB化にも取り組みます。

<重点方針5 遊びや学びの充実>

5-1 遊びから学びへの接続の充実

保育園や幼稚園等就学前児童施設に通うすべての子どもたちが小学校へ円滑に就学できるよう、遊びから学びへの接続を充実させます。

5-2 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

5-3 生涯学習の推進

DX時代を見据えた学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、スポーツ・文化芸術・歴史に親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進します。

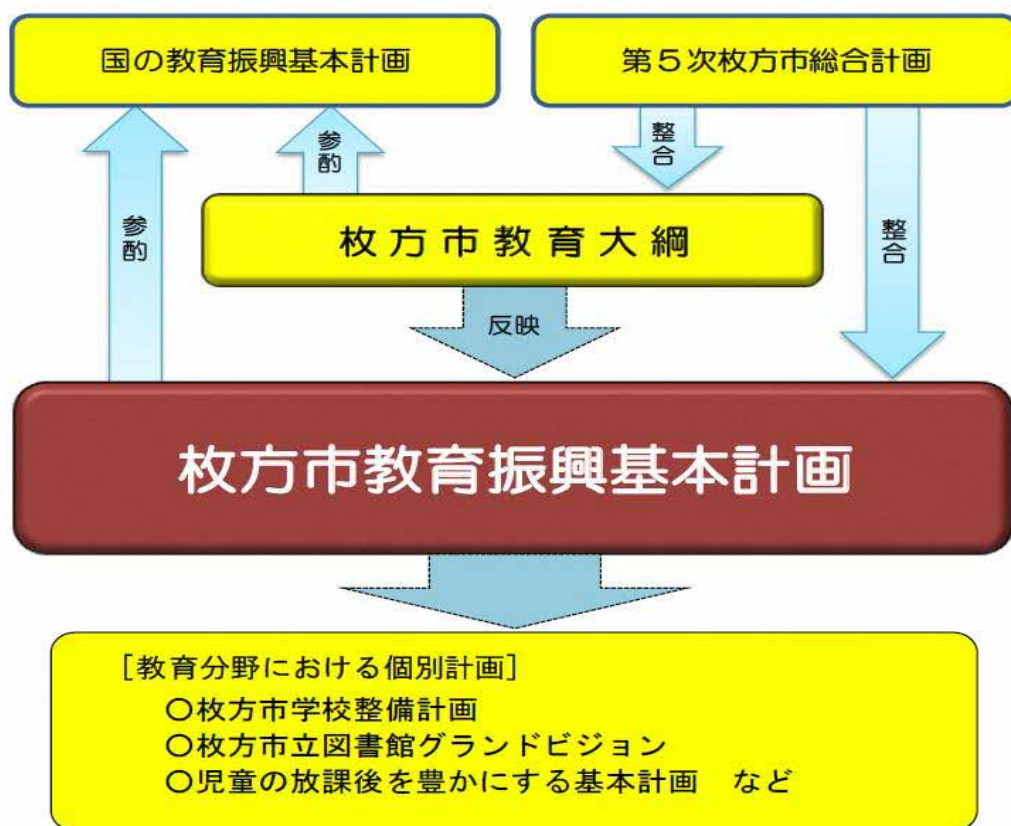
また、生涯学習と学校教育との連携により、生涯を通じて、学びの習慣を育み、様々な可能性に挑戦できる環境づくりをめざします。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画※（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1枚方市教育大綱（令和2年3月末改訂）を受け、令和2年9月計画見直し

3. 教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ① 知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ② 子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③ 一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。



教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

基本方策1	確かな学力と自立を育む教育の充実
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策5	幼児教育の充実
基本方策6	社会に開かれた学校づくりの推進
基本方策7	学びのセーフティネットの構築
基本方策8	学びを支える教育環境の充実
基本方策9	生涯学習の推進と図書館の充実
基本方策10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

令和6年度「学校園の管理運営に関する指針」の構成及び活用にあたって

全体の構成やページレイアウトは以下のとおりです。

関連資料は別ページにまとめています。

また、項目によっては再掲となっている内容もあります。

○プロローグ

それぞれの基本方策でめざすことを端的に示しています。

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

また9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自らから考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

○枚方市教育振興基本計画に沿った章立て

○働き方改革関連マーク

働き方改革関連事項を示す。

○重点項目

○指示事項

根拠を明示。遂行を求め、進捗の確認を行うもの。

○指示事項の補足説明

指示事項を達成するために留意すること。補足。

○取組み例

学校が指示事項に取り組むうえで、考えられる事例

○支援事項

学校の自律・自立につなげるための
教育委員会等からの支援事項

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

学校園運営組織の確立

【指示事項】

- (1) 校長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立すること。
- (2) 企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図ること。

【指示事項の補足説明】

- ・校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任（園長は主任教諭）を効果的に機能させ、人材育成を図るよう留意すること。
- ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めるよう留意すること。
- ・様々な分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等と教職員が協働し、「チーム学校」として、学校園がバナンスの確立を図るよう留意すること。

【取組例】

- 日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- 校内の働き方改革推進チーム等で熟議の上、校長が積極的に校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進し、機能的な学校運営を図る。

【支援事項】

- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加する。

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

また9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自らから考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

Ⅰ. 学校園運営体制について

Ⅰ. 学校園運営組織の確立



【指示事項】

- (1) 校園長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立すること。¹
- (2) 企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。²
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任（園長は主任教諭）を効果的に機能させ、人材育成を図るよう留意すること。
- ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めるよう留意すること。
- ・様々な分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等と教職員が協働し、「チーム学校」として、学校園がバナンスの確立を図るよう留意すること。
- ・校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、教職員へのシステムの説明（評価結果が給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うよう留意すること。

【取組例】

- 日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校園組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- 校園内の働き方改革推進チーム等で熟議の上、校園長が積極的に校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進し、機能的な学校園運営を図る。
- 市内においても模範となり得る実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものを、市教育委員会が行う優秀教職員表彰において積極的に推薦し、人材育成につなげる。

1 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（令和4年8月31日改正 文部科学省）

2 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成12年1月21日 文部事務次官）

3 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「21.教職員の資質・能力の向上」p54

1-1. 地域・校種間連携の推進



【指示事項】

- (1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては学校運営協議会から提言や評価を受けること。¹
- (2) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。²
- (3) 校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。³
- (4) きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・学校評価結果については、教育活動等を自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営の推進に活かすこと。また、実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図ったりするなど、その実効性を高めるよう留意すること。
- ・幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう留意すること。

【取組例】

- 義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけ、教職員の合同研修や行事等での積極的な交流活動等を活性化し、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*の円滑な接続を図る。
- 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）について、学校運営協議会での議論、あるいはPTA協議会との情報共有を行い、社会に開かれた教育課程の実現を図る。

*幼保こ小…幼：幼稚園、保：保育所（園）、こ：認定こども園、小：小学校

¹ 学校教育法施行規則 第66条

² 学校教育法施行規則 第67条

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p39 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p40

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p74 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p72

2. 学習指導について

1. 主体的・対話的で深い学びの実現

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・市教育委員会が定めるめざすゴール（めざす学びの姿）である【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行うこと。

【支援事項】

- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修を実施する。

1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

【指示事項】

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。²
- (2) 各教科の授業において、児童・生徒が1人1台端末・ICTを文房具として活用するよう授業改善を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することに留意すること。
- ・情報活用能力の育成に当たっては、『枚方版 ICT 教育モデル』を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、児童・生徒が1人1台端末やICTを活用して児童・生徒同士がやり取りする場面を設けるよう留意すること。
- ・児童・生徒がデジタル社会における善き社会の担い手となるよう、ICTを用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p76 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p77

² 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）

³ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）

- ・ AI ドリル等を活用して、児童・生徒が自身の成長やつまずきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう留意すること。
- ・ 家庭においても、児童・生徒が1人1台端末を日常的に活用し課題解決を行うなど、授業と家庭学習が一体となり充実するよう留意すること。
- ・ 生成 AI の活用を検討する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえること。

【取組例】

○1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGA スク!ひらかた」に掲載している「1人1台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介 WEB サイト」「大阪府情報活用能力ステップアップシート」を参考にする。

1-2. 学習の基盤となる資質・能力の向上

【指示事項】

(1) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・ 言語能力の育成に当たっては、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うよう留意すること。
- ・ 目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。

【取組例】

○言語能力を育成するため、学校図書館の有効活用に努め、読書活動を推進するとともに、府教育委員会が提供している学習教材(ことばのちから等)も積極的に活用する。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p48 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p49

1-2-1. 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進すること。¹
- (2) 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するため、言語活動を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。²

【指示事項の補足説明】

- ・枚方市英語指導助手（JTE、NET）や英語の専門性を有する地域人材等と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう留意すること。
- ・教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DO リスト等を効果的に活用するよう留意すること。
- ・適切な場面でパフォーマンステストを実施し、多様な評価材料から複合的に評価できるように留意すること。
- ・小学校においては、外国語科及び外国語活動に係る校内研修を実施する等、学級担任に継続的に指導力を向上させるよう留意すること。
- ・中学校においては、話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図ること。
- ・中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。

【取組例】

- 児童・生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する枚方英語村など、オンラインを活用した外国との交流活動を積極的に利用する。

1-2-1-1. 外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用

【指示事項】

- (1) 中学校において、英語科 CAN-DO リストの見直し及び改善を行い、教育計画に掲載すること。³
- (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、English 4skills のレベルチェックテスト「聞く」「読む」「話す」「書く」について第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施すること。⁴

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

1-2-2. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

【指示事項】

- (1) 豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図るよう努めること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を積極的に活用するとともに、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けるよう留意すること。
- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育の推進に努めること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図るよう留意すること。

1-3-3. プログラミング学習の取組

【指示事項】

- (1) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進を図るよう留意すること。

【取組例】

○プログラミング的思考を育むにあたっては、「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」、「中学校技術・家庭科（技術分野）におけるプログラミング教育実践事例集」、「大阪府情報活用能力ステップアップシート」「枚方版ICT教育モデル」、プログラミング教育教材等を活用する。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p46
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p47

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p83
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p51

1-3. カリキュラム・マネジメントの充実



【指示事項】

- (1) 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。¹
- (2) 地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点を持ちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、家庭や地域とも共有を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・教育課程の実施においては、児童・生徒や各学校の実態に基づき、年間を見通した上で、行事の精選等をはじめ、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行うよう留意すること。
- ・学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施することについて留意すること。

【取組例】

〇カリキュラム・マネジメントの推進のために、「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月 大阪府教育庁）や独立行政法人教職員支援機構の動画教材「校内研修シリーズ」等を活用する。

1-3-1. スタートカリキュラム

【指示事項】

- (1) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育の円滑なつながりを意識し、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。³
- (2) 各小学校で実施しているスタートカリキュラムを見直し、教育計画に掲載すること。⁴

1-3-2. 社会とつながる学習活動の推進

【指示事項】

- (1) 総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。⁵
- (2) 実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習（PBL: Project Based Learning）を充実させ、問題発見・解決能力等を育成すること。⁶

¹ 学校教育法施行規則 第4章 小学校 第2節 教育課程 第51条

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）前文 中学校学習指導要領（平成29年告示）前文

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 生活編 p7

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 生活編 p57

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「15.社会とつながる学習活動の推進」p41

⁶ 枚方市長令和6年度市政運営方針

【指示事項の補足説明】

- ・総合的な学習の時間については、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりするなど、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するよう留意すること。
- ・児童・生徒が、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動を工夫するよう留意すること。

【取組例】

- 枚方市における、出前授業など学校を応援している企業や市役所各課の学校支援の情報を一元的に公開している「学校応援団ポータルサイト」を活用する。
- 他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させるために、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示を活用する。
- 児童に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせるために、すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用する。
- 探究的な学習活動については、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりする。

1-4. 学習評価

【指示事項】

- (1) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導すること。¹
- (2) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・評価規準や評価方法について、事前に校内で検討するなどして明確にし、児童・生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し、児童・生徒や保護者の理解を図ることに留意すること。
- ・通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにするよう留意するとともに、児童・生徒の学習状況について保護者に伝えるものとして説明責任を果たし、児童・生徒や保護者の理解を図ることに留意すること。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p93 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p91

² 学校教育法施行規則 第24条

1-5. 確かな学力を育成するための学校体制

【指示事項】

(1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究（研究内容）を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・ 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用することに留意すること。
- ・ 小学校においては、週に1回放課後に、授業づくりに特化した学年会を、中学校においては、時間割内に、授業づくりに特化した教科会を設定・実施するなど、各教科等の特質に応じた指導方法の充実・改善を図ること。
- ・ 研究授業・研究協議会等について、各小中学校で年1回以上実施し、他校の教職員が参加できる体制を整えるなど、全市的な指導方法の工夫改善につながるような取り組みを進めること。
- ・ 「全国学力・学習状況調査」について、調査実施後速やかに児童・生徒に対して、正解の内容を提供し、課題のあった問題を授業で取り上げるなど、児童・生徒自身が振り返ることができるように留意すること。また、本調査結果の提供後、分析・検証の結果を踏まえ「学力向上プラン」等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むことに留意すること。

【取組例】

○授業改善の推進のため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究などを行う。

2. 国旗・国歌

【指示事項】

- (1) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。²
- (2) 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。³

¹ 教育基本法 第2章 第9条

² 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例 第4条（平成23年6月13日）

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 p119

3. キャリア教育・進路指導について

1. キャリア教育の在り方

【指示事項】

- (1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・キャリア教育はその定義を踏まえ、9年間を通してどのような力を育成するのか具体的に目標設定し、中学校区において共通理解を深めるよう留意すること。
- ・中学校区において作成したキャリア全体計画について、その検証・改善に努めるよう留意すること。
- ・キャリア教育については、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるよう留意すること。
- ・校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有するよう留意すること。
- ・小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、児童・生徒・保護者に中学校に関する情報を提供するよう留意すること。

【支援事項】

- ・学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できるよう、職場体験の取組の実施や、府主催「わくわく・ときどき SDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する。

2. 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方

【指示事項】

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。²
- (2) 進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動編 第3章 第2 学級活動の内容 p47

中学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動編 第3章 第2 学級活動の内容 p44

² 「生徒指導・進路指導の改善等について（通知）」（平成28年 文部科学省）Ⅰ. 学校の組織的な生徒指導・進路指導体制と情報管理

「進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第57集」（大阪府教育庁）

5進路指導の基本的な考え方p22～23

を推進すること。¹

(3) 調査書等進路指導に関する書類の作成に当たっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に留意すること。
- ・進路指導にあたっては、3年生のみならず1年生時から、進路ガイダンス機能を充実させるよう、キャリア教育の中で育まれてきた、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進路指導において進路先や定期テストの平均点等、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供するなど、生徒・保護者への適切にアドバイスするよう留意すること。
- ・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図るよう留意すること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点から、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・調査書等進路指導に関する書類の作成の際は、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用する。

2-1. 支援の必要な児童・生徒への進路指導

【指示事項】

- (1) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないよう、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。³
- (2) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導主事と支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう留意すること。
- ・日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応するよう留意すること。
- ・日本語指導を必要とする児童・生徒に対して「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めるよう

¹ 「生徒指導・進路指導の改善等について（通知）」（平成28年 文部科学省）2. 進路指導の在り方

² 「進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第57集」（大阪府教育庁）

5進路指導の基本的な考え方p22～23

進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第57集」（大阪府教育庁）

8. 調査書等の書類作成に当たって p28～29

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進」p40

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進」p39・40

留意すること。

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人一人の個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることですべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心を養います。

また、健全な身体の育成に必要な生活習慣の確立をめざし、健康教育の充実を図ります。

4. 道徳教育について

1. 学校の教育活動全体を通した道徳教育の推進

【指示事項】

- (1) 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童・生徒の実態に即しながら指導を工夫すること。¹
- (2) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとなるようにすること。²

【取組例】

- 家庭・地域と連携し、地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「『大切なこころ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」(平成26年3月・平成27年3月大阪府教育委員会)の活用等や、あいさつ運動や地域との交流活動等を行い、子どもたち一人一人の豊かな心を育む取組を実践する。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p162
中学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p154

² 小学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p167
中学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p156

5. 人権教育について

1. 人権教育の推進

【指示事項】

- (1) 人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。¹
- (2) 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を推進すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・学校園におけるハラスメントの根絶を図ること。市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るよう留意すること。
- ・人権侵害事象等が生じた際には、市教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応するよう留意すること。
- ・人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組となるよう留意すること。
- ・人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進するよう留意すること。
- ・人権教育を学校及び幼稚園教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して、組織的な指導をするよう留意すること。
- ・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るよう留意すること。
- ・セクシャル・ハラスメントについては、未然防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施し、積極的に実態を把握するよう留意すること。
- ・PTAの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかける等、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進するよう留意すること。

【支援事項】

- ・人権感覚を身につけるための研修や、人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めるために、府教育委員会の「OSAKA 人権教育 ABC」等を提供する。
- ・幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、「人権教育教材集・資料CD」や「生命（いのち）の安全教育教材」、アニメ「めぐみ」等を提供する。
- ・暴力を伴わない人間関係の構築に向けた人権教育を推進するため、小中学校においては人権政策課の「DV予防教育プログラム」等を提供する。

¹ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕2. (2) (平成 20 年 3 月文部科学省)

² 枚方市人権教育基本方針

1-1. 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

【指示事項】

- (1) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障害についての理解を深める教育を系統的に実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進めること。

1-2. 子どもの見守り体制の確立

【指示事項】

- (1) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・虐待やヤングケアラーを発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市のまるっとこどもセンターへ速やかに通告または相談し、市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・関係機関への通告後も、児童虐待を受けた、または受けたと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校園生活を送れるよう、学校園として組織的に対応するよう留意すること。また、専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図るよう留意すること。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供するよう留意すること。
- ・不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をするよう留意すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、関係機関と日常的な連携を行うよう留意すること。
- ・児童虐待の未然防止と早期発見のために、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発をするよう留意すること。

1-3. ジェンダー平等教育の推進

【指示事項】

- (1) 男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。³

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p22

² 児童虐待の防止等に関する法律 第5条

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p22・23

【指示事項の補足説明】

- ・学校園においては、性的マイノリティとされる幼児・児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努めるよう留意すること。
- ・すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、ジェンダー平等の観点から、学校園からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検するよう留意すること。

1-4. 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。¹
- (2) 日本語指導を必要とする児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・より効果的な日本語指導を行うために、「特別の教育課程」による日本語指導を実施できるよう、必要に応じて「個別の指導計画」を作成する等、留意すること。

1-5. 同和教育の推進

【指示事項】

- (1) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努めること。³

1-6. 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正

【指示事項】

- (1) 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正に積極的に努めること。⁴

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」
p22

² 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)第2留意事項1

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」
p22

⁴ 学校教育法施行令第9条

1-7. 平和教育の推進

【指示事項】

(1) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進すること。¹

【支援事項】

- ・平和教育の推進のため、「平和教育基本方針」を踏まえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設の活用を推進する。
- ・体験的に平和教育の推進するため、3月1日の「枚方市平和の日」にちなんで「平和フォーラム」「平和の燈火（あかり）」等平和を考える事業を実施する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」
p23

6. 健康教育について

1. 体力づくりの取組の推進

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

・策定した体力向上推進計画及び、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「ICT 活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）」等の結果を基に、PDCA サイクルに基づく体力づくりをより一層進めるよう留意すること。

【取組例】

○学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立のために、大阪府教育庁が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる！簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」等の資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用する。

2. 体育活動における事故防止対策等

【指示事項】

- (1) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。²
- (2) 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。³
- (3) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。⁴
- (4) 幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。⁵
- (5) 「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。⁶

¹ 「子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）」（平成14年9月30日 中央教育審議会）

² 「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議）

³ 学校保健安全法施行規則 第28条

⁴ 学校保健安全法施行規則 第29条

⁵ 小学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育 p139、中学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育 p85

⁶ 中学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育 p123

3. がん教育

【指示事項】

(1)がん教育については、各中学校において令和２年度から令和７年度までの間で、１回以上外部講師を活用しがん教育を実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

・日本人の死亡原因として最も多いがんを取り上げ、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を推進し、児童・生徒の理解を深めること。

4. 食育

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導の全体計画を作成し、推進すること。また、全体計画を教育計画に掲載すること。²
- (2) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。³

【取組例】

- 中学校においては、「枚方市中学校給食献立表」のコラムを通して、旬の食材や行事食について知ることに対する知識や理解を深めることにつなげる。
- 枚方市学校給食コンテストを授業計画に位置付けるなど、児童・生徒の食に対する関心を高める取組を行う。

5. 食物アレルギー疾患の対応

【指示事項】

- (1) 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整えること。⁴
- (2) 大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和５年度改訂版）」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織するアレルギー対応委員会等を設置すること。⁵
- (3) 各校の状況について十分検討したうえで、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを策定すること。⁶

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p34

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33
食育基本法p7第18条2

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

⁶ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

(4) 食物アレルギーの既往症の無い幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう留意し、毎年校内研修等を実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校にて、アレルギー疾患があり特別な対応が必要な児童・生徒については、年 1 回保護者から学校へ学校生活管理指導表を提出してもらい、それに基づいて面談を行った上で対応をするよう留意すること。
- ・事前に「学校生活管理指導表」等を活用し、保護者・学校・主治医が連携の上、緊急対応等の確認を行うよう留意すること。アレルギー症状が疑われる場合は、教職員が躊躇せずエピペンを使用し、救急搬送を行うこと。また、学校において事前に枚方寝屋川消防組合と情報共有を希望される児童・生徒については、「エピペン情報連絡票」を学校へ提出してもらい、学校支援課まで写しを 1 部、提出するよう留意すること。
- ・「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」を有効に活用し、アレルギー対応委員会等にて、安心して学校生活を送れるよう、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルを策定するよう留意すること。マニュアルは、すべての教職員が内容を把握し、日頃から学校全体で事故防止に努めるよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p33

7. 特別活動・その他教育活動について

1. 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

【指示事項】

- (1) 特別活動においては、学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図り、小学校段階からキャリア教育の充実を図るよう留意すること。

1-1. 学級や学校の文化を創造する特別活動

【指示事項】

- (1) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。²
- (2) 児童会活動・生徒会活動においては、児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。³
- (3) 儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。⁴
- (4) 学校園で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行うよう留意すること。

【取組例】

○学校で動物を飼育する場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用したり、獣医師と連携したりする等することが考えられる。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動 p184

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動 p181

³ 小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成29年7月）p84

⁴ 小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成29年7月）p120、121

⁵ 小学校学習指導要領解説 生活編（平成29年7月）p46
飼養衛生管理基準（農林水産省）

2. 中学校部活動

【指示事項】

(1) 中学校における部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切な練習時間、休養日・休養期間を設定するとともに、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・ 練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること。また、長期休業中は連続5日以上のもった休養期間を設けること。

【取組例】

○部活動の指導にあたっては、部活動指導協力者を活用することが考えられる。

¹ 枚方市中学校部活動方針（平成31年2月）

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、教職員の働き方を見直し、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務することで教育の質の維持・向上を図ります。

また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修を通して、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員の育成をめざします。

8. 教職員の服務について

1. 服務規律の徹底（職務上の義務）

【指示事項】

(1) 服務の宣誓¹

服務の宣誓内容を日頃から教職員に強く意識させ、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するよう指導すること。

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務²

教職員への命令（出張・時間外勤務等）については、法規法令に従い、その意義等を教職員に十分に認識させ、適正な執行を行うこと。各種承認申請（勤務場所を離れて行う研修等）についても同様に、校長による承認手続きを行うとともに、適正に処理すること。

教職員の自家用自動車等による通勤は、認定条件を満たした場合に限ること。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底すること。

(3) 職務専念の義務³

条例・規則で定められた勤務時間を教職員に遵守させ、その職責遂行に努めさせること。その際、校長は勤務（内容・時間等）の適正な把握・管理を行うこと。

(4) その他⁴

万一、服務上の問題が発生した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教職員課に報告すること。教職員の不祥事防止の徹底を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が、勤務内外を問わず教育公務員として相応しい言動・服装等を常に意識する等、職場内の倫理観を確立するよう、留意すること。
- ・教育公務員として公教育を推進する立場にあることを教職員に自覚させ、教職員が常に自己研鑽に励む職場となるよう、留意すること。
- ・ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であること、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して懲戒処分対象に付されることがあること等をすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるよう、留意すること。また、防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。

¹ 地方公務員法 第31条

² 地方公務員法 第32条

³ 地方公務員法 第35条

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「23.不祥事の防止」p57

【取組例】

○教職員の不適切な言動が疑われる場合等には、即座に組織的な未然防止、早期対応へとつながるよう、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、心理的安全性が高く、管理職への報告が適切に行われるような組織体制の構築を図る。

○服務に関する校内研修において、研修を教職員に担わせる等、教職員の当事者意識が高まる工夫を図る。

○ハラスメントの校内相談窓口を教職員に周知し、相談員には管理職以外の教職員を入れ、年齢や性別に偏りがないようにするとともに、聴き取りをする際には相談者と同性の教職員が同席する等、相談者が相談しやすい環境をつくる。

2. 服務規律の徹底（身分上の義務等）

【指示事項】

（1）信用失墜行為の禁止¹

幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組むこと。

飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを教職員に周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導を徹底すること。

教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。

公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう教職員に指導すること。

（2）秘密を守る義務²

職務上知り得た情報等に対する守秘義務を教職員に遵守させること。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを教職員に認識させた上で、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や本市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行うこと。

（3）政治的行為の制限³

教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。

（4）争議行為等の禁止⁴

教職員が全体の奉仕者という身分をよく理解し、争議行為等を行わないよう指導すること。

（5）営利企業への従事等の制限⁵

兼職・兼業について、教職員に地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。

¹ 地方公務員法 第33条

² 地方公務員法 第34条

³ 地方公務員法 第36条

⁴ 地方公務員法 第37条

⁵ 地方公務員法 第38条

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう指導すること。
- ・SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、教職員がその特性や危険性を理解し、教育公務員としての信頼を損なうことがないよう、教職員が責任と自覚を持って行動する職場となるよう、留意すること。

【取組例】

- 痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。
- 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。
- 服務に関する校内研修において、教職員課提供の処分事例等を活用して自分事として考えさせる等、教職員の危機意識が高まる工夫を図る。
- 情報通信機器による処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、万全のセキュリティ対策を講じる。

9. 学校園における働き方改革について

1. 業務改善と意識改革の推進



【指示事項】

- (1) 学校園の経営方針等において、国通知や様々な取組事例等を参考にし、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行うこと。¹
- (2) 校園長は各学校園の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うという考えのもと、業務の在り方の見直しを進めること。²
- (3) 学校運営協議会等で各校における働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進めること。³
- (4) 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資するため、全ての教職員に勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、教職員一人一人の意識改革を図ること。
- ・部活動においては、教職員の勤務時間に合わせた練習時間の設定、週ごとの休養日の設定、長期休業中に連続した休養期間の設定等、生徒が家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障するよう、「枚方市中学校部活動方針」に基づいた適切な部活動運営を行うよう指導すること。

【支援事項】

- ・「笑顔の学校プロジェクト」を全市規模で取り組み、教員業務支援員の配置、ミニ研修会や交流会等、効果的な取組につながる情報提供及び学校の好事例を横展開するしくみ等により、学校の主体的な働き方改革の取組をサポートする。

【取組例】

- 管理職は、教職員間で働き方改革について話し合う場を校務分掌に位置づける等し、学校園内の業務の在り方の適正化を図る。

¹ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

² 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

³ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20.働き方改革」p51

○各校における働き方改革の取組について、ブログ等で情報発信する等し、保護者、地域の理解を得て共に進める。

2. 労働安全衛生体制の充実



【指示事項】

- (1) 各学校園の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進めること。¹
- (2) 出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。²
- (3) 校園長は、学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努めること。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たすこと。³
- (4) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について教職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めること。また、ストレスチェックの集団分析結果を活用し、各学校園のよりよい職場環境づくりに努めること。⁴
- (5) 笑顔の教職員・学校園づくりのため、枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努めること。⁵

【取組例】

○教職員の健康の保持と労働安全衛生における意識を高めるため、校務分掌に衛生委員会の役割を果たす場を位置づける等、快適な職場環境形成を図る。

¹ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

² 枚方市立学校園で働く教職員の長時間勤務者への医師による面接指導実施要領（令和2年4月枚方市教育委員会）

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20.働き方改革」p51

⁴ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

⁵ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

10 教職員研修について

1. 教職員の育成

【指示事項】

- (1) 教職員経験 1 年目～3 年目（教諭・講師等）の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員（初任期教職員）の校内 OJT 推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図ること。¹
- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。²
- (3) 10 年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。³
- (4) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。⁴
- (5) すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めるよう留意すること。
- ・校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図るよう留意すること。
- ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めるよう留意すること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用するよう留意すること。
- ・教職経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用するよう

¹ 教育公務員特例法 第23条

² 教育公務員特例法 第23条

³ 教育公務員特例法 第24条

⁴ 教育公務員特例法 第25条

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p21「21. 教職員の資質・能力の向上」p53

留意すること。

- ・教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けることができるよう留意すること。また、中堅教諭等資質向上研修で実施する「校内モデル授業」等を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図るよう留意すること。
- ・市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に留意すること。

【支援事項】

- ・教育研修課が指定するテーマについて、一緒に研究したい教職員を募集し研究する「授業をカエル LABO」を設ける。研究した内容は「Google Chat」での発信等をとおして、公開予定。
- ・計画的に教員の授業力育成・キャリアパスの可視化ができるよう、「授業の達人」へのロードマップを明示する。

【取組例】

- 教職員の人権意識を高める際には、教職経験年数の少ない教職員が教職経験の多い教職員等と連携するなど、人権教育の成果を継承できるよう工夫する。

2. 授業改善

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に組織的・計画的な授業改善に留意すること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実に留意すること。
- ・学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めるよう留意すること。
- ・学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p76
中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p77

の実現に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会等を行う際は、学校園支援プログラムとして、指導主事、教育推進プランナー等を講師として派遣する。
- ・希望した学校に、その学校が研究したいテーマに合わせ指導主事を派遣し、学校の研究を支援する、研究指定校制度（サポートプログラム）を設ける。

【取組例】

- 校園内研究・研修を実施する際は、授業改善等の指導のため、指導教諭及び授業の達人・授業マイスター等を活用することが考えられる。

3. 校園内研究・校園内研修

- (1) 小・中学校の校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・校園内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校園の研究成果を生かし、指導力の向上を目的とするよう留意すること。

4. 研修の受講

【指示事項】

- (1) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。²
- (2) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、指示事項の補足説明や事前課題等に留意し、受講するよう留意すること。
- ・校外での研修を受講した教職員に、その内容を校園内研修等において実践・伝達させるなど、日常的なOJTを推進して、学校園全体の教育活動に還元するよう努めること。

【取組例】

- 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、OKUTEPの積極的かつ有効的な活用が考えられる。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「21.教職員の資質・能力の向上」p53

² 教育公務員特例法 第22条の4

³ 教育公務員特例法 第22条の6

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒が将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、「ともに学びともに育つ」教育の充実に努め、その可能性を十分に引き出す効果的な指導・支援を行います。

また、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての幼児・児童・生徒について全教職員の共通理解のもと、学校園全体で支援教育の充実に取り組みます。

11. 支援教育について

1. 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

【指示事項】

- (1) 障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めること。¹
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒1人1人の教育的ニーズに応じた支援の充実に図るとともに、児童・生徒一人一人の「適切な学びの場へ見直し・変更」を図り、自立に向けた効果的な指導・支援を行うよう留意すること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の実現をめざし、「基礎的環境整備の徹底」「合理的配慮等を含む適切な配慮の提供」、幼児・児童・生徒の特性に応じた指導・支援を行うよう留意すること。
- ・地域における共生社会の実現をめざし、校園内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進するよう留意すること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育を推進するよう留意すること。
- ・障害のある児童・生徒1人1人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級指導教室、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実に図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障害のある児童・生徒の学びが充実するよう留意すること。

【取組例】

- すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある児童・生徒の学びの充実のため、支援教育ポータルサイト「サポート・コンパス」を活用する。
- すべての児童・生徒「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実させるよう、計画作成や日々の指導までを一体でサポートし、支援教育の質的向上をトータルでサポートできる「LITALICO 教育ソフト」の計画作成ツール、教材、研修動画を積極的に活用する。
- 合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むため、タブレット等のICT機器を有効活用する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

² 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1章 第5条

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p18

1-1. 校内体制の充実

【指示事項】

(1) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・教室の中にある多様性を前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援となる基礎的環境整備の徹底を図るよう留意すること。
- ・合理的配慮の検討・決定にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう留意すること。
- ・支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努めるよう留意すること。
- ・支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めるため、教職員研修等を活用する。
- 児童・生徒への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努めるため、教育支援ソフト等を活用する。
- 全ての教職員が支援教育に関する理解を深め、個別最適な学びの充実に努めるため、研修動画や教材例を用いる。
- 障害のある児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立するため、障害のある幼児・児童・生徒に必要な支援は、すべての幼児・児童・生徒にとっても効果的な支援となる視点から、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む。

¹市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17.18

1-2. 交流及び共同学習の充実

【指示事項】

(1) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・交流及び共同学習の実施に当たっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に留意すること。
- ・支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実を図るよう留意すること。

1-3. 障害のある児童・生徒の教育課程の充実

【指示事項】

- (1) 支援学級において実施する特別の教育課程には、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成すること。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童・生徒の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努めること。²
- (2) 支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該児童・生徒の障害の状況に応じて一人一人の教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施するよう留意すること。

1-4. 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

【指示事項】

- (1) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めるよう留意すること。
- ・個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進するよう留意すること。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図るよう留意すること。
- ・個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の

¹市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

²市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

³市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

⁴市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p19

状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図るよう留意すること。

- ・幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう留意すること。

1-5. 通級指導教室の充実

【指示事項】

- (1) 通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。¹

1-6. 保護者や関係機関との連携

【指示事項】

- (1) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点の踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図るよう留意すること。
- ・障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路を確保するよう留意すること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うよう留意すること。

1-7. 医療的ケア

【指示事項】

- (1) 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒及び基礎疾患がある幼児・児童・生徒等、重症化リスクの高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校園生活を送れるように適切な対応に努めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17・18

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p18

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p19

基本方策5 幼児教育の充実

幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人一人の望ましい発達を育む創意工夫を生かした教育課程を編成し、より一層の幼児教育の充実をめざします。

また、私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ります。

12. 幼稚園教育について

1. 就学前教育の推進

【指示事項】

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を生かした教育課程を編成すること。¹
- (2) 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上や指導方法の工夫・改善を図るとともに、幼児教育の一層の充実を図ること。²
- (3) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、架け橋期のカリキュラム表作成に向け、小学校教育との円滑な接続を図ること。³
- (4) 私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ること。⁴
- (5) 支援が必要な幼児や保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう留意すること。
- ・幼保こ小連携において、地域でめざす子ども像や育まれる資質・能力の共通理解等、異なる施設類型や校種間で教職員同士の交流活動の充実や連携体制の構築をさらに推進するよう留意すること。
- ・家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう留意すること。
- ・教育や保育についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう留意すること。

【取組例】

○障害のある幼児について、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、適切な合理的配慮を提供することに加え、巡回相談等を有効活用する。

¹ 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」(文部科学省)

² 幼稚園教育要領(平成29年告示)解説 p43

³ 幼稚園教育要領(平成29年告示)解説 p69

幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業委託要項(令和4年2月および令和5年2月文部科学省)

⁴ 小学校学習指導要領(平成29年告示)総則 p26

⁵ 小学校学習指導要領(平成29年告示)総則 p24

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

幼児・児童・生徒が未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成することをめざし、幼児・児童・生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。

13. 学校園・家庭・地域の連携について

1. 社会に開かれた教育課程

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組むこと。¹
- (2) 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校園の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・ 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進するよう留意すること。

【取組例】

- 保護者や地域の人が学校園における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりにつなげるために、学校支援ボランティアの仕組みを利用して、学校園独自の地域人材バンクの整備を行う。
- 地域の課題に取り組んでいる NPO 法人や企業等と連携し、体験を通じての学びにつなげるために、HIRAKATA EduAction～学校応援団ポータルサイト～及び¹「枚方市外部人材登録者集」の活用を図る。

1-1. 地域とともにある学校づくり

【指示事項】

- (1) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会委員や学校評議員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進すること。³
- (2) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにすること。⁴

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）前文 p15 中学校学習指導要領（平成29年告示）前文 p17

² 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

³ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

⁴ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

【指示事項の補足説明】

- ・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進するよう留意すること。
- ・「地域とともにある学校」の観点から、教育活動を地域・保護者に広く公開するため、例えば土曜参観を実施する等、適切な参観日を設定、実施すること。（土曜参観の実施については、学校裁量とする）
- ・児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みを構築するよう留意すること。
- ・コミュニティ・スクール担当教職員が、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進するよう留意すること。
- ・中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会（すこやかネット）には学校園が連携、協力するよう留意すること。
- ・PTAや地域諸団体の活動における、ペーパーレスな情報発信など、学校園が連携、推進するよう留意すること。
- ・各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信するよう留意すること。

【取組例】

- 小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の活性化につなげるために、委員の意見を学校運営に反映させるにあたって、委員による教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設ける。
- 各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりにつなげるために、教職員が、積極的にPTAや地域の諸活動に協力し、交流する。
- 学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ミルメールの効果的な利用や ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。
- 地域行事に主体的に参加する仕組みづくりにつなげるために、中学校においては、部活動休養日等を計画的に活用する。

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる体制の構築に努めます。安全な学校園環境を保持するため、定期的な安全点検及び危機管理マニュアルの見直し等を行い、危機管理体制の確立を図ります。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

また、不登校やひきこもり、児童虐待、幼児・児童・生徒の貧困等、支援を必要とする幼児・児童・生徒にかかわる様々な事象に対して、未然防止や早期対応ができるよう、情報の共有化を適切に進めるとともに、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進めていきます。

14. 安全について

1. 学校園の安全確保に向けた組織体制の構築

【指示事項】

- (1) 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。¹
- (2) 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・学校安全活動について、学校安全の推進体制の整備の充実に努めるよう留意すること。
- ・学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とするよう留意すること。
- ・学校安全活動については、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にするよう留意すること。
- ・送迎バスにおける置き去り事象が生起していることを踏まえ、校外学習等でバス等を利用する際にも、安全管理の徹底に十分留意すること。

1-1. 危機管理体制の確立

【指示事項】

- (1) 実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告するよう留意すること。
- ・不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用するよう留意すること。
- ・学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携するよう留意すること。
- ・ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するよう留意すること。
- ・「避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情

¹ 学校保健安全法第28条
学校保健安全法施行規則 第28条 及び 第29条

² 学校保健安全法 第27条
市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p66,67

³ 学校保健安全法 第29条

報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に留意すること。

【支援事項】

- ・危機管理マニュアルの点検・見直しのため、文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』等を提供する。

1-2. 安全教育の推進

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。¹
- (2) 各学校園の実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努めること。
- ・関係機関や地域と連携した実践的な訓練及び活動となるよう留意すること。

【取組例】

- 交通安全教育の取組を効果的に推進するため、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、交通安全教室や自転車交通安全教室等を活用する。
- 文部科学省「学校安全ポータルサイト」等を有効活用する。
- 小学校においては、「PUSH～いのちの授業」を実施する。
- 効果的な取組とするため、9月の大阪府による「大阪880万人訓練」に合わせた防災教育を実施する。
- 幼児・児童・生徒が適切な行動がとれる指導とするため、文部科学省「Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動(例)」を活用する。
- 体験的な取組とするため、警察署による「誘拐防止教室」を実施する。
- 校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施する。
- 大阪北部地震を教訓に、6月18日を中心に、講話やディスカッションを行う。
- 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日「学校の安全確保・安全管理の日」、7月1日「国民安全の日」等に合わせ安全教育の取組をする。
- 警察署と連携した、児童・生徒参加型の防犯訓練を実施する。
- 地域と連携した実践的な訓練及び活動として、「防災キャンプ」事業に参加する。

¹ 第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日 文部科学省)

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p67

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p67

1-3. 登下校の安全確保及び交通安全の推進

【指示事項】

(1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の、一層の安全確保に努めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行うよう留意すること。
- ・登下校時の安全確保については、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、保護者や地域、警察、枚方市の関係部局等と連携し、きめ細やかな対応を行うよう留意すること。
- ・小学校においては、通学路の点検を行うなど、集団登校時の安全指導に取り組むよう留意すること。
- ・保護者に対し、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることを周知するとともに、PTA 等と連携するなど、すべての幼児・児童・生徒の保険加入を促進するよう留意すること。

¹ 学校保健安全法 第3条 及び 第30条

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p66

15. 生徒指導について

1. 校内生徒指導体制の確立

【指示事項】

- (1) 日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくること。¹
- (2) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者が全校指導体制を構築する中心的役割を担うこと。中学校においては生徒指導主事が中心となり、問題等への組織的対応の要の役割を果たすこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・生徒指導主担者においては、生徒指導業務を円滑に行えるよう、配置及び授業時間数等に配慮するよう留意する。
- ・生徒指導主事においては、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図るよう留意すること。

【支援事項】

- ・校内生徒指導体制の強化を図るため、気持ちの視覚化においては、「ぼーち」を円滑に活用できる環境を整える。

【取組例】

- 1人1台端末を活用し、気持ちの視覚化等を通じ、日ごろからすべての児童・生徒に対しスクリーニングを実施することが考えられる。

1-1. 組織的な取組の推進

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒への発達支持的生徒指導を推進すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26

² 生徒指導提要p27、72

³ 生徒指導提要p20

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26

- ・発達支持的生徒指導を推進するにあたっては、生徒指導提要にある「生徒指導の実践上の視点」に留意し、多様な教育活動を通して行うよう留意すること。
- ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し組織的な対応を行うよう留意すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めるよう留意すること。
- ・枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・早期の指導や被害の拡大防止等の対応のため、「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を提供する。
- ・校内研修を一層充実させ、教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を提供する

1-2. 教育相談体制の充実

【指示事項】

- (1) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・教育相談はスクールカウンセラーなどの専門家だけでなく、コーディネートをはじめ校内組織で行うよう留意すること。
- ・SNS や電話等で相談できる相談窓口を周知し、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とするよう留意すること。

【支援事項】

- ・児童・生徒の教育相談体制を推進するため、「ぽーち」を活用する。
- ・相談窓口の設置体制を整備するため、「子どもの笑顔守るコール」等を活用する。
- ・教育相談体制の充実のため、教育文化センターにおける教育相談事業を活用する。

2. 不登校児童・生徒への支援

【指示事項】

- (1) 不登校児童・生徒への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童・生徒への対応方針を学校ブログに掲

¹ 生徒指導提要p80

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26、「10. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり」p29、「17. 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携」p45

載するなどし、すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・不登校児童・生徒への対応方針については、「5つのレベルに応じた不登校対応例」を参考にすること。
- ・欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく適切な対応を図るよう留意すること。
- ・不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意すること。
- ・不登校が長期化している児童・生徒については状況把握に努め、定期的な安全確認を行うよう留意すること。
- ・欠席が長期化する場合は、定期的に安全確認するとともに、虐待が疑われる場合は速やかに通告し、関係機関と連携を図るよう留意すること。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている児童・生徒については、理由に関わらず、休業日を除き、引き続き7日欠席した場合は、速やかに関係機関に情報提供または通告を行うよう留意すること。
- ・児童・生徒を対象にスクリーニングを実施する等、児童・生徒の些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT機器を活用したりするなど、児童・生徒とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図るよう留意すること。
- ・魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「分かりやすい授業の工夫」など日々の授業や特別活動に着目した取組を進めるよう留意すること。
- ・欠席の期間が長くなるにつれて、学校を休む理由が変わる可能性があることから、早期支援を行うよう留意すること。
- ・児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう留意すること。
- ・不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることに留意すること。

【支援事項】

- ・『枚方市不登校支援ガイド』、『不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』を提供する。

¹ 教育大綱

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(平成元年10月25日 文部科学省)

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～(通知)」(令和4年6月10日 文部科学省)

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(通知)」(令和5年3月31日 文部科学省)

「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について(通知)」(令和5年10月17日 文部科学省)

2-1. 家庭・関係機関との連携

【指示事項】

(1) 1学期中のできるだけ早くに、家庭と繋がる取組を各学校の実態・実情に即して実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・家庭と繋がる取組については、家庭訪問や1人1台端末等のICTを活用し、保護者と対面で面談するなど信頼関係の構築に努めるとともに、家庭訪問をしない場合、児童・生徒の住所を確認し、校区の状況把握として、実際に校区をめぐりよう留意すること。
- ・日頃から各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行うよう留意すること。

【取組例】

○少年非行等の防止のため、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催することが考えられる。

3. 体罰根絶の取組

【指示事項】

(1) 体罰の根絶については、正しい幼児・児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・体罰を許さない指導体制を確立し、子どもを真に大切にせる教育活動を展開するよう留意すること。

【支援事項】

- ・教職員全体の共通認識を深めるよう「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を積極的に活用する。

4. 携帯電話等への対応

【指示事項】

- (1) 携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力を育成すること。³
- (2) ネット上の犯罪から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。⁴

¹ 生徒指導提要p31、107

² 生徒指導提要p103

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「24. 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み」p59

³ 生徒指導提要p240

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p28

⁴ 生徒指導提要p240

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p28

【指示事項の補足説明】

- ・学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないよう留意すること。
- ・携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発するよう留意すること。

5. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

【指示事項】

- (1) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。¹

【取組例】

- 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導することが考えられる。

6. 校則について

【指示事項】

- (1) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認・見直しをすること。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の実情や社会の状況を踏まえ、内容検討に児童・生徒を参画させるなど適切に見直すよう留意すること。

¹ 生徒指導提要p167

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p34

² 生徒指導提要p101

16. いじめについて

1. いじめの未然防止

【指示事項】

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努めること。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図ること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・感染症の感染者や障害のある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう留意すること。
- ・児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進するよう留意すること。
- ・インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも留意すること。

2. いじめの早期発見

【指示事項】

- (1) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めるよう留意すること。
- ・児童・生徒から事情を聴き取るときは、いじめの事実の有無を確認し、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるよう留意すること。
- ・児童・生徒や保護者に対して、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行うよう留意すること。

¹ 教育大綱

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p27

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p27

3. いじめの対応

【指示事項】

- (1) 児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校に設置の学校いじめ防止対策委員会が実効的な機能を果たすために、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図るよう留意すること。

¹ 「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」（平成25年10月11日 文部科学省）

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進する。特に、市教育委員会と学校とが、一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

17. 教育環境の活用について

1. 教育環境

【指示事項】

- (1) ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進めること。¹
- (2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対して、ICTを効果的に活用した取り組みを行うこと。²
- (3) ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・学校園施設の日常的な管理を行うとともに、幼児・児童・生徒の「自分たちの学校園を大切に使おう」という気持ちを育てることに留意すること。
- ・学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を進め、令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的に整備が進む学校園施設を日常保全により健全に維持するよう留意すること。
- ・ICTの活用にあたっては、全国学力・学習状況調査質問紙をはじめ、教育の情報化に関連する各種調査等の自校の数値をもとに、改善を図るよう留意すること。
- ・授業や家庭学習において、個別最適・協働的な学びの一層の充実を実現するため、児童・生徒が1人1台端末を文房具として積極的に活用したり、校務にICTを積極的に活用したりするなど、教育の情報化を推進するよう留意すること。その際、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに留意すること。
- ・ICTを活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざし、教職員が児童・生徒と向き合う時間をより多く確保できるよう、校務負担の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組むように留意すること。
- ・様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対して、「つながり続ける」、「学びを止めない」という観点で、児童・生徒や保護者としっかりと対話した上で、1人1台端末等を効果的に活用して必要な支援を行うよう留意すること。その際、双方向オンラインによる健康観察や学習状況の確認を行い、児童・生徒が安心して学びに向かい、自ら学べる力を養うこと。

¹ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）

枚方市立学校情報セキュリティポリシー

学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル

² 令和3年2月19日通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」

³ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月）

2. 学校園施設、設備の維持管理

【指示事項】

(1) 学校園施設については、適切に管理、使用すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校園施設の維持保全及び、トイレのドライ化、ユニバーサル化などの計画的な整備が進められるが、日常の維持管理についても、施設の機能や性能を良好な状態に維持すべく適切に行い、幼児・児童・生徒の「大切にしよう」という気持ちを育てるように留意すること。
- ・施設の状況を日常的に点検し、異常箇所や危険箇所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行うことに留意すること。
- ・校舎及び園舎屋上については、落葉などによる排水溝の堆積が雨水の排水に支障を及ぼし雨漏り発生の一要因となる。適切な維持管理により施工による防水効果が維持されるため、定期的な点検及び清掃を行うこと。
- ・空調設備については、空調の日常使用において必要以上に長時間使用しないことに留意すること。また、空調利用時に換気をする設備への負荷が大きくなるため、換気設備を設置している教室等においては、主に換気設備を利用し、窓を開放する自然換気は必要最小限とするなど留意すること。必要に応じて工事の要望等を行うことに留意すること。

3. 校内体制の確立



【指示事項】

(1) ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進すること。²

4. ICT機器の管理・運用

【指示事項】

(1) ICT 機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行うこと。³

【指示事項の補足説明】

- ・ICT 機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の管理の下、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して組織的に進めるよう留意すること。

¹ 学校保健安全法施行規則 第 28 条、29 条

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20, 働き方改革」p. 51

³ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）

枚方市立学校情報セキュリティポリシー

学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

読書が果たす重要な役割を踏まえ、公立図書館との連携や学校司書の専門性を生かすなど、学校図書館機能の充実を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進します。

また、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことや読書活動の推進により、児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力といった学習の基盤となる資質・能力を育成します。

18. 学校図書館機能の充実について

1. 学校図書館運営方針および年間計画策定

【指示事項】

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定すること。¹
- (2) 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組むこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の情報活用能力の向上、読書習慣の確立をめざし、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の向上及び充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- 学校図書館運営方針及び年間計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい学校図書館の環境を整える。また、授業で役立つ資料の提供を積極的に行うとともに、児童・生徒の作品等を展示する。また、公立図書館と連携を図り、団体貸出等のサービスも積極的に活用する。

¹ 「学校図書館の整備充実について(通知)」(平成 28 年 11 月 29 日 文部科学省)

別添1「学校図書館ガイドライン」(2) 学校図書館の運営 (4) 学校図書館に携わる教職員等

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

2. 読書活動推進と環境整備

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。¹
- (2) 各学年の学習計画や児童・生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。²
- (3) 文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童・生徒が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。また、新聞については、小学校 2 紙、中学校 3 紙分の整備を行うこと。³

【指示事項の補足説明】

- ・枚方市立図書館と連携しながら「第 4 次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進するよう留意すること。
- ・学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 「えほんのひろば」を開催する等、枚方市立図書館やボランティアとの連携を促進するとともに、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用して、学校での読書環境づくりを推進する。
- 朝の読書タイムや並行読書、ブックトークやビブリオバトル等を通じて、読書への興味・関心を高める工夫をするとともに、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備し、配架の仕方や読書スペースの工夫をする。また、学校図書館以外にも、教室や廊下等に本を配置するなど、児童・生徒が本に触れる機会を増やす。
- ICT を活用した多様な読書活動として、「ひらかた電子図書館」の利用を促進する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

² 「学校図書館の整備充実について(通知)」(平成 28 年 11 月 29 日 文部科学省)

別添1「学校図書館ガイドライン」(3) 学校図書館の利活用(5) 学校図書館における図書館資料

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

「第6次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」(令和4年1月24日 文部科学省)

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

幼児・児童・生徒が、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくために、地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させることをめざします。また、すべての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりをおこなうとともに、放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げる取組に対し理解し、連携、協力を図ります。

19. 社会教育と学校教育の連携について

1. 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

【指示事項】

- (1) 土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。¹
- (2) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。²

【取組例】

- 直接体験の機会を確保するため、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用することが考えられる。
- 児童・生徒の郷土への歴史の理解を深めるため、特別史跡百済寺跡等の市内の貴重な歴史文化遺産等を生かすことが考えられる。
- 地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成することが考えられる。

¹ 社会教育法第5条第13号

² 「放課後放課後児童対策パッケージについて(通知)」(令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)

20. 児童の放課後対策について

1. 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備

【指示事項】

- (1) 放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みを推進すること。¹
- (2) 留守家庭児童会室をはじめとする総合型放課後事業と連携し、児童の居場所を確保すること。²
- (3) 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制を構築すること。³
- (4) 総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取組の趣旨等を理解し、連携・協力すること。⁴
- (5) 児童の見守り機能を強化すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・総合型放課後事業は、教育委員会が主体となって運営する事業であるが、活動場所の確保や児童の安全管理の上では、学校の理解と留守家庭児童会室との連携・協力は不可欠であることから、よりよい関係づくりを心がけ、しっかり連携を行うよう配慮すること。
- ・児童の様子の変化など気付いたことや気になることは留守家庭児童会室と適宜情報交換を行い、児童の環境の変化を見逃さないよう配慮すること。

¹ 児童福祉法 第1条、第2条、第3条、第6条、第21条、第34条、第56条

こども基本法 第3条、子どもの貧困対策の推進に関する法律 第2条、第3条

子ども・子育て支援法第59条、社会教育法第5条第13号

こども未来戦略方針（加速化プラン）、放課後児童クラブ運営指針

枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

² 「放課後放課後児童対策パッケージについて（通知）」（令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

³ 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」（令和5年8月31日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

⁴ 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」（令和5年8月31日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

⁵ 児童福祉法 第1条、第2条、第3条、第6条、第21条、第34条、第56条

こども基本法 第3条、子ども、子どもの貧困対策の推進に関する法律 第2条、第3条

子ども・子育て支援法第59条、社会教育法第5条第13号

こども未来戦略方針（加速化プラン）、放課後児童クラブ運営指針

枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

⁵ 枚方市子どもを守る条例、枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

・児童の非認知能力（「人と関わるチカラ」・「気持ちをコントロールするチカラ」・「目標に向かってがんばるチカラ」）の育成を目指し、協力体制の維持に留意すること。

【取組例】

- 総合型放課後事業の実施を促進するため、余裕教室の活用を進めるとともに、特別教室や体育館、校庭等のスペースを、放課後等の時間帯や長期休業等の期間に活用できるよう利用調整を行うとともに、児童の様子や下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時に対応できるよう迅速な情報交換・共有を行う。
- 児童の様子の変化や気になることを学校と総合型放課後事業実施者が適宜情報共有を行い、いじめや虐待に関する早期発見と重大事態防止につなげる。
- 児童が放課後に安全で安心して過ごせる居場所ができることで、これまで学校が対応せざるを得なかった学校外で起こった児童の対応等が軽減され、教員が研修や授業の準備等に集中することができるなど、教員のゆとりにつなげる。

各種の参考資料

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

- ・「進路指導のための資料」(毎年度)
- ・「進路選択に向けて」(多言語版、毎年度)文部科学省
- ・大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」
- ・「BASE in OSAKA」(令和6年4月予定)
- ・「奨学金等指導資料」(令和6年4月更新予定)
- ・「大阪府の高等学校等の授業料無償化制度について」(令和5年9月)
- ・「大阪版CAN-DOリスト」(令和5年3月)
- ・「STEPS in OSAKA」(令和5年3月)
- ・「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて(アクションプラン)」(令和4年8月)文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
- ・「学習者用デジタル教科書実践事例集」(令和4年3月)文部科学省(解説動画あり)
- ・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編)」(令和4年3月)文部科学省
- ・「大阪の児童生徒がI人I台端末を活用した実践事例紹介WEBサイト」(令和4年2月)
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月)文部科学省
- ・「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」(令和3年3月)文部科学省
- ・「GIGAスクール構想の下で整備されたI人I台端末の積極的な利活用等について」(令和3年3月)文部科学省
- ・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編)」(令和3年3月)文部科学省
- ・「教職員の評価・育成システム 手引き」(令和3年3月改定)
- ・「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月)文部科学省
- ・「『令和の日本型教育』の構築を目指して」(令和3年1月)文部科学省
- ・「大阪の児童生徒がI人I台タブレットPC 端末等を活用した実践事例」(令和3年～)
- ・「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料」(令和2年9月)文部科学省
- ・「外国語の指導におけるICTの活用について」(令和2年9月)(解説動画あり)文部科学省
- ・「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)
- ・「GIGAスクール構想の実現へ(リーフレット)」(令和2年7月)文部科学省
- ・「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和2年6月)文部科学省
- ・「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」(令和2年3月)文部科学省
- ・「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」(令和2年3月)
- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和2年3月)文部科学省
- ・「小学校プログラミング教育の手引(第三版)」(令和2年2月)文部科学省
- ・「小学校における『プログラミング教育』」(令和2年1月)
- ・「大阪府版キャリア・パスポート」(令和2年1月)
- ・「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」(令和2年1月)

- ・「中学校外国語教材『Bridge』」(令和2年1月)文部科学省
- ・「スピーキング力向上ツール」(令和元年12月、平成31年1月)
- ・「学習評価の在り方ハンドブック」(令和元年6月)文部科学省
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年6月)
- ・「小学校プログラミング教育に関する研修教材」(平成31年3月)文部科学省
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月)文部科学省
- ・「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」(平成31年3月)
- ・「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」(平成31年2月)
- ・「中学校英語定着確認プリント」(平成31年1月、平成30年10月)
- ・「学校における進路指導について(通知)」(平成30年5月)
- ・「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」(平成30年2月)
- ・「We Can!」「Let's Try!」(平成30年2月)文部科学省
- ・「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月)文部科学省
- ・学校図書館ガイドライン(平成28年11月)文部科学省
- ・「学校評価ガイドライン」[平成28年改訂](平成28年3月)文部科学省
- ・「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」(平成27年12月)
- ・「スタートカリキュラムスタートブック」(平成27年1月)文部科学省
- ・「英語を使うなにわっ子」育成プログラム(平成25年8月)
- ・「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(平成23年6月)
- ・「多言語による学校生活サポート情報」(平成13年3月～)

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

○人権3法

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(令和3年6月一部改正)
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)

○府人権関係3条例

- ・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(令和元年10月一部改正)
- ・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(令和元年10月)
- ・「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(令和元年11月)
- ・「教職員人権研修ハンドブック」(令和6年3月改訂予定)
- ・大阪府人権白書「ゆまにてなにわ(解説編)ver. 38」(令和6年3月発行予定)

- ・「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和5年度改訂版)」(令和5年11月)枚方市教育委員会
- ・「小学生すくすくウォッチわくわく問題指導参考資料『シンキングツール』を用いた論理的に読み取り整理する方法について」(令和5年10月)
- ・「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和5年10月一部改正、令和6年4月一部改正予定)
- ・「小学生すくすくウォッチわくわく指導参考資料及び解答類型」(令和5年7月)
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月施行)
- ・「こども基本法」(令和5年4月施行)
- ・「在日外国人教育のための資料集 違いを認め合い 共に生きるために 増補版(DVD)」(令和5年3月)大阪府教育委員会
- ・「教職員のための差別事象対応ワークシート」(令和5年3月)
- ・「大阪府在日外国人施策に関する指針」(令和5年3月改正)
- ・令和5年度 がん教育に係る外部講師派遣について(令和5年2月)
- ・「大阪府人権教育推進計画」(令和4年9月改定)
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和4年4月)文部科学省
- ・「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について』～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(令和4年4月改訂)
- ・「学校・地域・家庭の協働による地域共生社会の実現をめざして社協ができる福祉教育実践」(令和4年3月)大阪府社会福祉協議会
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]補足資料」(令和4年3月改訂)文部科学省
- ・「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」(令和4年3月)
- ・リーフレット「こころleaf(リーフ)01」(令和4年3月)
- ・「学校における食物アレルギー対応ガイドライン《令和3年度改訂》」(令和4年3月)
- ・「大阪府人権施策推進基本方針」(令和3年12月改正)
- ・「ジェンダー平等教育啓発教材男女共同参画について考えよう」(令和3年10月)(府民文化部)
- ・ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み(令和3年9月)文部科学省
- ・「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」(令和3年7月)大阪府教育委員会
- ・「生命(いのち)の安全教育教材」(令和3年4月)文部科学省
- ・「大阪府障がい者差別解消ガイドライン(第3版)」(令和3年3月)
- ・「第5次大阪府障がい者計画(後期計画)」(令和3年3月)
- ・「『ほんま、おおきに!! ひろげようこころの輪』障がい理解ハンドブック」(令和3年3月)大阪府福祉部
- ・「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」(令和2年9月)
- ・「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)
- ・「性の多様性の理解を進めるために」(令和2年4月)大阪府教育委員会
- ・「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー 研修用参考資料ー」(令和2年4月改訂)
- ・「保健主事のための実務ハンドブック令和2年度改訂」 令和2年3月文部科学省

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月）日本学校保健会
- ・「アニメ『めぐみ』の短縮版の作成について」（令和2年1月）政府・拉致問題対策本部（アニメ・「めぐみ」（平成20年3月）政府・拉致問題対策本部）
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）大阪府教育委員会
- ・「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省
- ・「枚方市児童虐待防止ハンドブック」（平成31年3月改訂）枚方市児童虐待問題連絡会議
- ・「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（平成31年3月）文部科学省
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
- ・『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について（平成30年7月）文部科学省
- ・「『特別の教科道徳』実践事例集」（平成30年2月）
- ・「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）大阪府教育委員会
- ・「人権教育実践事例集」（平成29年6月）大阪府教育委員会
- ・「学校における人権教育推進のための資料集」（平成29年4月改訂）大阪府教育委員会
- ・「人権教育教材集・資料CD」（平成28年11月）大阪府教育委員会
- ・「人権教育教材集・資料・教員用手引き」（平成28年11月）大阪府教育委員会
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）文部科学省
- ・「ようこそOSAKAへ 日本語指導実践事例集」（平成28年3月）大阪府教育委員会
- ・「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月）文部科学省
- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月）文部科学省
- ・「アレルギー疾患対応資料の配布について」（平成27年3月）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）文部科学省
- ・人権教育リーフレット6「食物アレルギーのある子どもへの配慮」（平成27年3月）
- ・「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」（平成26年7月）大阪府教育委員会
- ・人権教育リーフレットシリーズ（平成26年3月）大阪府教育委員会
- ・「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月）文部科学省
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成26年1月）文部科学省
- ・「障害者基本法」（平成25年6月改正）内閣府
- ・「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために－本名指導の手引き（資料編）－」（平成25年4月）一部修正大阪府教育委員会
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）大阪府教育委員会
- ・「ようこそOSAKAへ 日本語支援アイデア集」（平成23年3月）大阪府教育委員会
- ・「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成22年3月）大阪府教育委員会

- ・「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）大阪府教育委員会
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）文部科学省
- ・「学校における望ましい動物飼育のあり方」（平成18年6月改訂）日本初等理科教育研究会
- ・「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）大阪府教育委員会
- ・「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）大阪府教育委員会
- ・「教職員による児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントを防止するためにQA集」（平成15年）大阪府教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

- ・「教科書採択における公正確保の徹底等について」（毎年）
- ・「ミドルリーダー育成プログラム」（毎年度）
- ・「府立学校教員の働き方改革」（随時更新）
- ・「教職員人権研修ハンドブック」（令和6年3月改訂予定）
- ・「初任者等育成プログラム」（令和6年3月改訂予定）
- ・「大阪府教員等研修計画」（令和6年3月改訂予定）
- ・「教職員の綱紀の保持について（通知）」（令和5年7月）大阪府教育委員会
- ・「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」（令和5年10月改訂）
- ・「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（令和5年8月）
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和5年7月改正）
- ・「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」（令和4年4月1日改正）枚方市教育委員会
- ・「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）枚方市教育委員会
- ・「枚方市立学校園におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）枚方市教育委員会
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月）文部科学省
- ・「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（令和4年3月改正）
- ・「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和4年3月）文部科学省
- ・「三六協定締結の手引き（府立学校版）」（令和4年3月改定）
- ・「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通知）」（令和4年1月）
- ・「通勤手当不正受給防止の徹底について」（令和3年8月）
- ・「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月改正）
- ・「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（令和3年2月改訂）厚生労働省
- ・「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通知）」（令和2年12月）
- ・「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和2年12月）
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制

等における不適切な運用に関する相談窓口について」(令和2年10月)文部科学省

- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)スポーツ庁
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正等について(通知)(令和2年7月)文部科学省
- ・「枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(令和2年4月1日)
- ・「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月)
- ・「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月改正)
- ・「不祥事予防に向けて自己点検<チェックリスト・例(改訂版)>」(令和2年3月改訂)
- ・「メンタリング・ハンドブック」(令和2年3月改訂)
- ・「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和2年2月)
- ・「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」(令和元年6月)文部科学省
- ・「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために(第3版)～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～」(平成31年4月)文部科学省
- ・「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」(平成31年4月改正)
- ・「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月)文部科学省
- ・「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」(平成28年3月改正)
- ・「通勤認定の取扱いについて」(平成27年3月)
- ・「大阪府教育委員会服務指導指針」(平成24年11月改正)
- ・「次世代を担う教員の育成のために」(平成18年7月)
- ・「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」(平成7年3月)
- ・「労働安全衛生規則」(昭和47年9月労働省令第32号)
- ・「労働安全衛生法」(昭和47年6月)
- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

- ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(令和4年4月)文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
- ・「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月)
- ・「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月)文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック(小学校版)」(令和3年3月)
- ・「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」(平成31年3月)
- ・「発達障がいについて保護者の理解を促進するために」(平成30年3月改訂)
- ・「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」(平成30年2月)文部科学省
- ・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月)文部科学省

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)
- ・「障がいのある子どものより良い就学に向けて<市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック>」(平成26年3月)
- ・「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年9月)
- ・「障害者基本法」第16条(平成25年6月改正)
- ・「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)中央教育審議会初等中等教育分科会
- ・「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月)

基本方策5 幼児教育の充実

- ・「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(令和5年2月)中央教育審議会
- ・「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会―審議経過報告―」(令和4年3月)中央教育審議会
- ・「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」(令和4年3月)中央教育審議会
- ・「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」(令和4年3月)中央教育審議会
- ・「幼児教育研修体系」(令和4年3月)
- ・「幼児教育推進指針」(平成31年4月改訂)
- ・「幼児理解に基づいた評価」(平成31年3月)文部科学省
- ・「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」(平成30年3月)
- ・「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」(平成30年3月)文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
- ・「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」(平成29年3月)文部科学省・内閣府・厚生労働省
- ・「スタートカリキュラムスタートブック」(平成27年1月)文部科学省

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

- ・「教育コミュニティづくり情報ページ」(随時更新)
- ・「おおさか元気広場(放課後子ども教室)企業・団体による活動プログラム一覧(令和6年4月改定版)」(令和6年4月予定)
- ・「社会教育法」(令和4年6月改正)
- ・「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き(令和元年改訂版)」(令和2年10月)文部科学省
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5(令和元年6月改正)
- ・「わたしのまちの教育コミュニティ」(平成31年2月)

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム(追加資料)」(毎年度)
- ・「ヤングケアラーの支援に向けて」(令和5年10月)
- ・「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」(令和5年7月)文部科学省
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(令和5年3月)文部科学省
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)文部科学省
- ・「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」(令和5年3月)
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(令和5年2月)文部科学省
- ・「生徒指導提要」(令和4年12月)文部科学省
- ・「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年7月)
- ・「自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について(依頼)」(令和4年7月)
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)不登校に関する調査研究協力者会議
- ・「子どもの安全確保推進月間の周知及び広報啓発ポスターの送付について」(令和4年5月)
- ・「人権教育リーフレット「情報化社会における子どもの人権」(令和4年3月)
- ・「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」(令和3年9月)
- ・「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」(令和3年6月)
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について(令和3年6月)
- ・「学校における防災教育の手引き(改訂2版補訂版)」(令和元年6月改訂、令和3年3月補訂)
- ・「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」(令和2年4月)
- ・「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)文部科学省
- ・「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」(令和元年6月)
- ・「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)文部科学省
- ・「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(平成31年3月)
- ・「『登下校防犯プラン』について」(平成30年7月)
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月)文部科学省
- ・「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」・(平成30年2月)
- ・「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」(平成29年8月)
- ・「学校における人権教育推進のための資料集」(平成29年4月改訂)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)文部科学省
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)文部科学省
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月)文部科学省
- ・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について(平成28年3月)
- ・学校保健安全法(平成27年6月改正)
- ・人権教育リーフレットI「いじめ対応のポイント」8「いじめの対応②」(平成26年3月)
- ・「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成26年2月)

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)
- ・「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」(平成25年8月)
- ・「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月)
- ・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月)文部科学省
- ・「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」(平成24年12月)
- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月)
- ・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月)文部科学省
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」(平成23年3月)文部科学省
- ・「いじめ対応プログラム指導案集」(平成23年)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)
- ・「いじめ対応プログラム実践事例集」(平成20年7月)
- ・「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月)文部科学省
- ・「いじめ対応プログラムⅡ」(平成19年8月)
- ・「いじめ対応プログラムⅠ」(平成19年6月)
- ・「不登校未然防止ー活用ヒント集50ー」(平成19年5月)
- ・「こどもエンパワメント支援指導事例集」(平成19年3月)
- ・「いじめ防止指針」(平成18年3月)
- ・「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成17年12月)
- ・「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」(平成17年8月)
- ・「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」(平成17年3月)
- ・「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月)
- ・「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」(平成16年1月)文部科学省
- ・「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年6月)文部科学省
- ・安全教育教材ビデオ「きけんいろいろたまむしハカセの安全教室」(平成15年3月)
- ・「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」(平成14年10月)
- ・「学校における児童生徒等の安全を確保するために」(平成13年7月)

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

- ・「学校における働き方改革の取組みについて(通知・別紙)」(令和5年2月)
- ・「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」(令和3年3月)
文部科学省
- ・「GIGAスクール構想の実現へ(リーフレット)」(令和2年7月)文部科学省
- ・「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和2年6月)文部科学省
- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)地震による落下物や転倒物から子供たちを守るためにー耐震点検の実施ー」(平成27年3月改訂版)文部科学省
- ・「枚方市施設自主点検マニュアル」(平成25年4月)枚方市 公共施設部 施設整備室

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

- ・「学校図書館を活用した授業実践例」（令和4年10月、令和3年3月、令和2年3月、令和元年11月）
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月）文部科学省
- ・「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（令和3年3月）
- ・「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月）
- ・学校図書館ガイドライン（平成28年11月）文部科学省
- ・学校図書館法（平成26年6月改正）
- ・「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月）文部科学省
- ・学校図書館図書標準（平成5年3月）文部科学省

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

- ・「放課後放課後児童対策パッケージについて（通知）」（令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）
- ・こども未来戦略（加速化プラン）（令和5年12月22日子ども家庭庁）
- ・「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」（令和5年8月31日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）
- ・児童の放課後を豊かにする基本計画（令和2年3月枚方市教育委員会）
- ・新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長）
- ・放課後児童クラブ運営指針（平成27年4月1日厚生労働省）
- ・枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月12日）

枚方市教育委員会規則第 2 号

教育長職務代理者による事務の委任に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき教育長職務代理者（同法第13条第2項の規定により教育長の職務を行う者をいう。以下同じ。）が事務の委任を行うに際して必要な事項を定めることにより、教育委員会における事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

(委任)

第 2 条 教育長職務代理者が事務局の職員に委任する事務は、次に掲げる事務以外の事務とする。

- (1) 総合教育会議に出席し、市長と協議すること。
- (2) 教育委員会の会議を主宰すること。
- (3) 教育長として行事に出席すること。

2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 位 副教育長の職にある者
- (2) 第 2 位 総合教育部長の職にある者
- (3) 第 3 位 学校教育部長の職にある者

(事務処理の原則)

第 3 条 前条第 1 項の規定による委任を受けている職員（以下「教育長職務代理者受任者」という。）が同項に定める委任事務を処理するに際しては、次により行わなければならない。

- (1) 文書の発信者名は、教育長職務代理者の氏名を用いること。
- (2) 教育長職務代理者受任者として教育委員会の意思決定に関与する場合においては、本来の職としての権限行使は要しないこと。

附 則 [令和6年3月29日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市教育委員会規則第 3 号

教育長に委任する事務等に関する規則等の一部を改正する規則

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第 1 条 教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 重要な表彰の被表彰者を決定すること。

第 2 条第 1 項中第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 3 項中「委員会の会議」を「定例会（枚方市教育委員会会議規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する定例会をいう。）」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「次の」を削る。

(枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成 10 年枚方市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「、室」を削り、同条中「、室」を削り、同条の表を次のように改める。

部	課
総合教育部	教育政策課
	おいしい給食課
学校教育部	学校支援課
	児童生徒課
	支援教育課
	放課後子ども課
	教職員課
	教育研修課
	教育指導課

第 2 条の見出し中「グループ制」を「係制」に改め、同条第 1 項中「グループ（以下この条において「グループ」という。）」を「係」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条の表教育政策課の項第 14 号中「市民」を削り、同項第 15 号中「教育振興基本計画策定審議会」の次に「及び教育委員会指定管理者選定委員会」を加え、同項第 31 号を削り、同表おいしい給食課の項に次の 1 号を加える。

(5) 枚方市立中学校全員給食事業 P F I 事業者選定審査会に関すること。

第 4 条の表教育支援室学校支援課の項中「教育支援室学校支援課」を「学校支援課」に改め、同項第 5 号中「、生徒及び園児」を「及び生徒」に改め、同条の表教育支援室児童生徒支援課の

項を次のように改める。

児童生徒課

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) いじめ対策、不登校対策その他の生徒指導に関すること。
- (3) 学校いじめ対策審議会及び学校いじめ重大事態調査委員会に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に関すること。
- (2) 学校教育における人権教育に関すること。
- (3) 防災、防犯等の安全教育に関すること。
- (4) 安全指導に関すること。
- (5) 学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。
- (6) 支援教育充実審議会及び学校事故等調査委員会に関すること。

第4条の表教育支援室放課後子ども課の項中「教育支援室放課後子ども課」を「放課後子ども課」に改め、同項第3号中「児童の放課後審議会」を「児童の放課後対策審議会及び総合型放課後事業委託事業者選定審査会」に改め、同表学校教育室教職員課の項中「学校教育室教職員課」を「教職員課」に改め、同表学校教育室教育研修課の項中「学校教育室教育研修課」を「教育研修課」に改め、同表学校教育室教育指導課の項中「学校教育室教育指導課」を「教育指導課」に改め、同項第1号中「学校」の次に「及び幼稚園」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 学校運営協議会及び枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。

第5条第1項の表教育支援室学校支援課の項中「教育支援室学校支援課」を「学校支援課」に改める。

第6条第3号中「住宅建設等開発行為」を「開発事業等」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第7条及び第8条中「、室」を削る。

(枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正)

第3条 枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「定める図書館」を「定める中央図書館」に改める。

第3条の見出し中「グループ制」を「係制」に改め、同条第1項中「グループ（以下この条において「グループ」という。）」を「係」に、「グループによる」を「係による」に改め、同条第2項中「グループの」を「係の」に、「グループ制」を「係制」に改める。

第4条の見出し中「補助」を削り、同条第1項中「課長代理」の次に「及び係長」を加え、同条第2項中「係長及び主任」を「主査及び主任並びに監督、業務主査、班長及び副班長」に改め、同条に次の項を加える。

- 3 別に定めのあるものを除くほか、共同調理場に監督、業務主査、班長及び副班長を置くことがある。

第5条を次のように改める。

(職務等)

第5条 館長、場長及び前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（次項及び第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
館長	(1) 所属上司の命を受け、館務を掌理し、その処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 館務の執行について、所属職員が最善の努力を払い、かつ、有効な方法で執務するよう指導教育を行うこと。
場長	(1) 所属上司の命を受け、場務を掌理し、その処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
課長代理	(1) 所属上司が指定する系の事務又は担当事務を掌理するとともに、その処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司を補佐し、所属上司が指定する担当事務を総括整理すること。 (3) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
係長	(1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、系の事務又は担当事務を執行し、及び総括するとともに、所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
主査	(1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、担当事務を統括し、所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
主任	所属上司の命を受け、系の担当事務の処理について、所属職員の指導教育を行うこと。

2 監督、業務主査、班長及び副班長の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
監督	(1) 所属上司の命を受け、系の業務又は担当業務を執行し、及び総括するとともに、その処理について、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
業務主査	(1) 所属上司の命を受け、担当業務を統括し、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
班長	(1) 所属上司の命を受け、担当業務の処理について、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
副班長	所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。

3 主幹及び副主幹の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
主幹	部長の命を受け、部長が指定する担当事務の執行に当たること。
副主幹	部長の命を受け、部長が指定する事務の執行の調整に当たること。

4 前各項に定めるもののほか、教育機関の所属職員は、所属上司の命を受け、担当事務に従事する。

第7条第1号中「教育と文化の発展に係る図書館事業に」を「図書館事業の」に改め、同条第2号中「レファレンス」を「レファレンス」に改め、同条第3号中「の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍」を削り、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「その他図書館の庶務の総括」を削り、同号を同条第5号とし、同条第8号を削り、同条第9号を同条第6号とし、同条第10号中「図書館」を「枚方市立図書館以外の図書館」に改め、同号を同条第7号とし、同条第11号を同条第8号とし、同条第12号中「図書館業務応援に係る」を削り、「年間雇用計画を策定すること」を「任免に関すること」に改め、同号を同条第9号とし、同条第13号を同条第10号とする。

第8条中第3号から第5号までを削り、同条に次の1号を加える。

(3) 次に掲げる事業を行うための場所の提供に関すること。

イ 教育相談事業

ロ 不登校の児童又は生徒の社会的自立に資するための相談及び指導を行う事業

ハ 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある幼児、児童及び生徒についてその機能の維持向上を図るための言語訓練その他の訓練を行う事業

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第4条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条第1項の表中室の項を削り、「課長代理」の次に「、係長」を加え、「係長」を「主査」に改め、同条第2項中「部、室及び」を削り、「監督」の次に「、業務主査」を加える。

第4条第1項中「次項及び」を削り、同項の表中室長の項を削り、同表課長の項第1号中「又は担当事務」及び「事務の」を削り、同項第2号中「又は担当事務」を削り、同表課長代理の項第1号中「の命を受け、グループの担当事務を執行するとともに」を「が指定する係の事務を掌理するとともに、係の事務処理について」に改め、同表係長の項第1号中「グループの担当事務の処理について」を「係の事務を執行し、及び総括するとともに」に改め、同項の次に次のように加える。

主査	(1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、担当事務を統括し、所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
----	--

第4条第1項の表主任の項中「グループの」を削り、同条第2項中「監督」の次に「、業務主査」を加え、同項の表監督の項第1号中「グループの担当業務を」を「係の業務を執行し、及び」に改め、同項の次に次のように加える。

業務主査	(1) 所属上司の命を受け、担当業務を統括し、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
------	--

第4条第2項の表班長の項第1号中「グループの」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

（教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

第5条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「又は市駅周辺まち活性化部」及び「、子育て支援監」を削る。

第3条第2項中「子育て支援監又は総務部若しくは」を「総務部又は」に改め、同条第4項中「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（平成10年枚方市教育委員会規程第2号）第15条の規定にかかわらず、」を削る。

（新しい学校推進室設置規則の一部改正）

第6条 新しい学校推進室設置規則（令和3年枚方市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新しい学校推進課設置規則

第1条及び第2条中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改める。

第3条第1項中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に、「室長及び課長代理」を「課長、課長代理及び係長」に改め、同条第2項中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改め、「課長、」を削り、「係長」を「主査」に改める。

第4条の見出し中「グループ制」を「係制」に、同条中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改める。

附 則〔令和6年3月31日公布〕

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（副教育長の設置に関する規則の一部改正）

2 副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条」を「第5条」に改める。

枚方市教育委員会規程第 1 号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（平成 10 年枚方市教育委員会規程第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、教育委員会（以下「委員会」という。）及び教育長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、委員会の事務局の事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長の権限に属する事務及び教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 5 条第 1 項に規定する事項について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時、委員会又は教育長に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決者 専決することができる者をいう。
- (4) 代決 教育長又は専決者が不在の場合に、その者に代わって決裁することをいう。
- (5) 決定関与 決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する職にある者が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。
- (6) 合議 決裁を受けるべき事項に係る事務に関連する事務を所管し、又は担当する職にある者が、その事務との関連上においてその意思決定に関与することをいう。
- (7) 不在 出張、病気その他の理由により決裁、決定関与又は合議ができない状態をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和 4 年枚方市教育委員会規則第 1 号）第 1 条に規定する副教育長の職にある者
教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成 15 年枚方市教育会規則第 4 号。以下「職制規則」という。）第 3 条第 1 項の表に規定する教育次長の職にある者
部長	職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する部長の職にある者
参事	職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する参事の職にある者
次長	職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する次長の職にある者
副参事	職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する副参事の職にある者
課長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する課長の職にある者 (2) 新しい学校推進課長
主幹	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する主幹の職にある者

	(2) 新しい学校推進課主幹
課長代理	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する課長代理の職にある者 (2) 新しい学校推進課課長代理
副主幹	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する副主幹の職にある者 (2) 新しい学校推進課副主幹
係長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する係長の職にある者 (2) 新しい学校推進課係長

(教育長の決裁事項等)

第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。

- (1) 重要な事務事業を企画立案し、若しくはその実施に関する計画を定め、又は実施すること。
- (2) 教育行政又は委員会の利害に重大な影響を及ぼすおそれがある事務を処理すること。
- (3) 委員会の会議を招集すること。
- (4) 委員会の規則その他委員会の定める規程（以下「委員会規則等」という。）の案その他の委員会の会議に提出する議案等を作成すること。ただし、次号に規定するものを除く。
- (5) 委員会の権限に属する事務を臨時に代理すること。
- (6) 通達及び要綱を制定し、又は改廃すること。
- (7) 附属機関等の会議の開催を求め、その付議案件を決定すること。
- (8) 事務の委任を行うこと。
- (9) 関係する行政組織、行政機関、各種団体等との重要な協議、連絡調整等を行うこと。
- (10) 重要な陳情、要望等を行い、又は処理すること。
- (11) 訴訟、和解、あっせん及び調停を行うこと。
- (12) 重要な行政処分を行い、若しくはその取消しその他の是正措置を講じ、又は行政代執行を行うこと。
- (13) 指導、勧告その他の行政指導を行うこと。ただし、重要なものに限る。
- (14) 開発事業等に係る重要な協議を行うこと。
- (15) 行政手続制度に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準を設定し、又は改廃すること。
- (16) 行政手続制度に係る聴聞の主宰者を指名すること。
- (17) 国又は府に対する重要な申請（補助金、負担金等に係るものを除く。）を行うこと。
- (18) 行政不服審査制度に係る審査請求に対する重要な弁明書を作成すること
- (19) 審査請求に対する裁決を行うこと。
- (20) 重要な表彰等の対象者を決定すること。
- (21) 副教育長、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。
- (22) 職員（前号の職員を除く。）に外国出張を命じ、その報告を受けること。
- (23) 特別の勤務に従事する副教育長、教育次長及び部長の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。

- (24) 副教育長、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。
- (25) 副教育長、教育次長及び部長の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。
- (26) 副教育長、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。
- (27) 職員（任期付職員及び通年任用の会計年度任用職員に限る。）の競争試験若しくは選考を実施し、又はその合格者を決定すること。
- (28) 教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項に規定する任免、分限その他の人事（懲戒を除く。）を行うこと（同条第2項の規定に基づき部長に専決させる事項を除く。）。
- (29) 会計年度任用職員の職の任用条件の重要な変更を決定すること。
- (30) 職員の公共的団体の非常勤の役員等への就任の同意を行うこと。
- (31) 行政財産の用途を変更し、又は廃止すること。
- (32) 教育施設の建設を計画すること。
- (33) 学校給食の実施について基本的な事項を定めること。
- (34) 就学援助認定基準を定めること。
- (35) 災害対策についての重要な事項の決定及び伝達を行うこと。
- (36) 人権教育に係る総合企画及び総合調整を行うこと。
- (37) 人権教育に係る施策及び事業の計画を決定すること。
- (38) 重要な照会、回答、通知、依頼、報告、届出等を行うこと。
- (39) 重要な国又は府の経由事務を処理すること。
- (40) 前各号に準じて重要と認められること。

2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を副教育長又は教育次長に専決させることができる。

3 教育長は、前項の規定により副教育長又は教育次長に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。

（部長の専決事項）

第4条 部長の専決を要する事項は、別表第1に定める部長専決事項とする。

2 参事の専決を要する事項は、別表第1の1の表(2)表に定める参事専決事項とする。

（課長等の専決事項）

第5条 課長、課長代理及び係長の専決を要する事項は、それぞれ別表第1に定める課長専決事項、課長代理専決事項及び係長専決事項とする。

2 前項の場合において、課に課長代理又は係長を複数置き、当該課の所管事務を分担させるときは、当該課の長は、あらかじめ、それぞれの職にある者が担当する事務に応じて、課長代理専決事項又は係長専決事項について当該者の専決を要する事項を指定しておかなければならない。

（専決事項の特例）

第6条 部長は、別表第1に規定する部長専決事項のうち必要と認めるものについて、参事又は次長に専決させることができる。

- 2 部長は、別表第1に規定する課長専決事項のうち必要と認めるものについて、参事若しくは主幹又は課長代理若しくは係長に専決させることができる。ただし、係長に専決させる事項にあつては、人事事項以外の事項に限るものとする。
- 3 第3条第3項の規定は、前2項の規定により、部長が部内の各職に専決させる事項を定めた場合について準用する。
- 4 副教育長、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。
- 5 この規程において定める専決者(教育長を除く。以下第8条まで及び第12条第5項において同じ。)が人事異動、退職等により欠けた場合又は当該専決者が置かれていない場合においては、当該専決者の上位に置かれる職にある者が当該専決者の専決事項について専決することができる。
- 6 教育長は、災害等への緊急対応、適正かつ迅速な事務執行その他の理由により課に置かれる係長の数を超えて係を設ける必要が生じた場合又は係長に係の事務を処理させることができない特別の事情が生じた場合においては、当該課に置かれる副主幹、課長代理、主幹又は課長に係長専決事項を専決させることがある。

(専決の制限)

第7条 第4条から前条までの規定にかかわらず、専決者は、次の各号のいずれかに該当する事項の処理に当たっては、上司の決裁を得なければならない。

- (1) 異例な事項
- (2) 疑義のある事項
- (3) 紛争があり、又は将来その原因となると認められる事項
- (4) 先例となる事項
- (5) 特に所属上司から指定された事項

(専決の報告)

第8条 専決者は、専決した場合において、必要と認めるとき又は所属上司から報告を求められたときは、当該専決した事項について所属上司に報告しなければならない。

(決定関与を受ける者)

第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長及び副教育長(参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又は担当する主幹、次長、参事、部長、教育次長及び副教育長)の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。

- 2 第5条第2項の規定は、決定関与について準用する。

(決定関与の特例)

第10条 前条第1項に定める者のほか、次の各号に掲げる者は、特に必要があると認める事項については、当該各号に定める者に決定関与させることができる。

- (1) 部長 副参事又は主幹
- (2) 課長 担当の課長代理ではない課長代理、副主幹又は係長

- 2 部長及び課長は、前項の規定の適用に際しては、意思決定につき特に必要と認める者に限って決定

関与させるものとし、決定関与させない者に対しては必要に応じてその内容を周知するものとする。

3 前条第1項及び第1項の規定にかかわらず、有給休暇の承認その他別に定めがある事項については、決定関与を受けずに決裁を受けることができる。

4 第6条第5項及び第6項の規定は、決定関与について準用する。

(合議を受ける者)

第11条 決裁を受けるに際しては、別表第2の左欄に掲げる事項に応じて同表の右欄に定める者の合議を受けなければならない。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる専決事項に係る合議者は、当該各号に定める者とする。ただし、合議者が特に所属上司の合議の必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 部長専決事項 課長

(2) 課長専決事項 課長代理

(3) 課長代理専決事項 係長（人事事項にあつては、課長代理）

(4) 係長専決事項 係長

3 合議を受けた者は、決裁の起案の内容に異議のあるときは、当該決裁に係る専決者、決定関与を受ける者及び合議を受ける者と協議しなければならない。この場合において、当該協議が調わないときは、共通の上司の指示するところに従うものとする。

4 第5条第2項の規定は、合議について準用する。

(合議の特例)

第12条 前条第1項に定めるもののほか、専決者は、特に必要と認めるときは、担当の参事又は主幹の合議を求めることができる。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、別に指定するものについては、合議を省略し、又は合議する者を変更し、若しくは追加することがある。

3 第6条第5項及び第6項の規定は、合議について準用する。

(代決)

第13条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。

教育長又は専決者	代決することができる者
教育長	1 副教育長 2 教育次長 3 所管の部長
副教育長	1 教育次長 2 所管の部長
教育次長	所管の部長
部長	1 次長 2 所管の課長
参事	主幹（同一事務を担当する者に限る。）
課長	1 課長代理 2 係長（担当する事務に限る。）

課長代理	係長（担当する事務に限る。）
係長	課長代理

2 前項の場合において、代決することができる者が複数いるときは、所属上司は、あらかじめ、それらの者の代決の順序を定めておくものとする。

3 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限って行うことができる。ただし、次に掲げる事項については、代決により処理してはならない。

- (1) あらかじめ、代決してはならないとの指示を受けた事項
- (2) 自己又は自己より上位の職にある者に対する出張命令、時間外勤務命令、有給休暇の承認等
- (3) 課長及び課長代理の決裁を受ける事項のうち人事事項

4 第6条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定に基づく特例措置により専決者とされた者が不在であるときは、当該特例措置が行われなかったものとして、前各項の規定を適用する。

5 代決する者が不在の場合又は第3項ただし書の規定により代決ができない場合において、なお特に決裁する必要があるときは、専決者の所属上司が代決をするものとする。

（代決後の手続）

第14条 代決した者は、代決した事項のうち必要と認めるものについては、事後速やかに、当該不在であった者に報告しなければならない。

（決定関与又は合議への代決規定の準用）

第15条 前2条の規定は、決定関与又は合議を受ける者が不在である場合について準用する。

（決裁に至るまでの回付順序）

第16条 決裁に至るまでの回付順序は、枚方市教育委員会文書取扱規程（平成31年枚方市教育委員会規程第2号）の定めるところによる。

（補助執行等をさせた場合の事務の処理等）

第17条 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させた場合における当該事務の処理は、この規程の例により行うものとする。この場合において、当該事務の処理に係る専決、代決、決定関与及び合議については、この規程中次の表の左欄に掲げる者に関する規定は、それぞれ同表の右欄に定める者に関する規定として読み替えて適用する。

委員会の事務局の職員	補助執行をする職員
教育長	副市長
部長	市長部局の部長
参事	市長部局の参事
次長	市長部局の次長
副参事	市長部局の副参事
課長	市長部局の課長
主幹	市長部局の主幹
課長代理	市長部局の課長代理
係長	市長部局の係長 生涯学習市民センター所長

2 前項前段の規定により、枚方市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年

枚方市教育委員会規則第9号)第3条第4項に規定する教育長の決裁を受けるに際して受ける副市長の決定関与について第9条の規定の例による場合においては、同条第1項の規定中「及び副教育長」とあるのは「、副教育長及び副市長」とする。

(非常災害時の事務処理)

第18条 教育長は、非常災害等緊急の必要があると認めるときは、この規程の規定にかかわらず、別の指示を行うことができる。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [令和6年3月31日公布]

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、改正後の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

別表第1（第4条、第5条、第6条関係）

共通専決事項

1 一般事項

(1) 部長、課長、課長代理及び係長の担当する事項

項	事項	部長	課長	課長代理	係長
1	所管する事務事業を処理すること。 (1) 所管する事務事業を実施すること。 (2) 所管する事務事業に関する施策を企画立案し、及びその実施に関する計画を定めること。 (3) 所管する事務事業の調査研究を行うこと。	比較的重要 ○	○ 輕易 ○		輕易又は定例
2	市の施策、課題等に関する情報の提供、発信及び公表を行うこと。	重要	○		輕易又は定例
3	附属機関等の会議の提出資料を決定すること。	○			
4	庁内の会議の構成員を定め、並びにその会議の開催及び付議案件を決定すること。	委員長が部長又は次長の会議	委員長が課長の会議	委員長が課長代理の会議	
5	関係する行政組織、行政機関、各種団体等との協議、連絡調整等を行うこと。	比較的重要	輕易		輕易かつ定例
6	国又は府に対する申請（補助金、負担金等に係るものを除く。）又は要望を行うこと。	輕易			
7	指導、勧告その他の行政指導を行うこと。	○	輕易		
8	開発事業等に係る事務を処理すること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による開発区域内における既設公共施設の管理者の同意を行うこと。 (2) 開発事業等に係る協議及び指導を行うこと。 (3) 開発事業等に係る中間検査又は完了検査の実施、指示及び報告を行うこと。	○ 比較的重要	○ ○		
9	公聴会、説明会等を開催すること。	重要	輕易		
10	パブリックコメント（インターネットアンケートを含む。）を実施し、結果の取りまとめを行うこと。	○			

11	行政手続制度に係る意見陳述の方式を決定すること。	○			
12	行政不服審査制度に係る審査請求に対する弁明書を作成すること。ただし、重要なものを除く。	○			
13	保有個人情報を提供すること。	○	定例又は基準が明確		
14	特定個人情報保護評価に係る評価書を個人情報保護委員会に提出すること。	○	修正に係る評価書の提出		
15	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。	重要	○		軽易又は定例
16	刊行物を編集し、発行し、及びその配付先を決定すること。	重要	○		軽易又は定例
17	公の施設の使用に係る事務を処理すること。 (1) 使用の許可をすること。 (2) 開館時間を臨時に変更すること。 (3) 休館日を臨時に変更し、又は休館すること。	○ ○			○
18	行政処分を行い、又はその取消しその他の是正措置を講じること。	比較的重要	○		軽易又は定例
19	表彰の対象者を決定すること。ただし、特に重要なものを除く。	○			
20	申請書その他の帳票の様式を決定すること。		○		
21	課の予算見積書、予算執行計画書及び決算資料を作成すること。		○		
22	照会、回答、通知、依頼、報告、届出等を行うこと。	比較的重要	○		軽易又は定例
23	国又は府の経由事務を処理すること。	比較的重要	○		軽易又は定例
24	公示及び公示送達を決定すること。	重要	軽易		
25	公簿の閲覧を許可すること。				○
26	各種証明を行い、又は証明書、許可書等を書き換え、若しくは再交付すること。				○
27	被服を貸与すること。				○

(2) 参事及び主幹の担当する事項

項	事項	参事	主幹
---	----	----	----

1	所管する事務事業を処理すること。 (1) 所管する事務事業を実施すること。 (2) 所管する事務事業の調査研究を行うこと。	○ ○	○ ○
2	庁内の会議の構成員を定め、並びにその会議の開催及び付議案件を決定すること。	委員長が 参事	委員長が 主幹
3	公聴会、説明会等を開催すること。	○	○
4	行政手続制度に係る意見陳述の方式を決定すること。	○	○
5	関係団体との連絡調整を行うこと。	○	○
6	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。	○	○
7	刊行物を編集し、発行し、及びその配付先を決定すること。	○	○
8	照会、回答、通知、依頼、報告、届出等を行うこと。	○	○

(3) 総務担当課の所管する事項

項	事項	部長	課長	課長代理	係長
1	総合計画に基づく各課の実行計画案を調整し、部の実行計画案を作成すること。	○			
2	部内の主要事業の進行管理を行うこと。		○		
3	部の事務改善計画案を作成すること。	提出の承認	○		
4	部内の2課以上にわたる事務の所管を決定すること。	○			
5	部内各課の予算見積書書及び決算資料をとりまとめ、提出すること。	○			
6	部内各課の予算の執行状況を把握し、部内の予算の調整を行うこと	○			
7	部内の経常経費（市長が別に定めるものに限る。）に係る予算案を作成すること。	○			
8	部内各課の行政評価に係る自己評価等を取りまとめ、確定すること。	○			

備考 この表において、「総務担当課」とは、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第1号）第5条第1項の表の左欄に掲げる課をいう。

2 人事事項

項	事項	部長	課長	課長代理
1	出張を命じ、その報告を受けること。 (1) 宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張	参事、次長、副参事、課長、附属機関の委員等	その他の職員	

	(2) 近畿圏内の出張で宿泊を要しないもの	参事、次長、副参事、課長	主幹、課長代理、副主幹、附属機関の委員等	その他の職員
2	特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。	参事、次長、副参事、課長	その他の職員	
3	短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。		○	
4	週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更、時間外勤務代休時間の指定並びに代休日の指定及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。	参事、次長、副参事、課長	その他の職員	
5	時間外勤務及び休日勤務を命ずること。	参事、次長、副参事、課長	その他の職員	
6	休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）及び欠勤を承認すること。	参事、次長、副参事、課長	その他の職員	
7	部内の所属職員（課長以上の職員を除く。）に部内の他課の事務の応援を命じ、又は部内の所属職員（課長代理以上の職員を除く。）に参事、主幹及び副主幹の担当事務の処理に当たることを命ずること。	○		
8	所属職員の課内における事務の分担を定めること。		○	
9	身分証票を交付すること。		○	
10	会計年度任用職員の職の任用条件の変更を決定すること。	軽易		
11	短期任用の会計年度任用職員の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。		○	
12	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○		

備考

- この表における「近畿圏」とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県をいう。
- この表における「附属機関の委員等」とは、附属機関の委員、専門委員その他の特別職の非常勤職員をいう。

別表第2（第11条関係）

合議事項

項	事項	合議者
1	委員会の会議に提出する議案等を作成すること	総合教育部長 教育政策課長
2	市議会の提出議案及びその資料となる事項の処理	総合政策部長 財政課長
3	教育行政の基本方針及びこれに係る計画の決定	総合政策部長 企画課長
4	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長及びコンプライアンス推進課長にあっては、条例、委員会規則等及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画課長 財政課長 総務部長 コンプライアンス推進課長
5	委員会規則等及び要綱の制定又は改廃（財政課長にあっては経費の増減を伴うものに、人事課長及び職員課長にあっては職の設置、勤務条件その他人事に係るものに限る。）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画課長 財政課長 総務部長 人事課長 職員課長 コンプライアンス推進課長
6	(1) 行政改革の推進に係る事項の処理 (2) 事務の効率化及び事務改善	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 行革推進課長
7	パブリックコメント（インターネットアンケートを含む。）の実施、結果の取りまとめ	総合教育部長 教育政策課長 市長公室長 秘書課長 広聴相談課長
8	記者クラブその他の報道機関に対する委員会の施策や課題等に関する情報提供	総合教育部長 教育政策課長 市長公室長 広報プロモーション課長
9	教育行政の情報化の推進に係る事業の企画及び施行	総合政策部長 DX推進課長
10	訴訟関係文書の作成	総合教育部長 教育政策課長 総務部長 コンプライアンス推進課長
11	協定書、覚書、念書、示談書等の文書（定期又は定例その他別に定めるものを除く。）の締結（人事課長及び職員課長にあっては、職員団体と締結するものに限る。）	総合教育部長 教育政策課長 総務部長 人事課長 職員課長 コンプライアンス推進課長
12	行政手続制度に係る事務の処理	総合教育部長 教育政策課長 総務部長 コンプライアンス推進課長
13	保有個人情報の提供（定例又は基準が明確なものを除く。）	総務部長 コンプライアンス推進課長
14	(1) 会計年度任用職員の職の設置 (2) 会計年度任用職員の職の任用条件の変更 (3) 特別職の非常勤職員の職の報酬額の決定	総合教育部長 教育政策課長 総務部長 人事課長 職員課長
15	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張の命令	総合教育部長 教育政策課長 総務部長 職員課長
16	研修費の支出を伴う他団体主催研修への参加	総務部長 人事課長

17	(1) 附属機関の委員、専門委員その他の特別職の非常勤職員 の任免 (2) 会計年度任用職員の募集及び任免 (3) 庁内委員会の構成の決定又は変更 (4) 部内の事務応援 (5) 公共的団体の非常勤の役員等の就任 (6) 重要な表彰等の対象者の決定	総合教育部長 教育政策課長
18	(1) 行政財産の用途の廃止又は変更 (2) 行政財産の目的外使用許可（使用料の額が明確に定め られているものを除く。） (3) 不動産の賃借	総合教育部長 教育政策課長 総 務部長 財産活用課長
19	前各項に定めるもののほか、他の課の事務事業の執行と密 接な関係を有するもの	関係する部長及び課長

備考 この表を適用する場合において、合議者が課を置かない部の部長であるときは、当該合議者が特に必要がないと認める場合を除き、当該合議者のほか、当該部に置かれる課長（課長が複数置かれる場合にあつては、あらかじめ当該合議者が指定する者に限る。）を合議者とする。

枚方市教育委員会規程第 2 号

枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 専決者 専決することができる者をいう。

第 3 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、同条第 5 号に次のただし書を加える。

ただし、重要なものに限る。

第 3 条中第 5 号を第 3 号とし、第 6 号及び第 7 号を 2 号ずつ繰り上げ、同条第 8 号中「陳情」を「重要な陳情」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 9 号を同条第 7 号とし、同条第10号から第12号までを削り、同条第13号を同条第 8 号とする。

第 4 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「選考の実施及び採用予定者の登録並びに」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号を同条第 6 号とする。

第 5 条第 1 号中「重要な行事」を「教育文化センターの重要な行事」に改め、同条第 2 号中「事務」を「教育文化センターの事務」に改め、同条第 5 号を削り、同条第 6 号を同条第 5 号とする。

第 7 条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 9 号を削り、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。）の選考の実施及び採用予定者の登録に関すること。

第 7 条中第10号を第 8 号とする。

第 8 条中第 4 号から第 7 号までを削り、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 次に掲げる事業を行うための場所の提供に関すること。

イ 教育相談事業

ロ 不登校の児童又は生徒の社会的自立に資するための相談及び指導を行う事業

ハ 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある幼児、児童及び生徒についてその機能の維持向上を図るための言語訓練その他の訓練を行う事業

第 8 条第 8 号中「教育文化センターの」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条中第 9 号を第 6 号とする。

第10条を次のように改める。

(中央図書館課長代理の専決事項)

第10条 中央図書館課長代理が専決する事項は、おおむね別表中央図書館課長代理の欄に掲げる事項に関することとする。

第14条及び第15条を削り、第13条中「次の」を「決裁を受ける事項について、次の」に改め、「決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が」を削り、「その事項を」を「当該事項について」に改め、同条後段を削り、同条の表中「代決者」を「代決することができる者」に、

中央図書館長	中央図書館統括課長代理（担当する事務に限る。）
中央図書館統括課長代理	中央図書館係長（担当する事務に限る。）

を
「

中央図書館長	1 中央図書館課長代理 2 中央図書館係長（担当する事務に限る。）
中央図書館課長代理	中央図書館係長（担当する事務に限る。）
中央図書館係長	中央図書館課長代理

に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の場合において、代決することができる者が複数いるときは、所属上司は、あらかじめ、それらの者の代決の順序を定めておくものとする。
- 3 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、次に掲げる事項については、代決により処理してはならない。
 - (1) あらかじめ、代決してはならないとの指示を受けた事項
 - (2) 自己又は自己より上位の職にある者に対する出張命令、時間外勤務命令、有給休暇の承認等
 - (3) おいしい給食課長、中央図書館長及び教育文化センター館長並びに共同調理場長及び中央図書館課長代理の決裁を受ける事項のうち人事事項
- 4 代決する者が不在の場合又は前項ただし書の規定により代決ができない場合において、なお特に決裁する必要があるときは、専決者の所属上司が代決をするものとする。

第13条を第14条とし、第12条中「専決した者は、必要があると認めるとき、」を「専決者は、専決した場合において、必要と認めるとき」に、「その専決した事項を」を「当該専決した事項について」に改め、同条を第13条とする。

第11条を削り、第10条の次に次の2条を加える。

（中央図書館係長の専決事項）

第11条 中央図書館係長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 館外貸出票の交付に関すること。
- (2) 多目的室、会議室及び集会室の使用に関すること。
- (3) 自動車の使用及び管理に関すること。
- (4) 別表中央図書館係長の欄に掲げる事項に関すること。

(専決の制限)

第12条 第3条から前条までの規定にかかわらず、専決者は、次の各号のいずれかに該当する事項の処理に当たっては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例な事項
- (2) 疑義のある事項
- (3) 紛争があり、又は将来その原因となると認められる事項
- (4) 先例となる事項
- (5) 特に所属上司から指定された事項

第15条として、次の1条を加える。

(代決後の手続)

第15条 代決した者は、代決した事項のうち必要と認めるものについては、事後速やかに、当該不在であった者に報告しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第3条－第11条関係）

決裁・専決権者		教育長	総合教育部長	学校教育部長	おいしい給食課長	中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長 中央図書館課長代理	中央図書館係長
決裁・専決事項									
服務に係るもの	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張		中央図書館長	教育文化センター館長	所属職員				
		附属機関の委員等							
	近畿圏内出張で宿泊を要しないもの		中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長	中央図書館課長代理	所属職員	所属職員	
		附属機関の委員等							
	時間外勤務、休日勤務、休暇、欠勤その他服務		中央図書館長	教育文化センター館長	所属職員				
文書等に係るもの	照会・回答・通知・依頼・報告・届出	重要	比較的重要		○				軽易又は定例
	進達・副申・申請	重要	法定又は定例						
	公示・公示送達		重要		軽易				
	閲覧・証明								○

備考

- この表における「共同調理場長」とは、第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長をいう。
- この表における「附属機関の委員等」とは、附属機関の委員その他の構成員等の特別職の職員をいう。
- この表における「近畿圏」とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県をいう。

(枚方市教育委員会パーソナルコンピュータ管理運営規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会パーソナルコンピュータ管理運営規程（平成10年枚方市教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「（枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）」を削り、「同条例及び枚方市個人情報保護条例施行規則（平成10年枚方市規則第54号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づく命令並びに枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年枚方市条例第33号）及び枚方市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年枚方市規則第24号）」に改める。

(枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程（平成24年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び」を「又は」に改める。

第11条第4項中「学校教育部学校教育室教職員課」を「学校教育部教職員課」に改める。

(枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正)

第4条 枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表成年年齢引下げに伴う成人祭対応検討委員会の項を削り、同表学校規模等適正化検討委員会の項中「総合教育部新しい学校推進室」を「総合教育部新しい学校推進課」に改め、同表枚方市立学校園安全対策検討委員会の項及び枚方市支援教育充実検討委員会の項中「学校教育部教育支援室児童生徒支援課」を「学校教育部支援教育課」に改め、同表児童の放課後対策検討委員会の項中「学校教育部教育支援室放課後子ども課」を「学校教育部放課後子ども課」に改め、同表学校表簿・文書検討委員会の項、教育課程検討委員会の項及び中学校部活動の在り方検討委員会の項中「学校教育部学校教育室教育指導課」を「学校教育部教育指導課」に改め、同表ネクスト・ギガ・リプレイス検討委員会の項中「学校教育部学校教育室教育研修課」を「学校教育部教育研修課」に改める。

(枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第5条 枚方市教育委員会文書取扱規程（平成31年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「室及び」を削り、同号ハ中「新しい学校推進室設置規則」を「新しい学校推進課設置規則」に、「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改める。

第5条第2項中「統括課長代理」を「課長」に改め、同項後段を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「、課長が指示するところにより」を削り、同条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「統括課長代理」を「係長（課長が特に必要があると認める場合にあっては、その指名する主幹又は課長代理。以下同じ。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項を削り、同条に次の1項を加える。

5 課長代理（前項に規定する事務を課長代理が担任する場合にあっては、課長。）は、係長が不在であるときは、当該係長に代わって文書の処理に関する事務を処理する。

第8条第4項第1号、第11条及び第19条中「統括課長代理」を「係長」に改める。

第20条第1項中「統括課長代理」を「係長」に改め、同条第2項中「室長、」を削り、同条第3項中「統括課長代理」を「係長」に改め、同条第4項中「平成10年枚方市教育委員会規程第2号」を「令和6年枚方市教育委員会規程第1号」に改める。

第24条中「統括課長代理」を「係長」に改める。

第31条第3項第4号中「枚方市個人情報保護条例(平成29年枚方市条例第39号)第23条第1項に規定する開示等請求」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求若しくは同法第98条第2項に規定する利用停止請求」に、「枚方市情報公開条例第10条第1項」を「同条例第10条第1項」に、「枚方市個人情報保護条例第24条第1項」を「同法第78条第1項第4号」に改め、「開示決定等」の次に「、同法第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは同法第102条第1項に規定する利用停止決定等」を加える。

第42条中「統括課長代理」を「係長」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 事務局文書記号

部	課	記号
総合教育部	教育政策課	教総政
	新しい学校推進課	教総新
	おいしい給食課	教総給
学校教育部	学校支援課	教学支
	児童生徒課	教学児
	支援教育課	教学援
	放課後子ども課	教学放
	教職員課	教学職
	教育研修課	教学研
	教育指導課	教学指

附 則 [令和6年3月31日公布]

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

枚方市教育委員会規程第 3 号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号中「指導主事」の次に「その他これに類する職に任用するため教育委員会が招へいた者」を加える。

第 9 条第 1 項中「理事、部長、次長、課長、課長代理又は副主幹である者をいう」を「係員、任期付職員又は会計年度任用職員である者を除く」に、「。）の」を「。）である」に、「以外の」を「でない」に改める。

第11条第 1 項中「以外の」を「でない」に、「管理職等の」を「管理職等である」に改める。

第12条第 1 項中「置かれて」を削り、同項第 1 号中「以外の」を「でない」に改め、同項第 2 号中「掲げる面談」の次に「（口に掲げる面談にあつては、一次評価者が必要と認める場合に限る。）」を加える。

第13条第 1 項ただし書中「が休職中である」を「の休職」に改め、同条第 2 項中「以外の」を「でない」に改め、同条第 3 項ただし書中「が休職中である」を「の休職」に改め、同条第 8 項ただし書中「副主幹」の次に「、係長、主査又は主任」を加え、「。）の」を「。）である」に改める。

第17条第 5 項及び第 6 項中「教育委員会」を「教育長」に改める。

別表第 1 部長及び参事の属する職制上の段階の項中「及び参事」を削り、同表次長、室長及び副参事の属する職制上の段階の項中「次長、室長」を「参事、次長」に改め、同表係長及び監督の属する職制上の段階の項の次に次のように加える。

主査及び業務主査の属する職制上の段階

主査

別表第 1 一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18 条第 1 項の規定により採用された職員の職の属する職制上の段階の項中「の職」の次に「（理事又は部長の職を除く。）」を加える。

別表第 2 課長代理の部倫理性の項中「担当業務」を「課の業務」に改め、同部責任感の項中「担当業務」を「課の業務」に、「担当業務の責任者」を「課の責任者を補佐する者」に改め、同部企画・計画力の項中「担当業務の責任者」を「課の責任者を補佐する者」に改め、同部判断・決断力の項、実行・行動力の項及び統率・職場環境整備力の項中「担当業務」を「課の業務」に改め、同部指導育成・評価能力の項中「業務目標」の次に「及び施策目標」を加え、同表係長の部知識・技術力の項中「に協力し」を「を補佐し」に改め、同部統率・指導育成力の項中「業務目標」を「施策目標」に、「相談を受けたときには適切な助言を行うことができる」を「適切な助言を行い、円滑な業務の遂行と進捗管理に努めている」に改め、同部の次に次のように加える。

服務規律を遵守し、部下の見本となるとともに、部下が安心して報告・連絡・相談できる雰囲気づくり
--

主 査	倫理性・規律性	を心がけることができる。また、不正や違法・不当な圧力に対しては毅然とした態度をとることができる。
	責 任 感	業務が円滑に進行するよう部下の担当業務にも留意するとともに、組織の業務内容を正しく認識し、責任を持って仕事をやり遂げることができる。また、部下のミスの未然防止に努めるとともに、困難な課題、担当業務以外の突発的な仕事でも主体的に取り組むことができる。
	市民感覚・市民対応力	接遇指導を部下に行うとともに、所属上司と協力し、市民からの意見や苦情も率先して聴き、適切かつ迅速な対応に努めることができる。また、市民サービスの向上を念頭に置き、市民感覚と市民目線を持ちながら、職務を遂行することができる。
	知識・技術力	高度な知識・技術を習得しており、実際に仕事上、それらを積極的に活用するとともに、職務に関する法令・実例等を把握し、問題解決等に活用することができる。また、上司や市民に適切な説明を行うとともに、上司に協力し、同僚・部下に対して、指導教育することができる。
	企画・計画力	新たな課題についても、多様な情報を収集するとともに、取捨選択し、組織の方針を踏まえて迅速に独創的な案を作成することができる。また、課題解決のため、実現可能性のある具体的な計画を自ら作成し、業務を推進することができる。更には、円滑に業務を推進するための事前準備が十分できており、突発的な事態にも対応することができる。
	判断・決断力	突発事故や困難な課題に対しても迅速に状況を把握し、解決を先送りせず、上司への相談等を含め適切な対応を行うとともに、目先の利益や一時的な解決策にとらわれず、市民の視点や組織としての視点に立ち、判断することができる。また、与えられた業務について目的や要点を理解することで、優先順位を判断し、業務の効率化を図ることができる。
	統率・指導育成力	課せられた施策目標の達成に向けて、期限や方法をはっきりと言うなど、部下への指示を明確で分かりやすい言葉で行うとともに、部下と普段からコミュニケーションを図り、相談を受けたときには適切な助言を行うことができる。また、部下の育成、指導についても取り組むことができる。
	自己管理能力・注意力・安全観念	安全管理の徹底に向けたマニュアルづくりを積極的に行うとともに、自身の業務だけでなく、部下の業務における事故や各種トラブルにおいても迅速かつ積極的に対応することができる。また、職務遂行に当たっては些細なことにも注意を怠らず、かつ、未然防止に向けた啓発活動を行うことができる。

別表第2 主任の部統率・指導育成力の項中「業務目標」を「施策目標」に改め、同表係員の部業務処理力の項中「業務処理力」を「業績・業務処理力」に、「努めることができる」を「努め、所

属部署の業績に貢献している」に改め、同表任期付職員（指導的立場にある職員に限る。）の部判断決断力・安全観念の項中「判断決断力・安全観念」を「業績・判断決断力・安全観念」に、「行うことができる」を「行い、所属部署の業績に貢献している」に改め、同表任期付職員（指導的立場にある職員を除く。）の部業務処理力・安全観念の項中「業務処理力・安全観念」を「業績・業務処理力・安全観念」に、「拡大に努めることができる」を「拡大に努め、所属部署の業績に貢献している」に改め、同部の次に次のように加える。

第 12 条第 1 項第 2 号に掲げる会計年度任用職員	倫理性・規律性・協調性	職員としての自覚を持ち、服務規律を遵守して行動している。また、職務遂行に必要な報告・連絡・相談を適切に行い、前向きに取り組むとともに、誰にでも協調的な態度で接し、自発的に協力している。
	業績・業務処理力	担当業務を正確に処理するとともに、処理能力の向上に努め、かつ、業務に必要な知識・技術を有し、積極的に活用している。また、上司や職員の指示に従い、業務を遂行し、所属部署の業績に貢献している。

別表第 2 会計年度任用職員の項中「会計年度任用職員」を「第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 5 条関係）

標準的な職	一次評価者	二次評価者
会計年度任用職員	課長代理	—
副主幹、係長、主査、主任、係員、任期付職員	課長代理	課長
課長代理	課長	次長
課長（主幹に限る。）		部長
課長（主幹を除く。）	次長	特別職
次長（副参事に限る。）		
次長（副参事を除く。）	部長	
理事、部長	特別職	

備考 幼稚園又は小学校若しくは中学校に勤務する職員の一次評価者は園長又は教頭と、二次評価者は課長又は校長とする。

附 則〔令和 6 年 3 月 31 日公布〕
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

改訂案

枚方市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 7 月
(令和 6 年 4 月改訂)
枚方市

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1. 本市における基本方針策定の目的	3
2. いじめの定義	3
3. いじめの防止等のための基本的な考え方	3
4. いじめの未然防止に向けた役割	4
(1)教育委員会の役割	4
(2)学校の役割	4
(3)子どもの役割	5
(4)保護者の役割	5
(5)地域・関係機関の役割	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1. 教育委員会が実施する取組	6
(1)いじめの未然防止・早期発見	6
(2)いじめへの対処	7
(3)学校評価・学校運営改善の実施	7
(4)教育委員会が設置する組織	7
①枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置	7
②枚方市学校いじめ対策審議会の設置	7
③枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の設置	7
2. 学校が実施する取組	8
(1)学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2)いじめの防止等の対策のための組織	8
(3)いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	9
①いじめの未然防止	9
②早期発見	9
③いじめに対する措置	10
④いじめ解消の定義	11
3. 重大事態への対処	12
(1)教育委員会または学校による調査	12
①調査を要する重大事態	12
②重大事態の報告	13
③調査の主体	13
④調査を行うための組織	13
⑤調査方針の説明等	14
⑥事実関係を明確にするための調査	14
⑦調査結果の提供及び報告	15
⑧調査結果の公表	15
(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
①再調査	16
②枚方市いじめ問題再調査委員会の設置	16
③再調査の結果をふまえた措置	16
4. その他留意事項	16
重大事態への対処チャート	17

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、子どもと大人「みんな」が総がかりで取り組むべき課題です。

そのため、大人は日頃からすべての子どもに愛情を持って接する心を持ち、人間性や正義感を育み、信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

このたび、本市は、いじめのない社会の実現をめざすために、市・学校・家庭・地域における役割を明確にするとともに、それらが連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「枚方市いじめ防止基本方針」（以下「枚方市基本方針」という。）を策定するものです。

本市では、いじめの認知件数、いじめ重大事態の認知件数とも増加している状況に対応するため、令和５年度には、教育委員会事務局にいじめ対策グループを新設し、弁護士及びスクールソーシャルワーカーを新たに配置しました。

また、教育委員会を調査主体とするいじめ重大事態調査について、公平性・中立性を確保するとともに、これまで以上に機動的な調査が行えるよう、第三者で構成する「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を新たに設置しました。

これに加え、市長部局にもいじめ問題の相談窓口を開設するとともに、学校を通じて配付する「お手紙相談」やタブレット端末で行う「ぽーちSNS相談」など、市長部局と教育委員会が連携する相談体制も充実させています。

学校におけるいじめに対する措置については、法第23条や国及び本市の基本方針に基づき、適切に対応すべきものですが、本市では、この間、教職員によるいじめの正確な認知、組織的な対応、適切なアセスメントや対処プランの構築などに課題があり、重大事態に至る事案が続いています。

再発防止に向けて、学校は、いじめは単に謝罪をもって解決することではないとの認識を持ち、子どもたちが抱える背景事情も踏まえ、適切なアセスメントと対処プランのもと、いじめを受けた子どもの心のケアやいじめを行った子どもの成長支援などにも取り組みます。そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家をできる限り早期に活用します。

また、個々の教職員のいじめへの理解を深めるとともに、子どもたちへの発達支持的生徒指導を通じていじめを生まない学級づくり・学校づくりに取り組みます。また、教職員が互いに支えあい学びあえる環境のもと、組織的な対応を徹底し、一人一人の教職員に力をつけていきます。教育委員会は、いじめの理解が浸透し深まるような実践的な研修及び、学校に対する研修支援を行います。また、各学校のいじめ事案だけでなく不

登校、子どもの発達課題や心理的特性の問題や生徒間トラブルの情報を収集し学校対応の課題分析のもと、いじめの予防的な関わりも含めて専門家とつなげる等、学校対応の支援の役割を果たします。

今後、本市では、この「枚方市基本方針」に基づき、すべての枚方市立学校園や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めてまいります。

※ 「ぼーち」とは、枚方市立学校に在籍するすべての子どもたち及び教職員に配備するタブレット端末に搭載されているアプリで、SNS 相談の他、可視化されたデータを基に子どもたちの些細な変化を教職員が共有できる機能があります。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. 本市における基本方針策定の目的

本市は、いじめは重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の目的（いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び府、本市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

2. いじめの定義

法第2条では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。

本市では、それぞれの行為がか「いじめ」にあたる否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

ただし、「いじめ」であるため、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）への情報共有は当然です。

3. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくものです。

それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねません。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示します。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。

- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。

また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません（発達支持的生徒指導）。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが重要です。

- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。

以上のような取り組みに加え、学校は教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行います。

※ 共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

※ 市民性教育とは、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、様々な取組を通じて市民性を養う観点から行う教育をいう。

4. いじめの未然防止に向けた役割

(1)教育委員会の役割

- 「枚方市基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に推進します。
- いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的な調査や啓発を行います。
- いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導を学校や関係機関と連携し、迅速かつ適切に行います。
- いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめ問題に取り組む学校の支援を行います。

(2)学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもたちが主体の、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。
- 子どもたちの背景は多様であり、学級や部活動などその子どもを取り巻く学校生活全般において、必要な配慮が受けられるよう、就学前施設や小学校からの引継事項も含め、これら多様な背景の情報を学校全体で共有し、日ごろから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した適切なアセスメントに基づく支援プランの作成と実行を行います。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめの未然防止及び早期発見に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。

(3)子どもの役割

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

(4)保護者の役割

- 子どもがいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

(5)地域・関係機関の役割

- 地域は、子どもたちの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる時には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもたちが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. 教育委員会が実施する取組

(1)いじめの未然防止・早期発見

- 子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することをふまえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 枚方市立学校に在籍する子どもたちが自主的に行ういじめの未然防止に資する活動への支援を行い、また、枚方市立学校に在籍する子どもたち及びその保護者、ならびに当該学校の教職員に対して、いじめを未然に防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。
- 子どもたちをいじめから守り、社会全体でいじめの未然防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、9月を「いじめ未然防止啓発月間」とします。
- いじめを早期に発見するため、枚方市立学校に在籍する子どもたち及びその保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、より一層、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の充実を図ります。
- 教育委員会の「いじめ専用ホットライン」、市長部局の「いじめ相談専用電話」の他、メール相談、面談、お手紙相談、ぽーちSNS相談など、市長部局と教育委員会が相互に連携して多様な相談体制を整え、子どもたちやその保護者に周知を図ります。また、子どもたちや保護者からの相談を24時間受け付ける大阪府の「すこやか教育相談」と連携した取り組みを進めます。
※ぽーちSNS相談は、一般的な相談の中から些細な兆しを見つけ、いじめの担当部署につなぐ役割を担っている。
- 教育委員会と学校の生徒指導主事及び生徒指導主担者との連携体制をより充実するとともに、小中生徒指導連絡会を活用して、小中学校で一貫した指導や支援を行います。また、枚方市立学校の教職員に対し、いじめ対応に係る実践的かつ継続的な研修を実施し、いじめの防止に関する人権意識を高め、いじめによる被害が発生した場合の子どもや保護者の心情理解等についての研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。
- 学校に対し、学期に1回以上のアンケートの実施及び結果についての報告を求め、いじめの実態把握に努め、実用性のあるマニュアルや事案聴き取りシートを作成、活用し、必要な措置を講じます。
また、教育委員会として、学校から報告を受けた際の対応マニュアル等に基づき、必要な措置を講じます。
- 枚方市立学校の教職員に対し、いじめの防止や体罰根絶等に関する人権意識を高める研修やいじめによる被害が発生した場合の子どもや保護者の心情理解等についての研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。
- 枚方市立学校に在籍する子どもたち及びその保護者が、携帯電話やスマート

フォン等を使ったインターネットを通じて行われるいじめの未然防止やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）に潜む危険性等の新たな課題に対して効果的な対処ができるよう、必要な啓発活動を実施します。

(2)いじめへの対処

- 学校からいじめの報告を受けたときは、関係機関と連携して当該学校に対し迅速かつ適切な支援を行うなどの必要な措置を講ずることを指示するとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。
- 学校のいじめ対応について、枚方市基本方針及び学校基本方針等を踏まえた適切な対応ができているか確認し、速やかに適切な支援を行います。
- 学校における教育相談体制の充実を図るため、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置・派遣を行います。
- 学校への緊急支援として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を速やかに派遣するとともに、スクールロイヤーによる法律相談を行います。

(3)学校評価・学校運営改善の実施

- いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡で学校を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの子どもたちの理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するとともに、学校に必要な指導・助言を行います。
- 教職員が子どもたちと向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んで行くことができるようにするため、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営改善を支援します。

(4)教育委員会が設置する組織

①枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関する本市の関係部課と関係機関との連携を強化するため、枚方市いじめ問題連絡会（平成18年設置）に大阪府中央子ども家庭センター、法務局または地方法務局、警察その他の関係機関に属する者を加え、「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

②枚方市学校いじめ対策審議会の設置

法第1条に規定するいじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置します。

この審議会は、教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携のもとに設置され、学識経験者や福祉及び臨床心理の専門知識を有する者等で構成します。

③枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の設置

法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置します。

この調査委員会は、学識経験者及び臨床心理の専門的知識を有する者等で構成します。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体からの推薦等によって、公平性・中立性を確保します。

2. 学校が実施する取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国及び本市の基本方針を踏まえ、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組内容等を「学校基本方針」として定めます。

「学校基本方針」には、管理職・生徒指導主事（主担者）・学級担任等の役割を明示するとともに、いじめ防止等のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定め、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の内容を盛り込みます。

また、策定した「学校基本方針」は、その内容を各年度の開始時に子どもたちや保護者、関係機関等に周知するとともに、各学校の教育計画やホームページに掲載するなど、広く周知を図ります。

学校が「学校基本方針」を作成するにあたっては、子どもたちとともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、子どもたちの意見を取り入れるなど、いじめ防止等について子どもたちの主体的かつ積極的な参加が確保できるようにします。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

各学校は、法第22条の規定に基づき、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。なお、複数の教職員については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員などから、各学校の実状を勘案して選任します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を求めることで、さらに効果的な組織となります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関りを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。

さらに、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、子どもたちに最も接する機会の多い学級担任や部活顧問等が参画します。

なお、いじめに対する早期対処のために、機動的に動ける初動体制を組めるよ

う、柔軟な運営規則を定めます。(校長、教頭、生徒指導主事等によるコアメンバー会議を設けるなど)

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

等が考えられます。

また、「いじめ防止対策委員会」は、「学校基本方針」が、P D C Aサイクルにより、当該学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す役割が期待されます。

(3)いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律ある態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解できるよう努めます。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることのない、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるとともに、子どもたちが主体的に話し合う機会をつくることができるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。

さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関わりを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。

②早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及

により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、学校は日頃から家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市いじめ対応マニュアル」や「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果の分析や補充の聴き取りを行った上で教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組みます。

アンケート結果や「ぼーちの心の可視化」、周りの子どもたちの様子などからは、いじめの有無を判断するだけでなく、子どもたちの学校生活への適応状況や、SOSを発信できないでいる子どもの困り感の把握に努めます。

教職員は、子ども同士のトラブル事案として対処した場合であっても、その背景にはいじめの疑いがあるとの認識をもって、学校組織全体で情報共有ができるよう、いじめ防止対策委員会への報告を行います。

管理職は、その報告が適切になされているか、報告漏れはないかの確認を行い、OJTや定期的な点検を通じて教職員の対応力の向上を図るとともに、相談を受けた際の相談記録を作成・保管します。

※ 「ぼーちの心の可視化」とは、タブレット端末アプリ「ぼーち」の機能で、子どもたちがその日の気持ちを「晴れ」、「曇り」、「雨」の3段階で自己評価し「ぼーち」に入力、教職員は子どもたちの日々の心の変化を「ぼーち」上で確認する。

※ OJTとは、業務に習熟した先輩教職員が新任教職員などに対し、一緒に実務に携わり、必要な知識やスキルを実践しながら伝承する手法(On The Job Training)。

③いじめに対する措置

いじめを認知した場合、もしくは、いじめの疑いを認知した場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」(コアメンバー会議など)に報告するとともに、暫定的に当該委員会(コアメンバー会議など)の方針に基づき、まずは、正確な実態把握を行います。また、正確に把握した実態に基づいて、当該委員会(全体メンバーによる会議)を開催し、単に謝罪をもっていじめの解消とするのではなく、その背景について、関係者により分析を行い、対処方針を決定します。

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見かけた場合は、担任等が一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。い

じめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。

いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

いじめを行った子どもに対しては、単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、状況や心情を聴き取り、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

いじめの正確な実態把握に向けては、専門家と情報を共有し、聞き取りにあたっての注意点について助言を受けるとともに、いじめを受けた子どもの心のケアやいじめを行った子どもの成長支援が適切に行えるよう、専門家の知見を活用します。

聞き取りにあたっての注意点としては、「まずは子どもの言い分を聴くことが大事」との認識のもと、聞き取りが指導にならないよう留意する、複数の教職員で対応する、複数の子どもたちへの聞き取りは個別にかつ可能であれば同時に行う、子どもたちの証言が相反するときは、他の子どもに裏付けの聞き取りを行うなどが考えられます。

また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

学校は、いじめは単に謝罪をもって安易に解消するものではないことを認識し、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。いじめ防止対策委員会の会議録及び支援・指導の経過記録を作成・保管します

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

④いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

3. 重大事態への対処

(1)教育委員会または学校による調査

いじめ重大事態の調査に際して、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。

- ①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか
- ②体験したり目撃したりした事実なのか、他から聞いた間接情報なのか
- ③目撃情報であるなら、どの場所から、どの場所の様子を目撃したのか

これらの情報源のもと、事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないように対策を講じることが必要です。

また、記憶は、その性質上、事実確認時期が遅れるほど曖昧になるため、できるだけ早期に事実確認を終える必要があります。そのため、目撃者も含めて聴き取る対象者に漏れがなく、かつ、聴き取る事項についても当該出来事に限定せず、過去のいじめや背景も探れる程度の範囲の事実確認を行っておく必要があります。

そして、事実に争いがある場合や、いじめを受けた子どもから事実確認の協力が得られない場合があります。そのような場合であっても、目撃した子どもからの事実確認などによって真実に迫りうる可能性があることから、早期にそれらを尽くす必要があります。

一方、いじめを行った子どもからの聴き取りを行う場合、まずは、日頃の言動による偏見を白紙にして、その表情や様子、話し方などからどのように感じているのかを読み取ると同時に、事実はどうであったのか、なぜ、このような行為に至ったのかなどの言葉にならない声にも耳を傾け、その内面を理解するよう努める必要があります。いじめを行った子どもを含む関わりのある子ども全ての内面を理解できるよう、教職員自身の感度をより高め、指導の姿勢とそのあり方を考えていくことが必要です。

①調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合

- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としていますが、日数だけではなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握しなければなりません。さらに、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組みます。

また、子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応しなければなりません。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければなりません。

教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し、重大事態の発生を市長に報告するとともに、大阪府を通じて国に報告します。

調査を開始したときはその旨を、学校は教育委員会に、教育委員会は大阪府を通じて国に報告します。

③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

ア)学校が主体となる場合

教育委員会は、学校へ指導主事を派遣し、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

イ)教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査します。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

④調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設けます。

ア)学校が主体となる場合

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行います。

イ)教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「調査委員会」を招集し、調査を行います。

⑤調査方針の説明等

調査主体となる学校または教育委員会は、①重大事態調査の目的、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間、④調査事項、⑤調査方法、⑥調査結果の提供、⑦調査結果は原則公表であること等について、調査を開始する前にいじめを受けた子ども及びその保護者に丁寧に説明します。

また、いじめを行った子ども及びその保護者にも上記①～⑥の調査方針の説明を行います。

⑥事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものです。

ア)いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

この際、いじめを受けた子どもや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査実施が必要です。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

また、いじめを受けた子どもに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指

導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる必要があります。

イ) いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

⑦ 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。その際、市長への調査結果の報告にあたり、いじめを受けた子ども及びその保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨、予め説明します。

これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、**いたずらに**個人情報保護を盾に説明を怠らないようにします。

イ) いじめを行った子ども及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子ども及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども及びその保護者に対していじめの事実関係について説明します。

ウ) 調査結果の報告

調査結果については、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告するとともに、教育委員会は大阪府を通じて国に報告します。

⑧ 調査結果の公表

調査結果については、公表することを原則として、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども及びその保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。

調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた子ども及びその保護者と確認します。

また、報道機関等の外部に公表する場合は、他の子どもたち又は保護者に対

して、可能な限り、事前に調査結果を報告します。

(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができます。

再調査についても、市はいじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

② 枚方市いじめ問題再調査委員会の設置

法第30条第2項に規定する再調査の実施に際して公平かつ中立な第三者の立場から調査を行うために、市長の附属機関として、条例により「枚方市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置します。

この再調査委員会は、学識経験者や福祉及び臨床心理の専門的知識を有する者等で構成します。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体からの推薦等によって当該調査の事案ごとに選任し、公平性・中立性を図ります。

③ 再調査の結果をふまえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果をふまえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

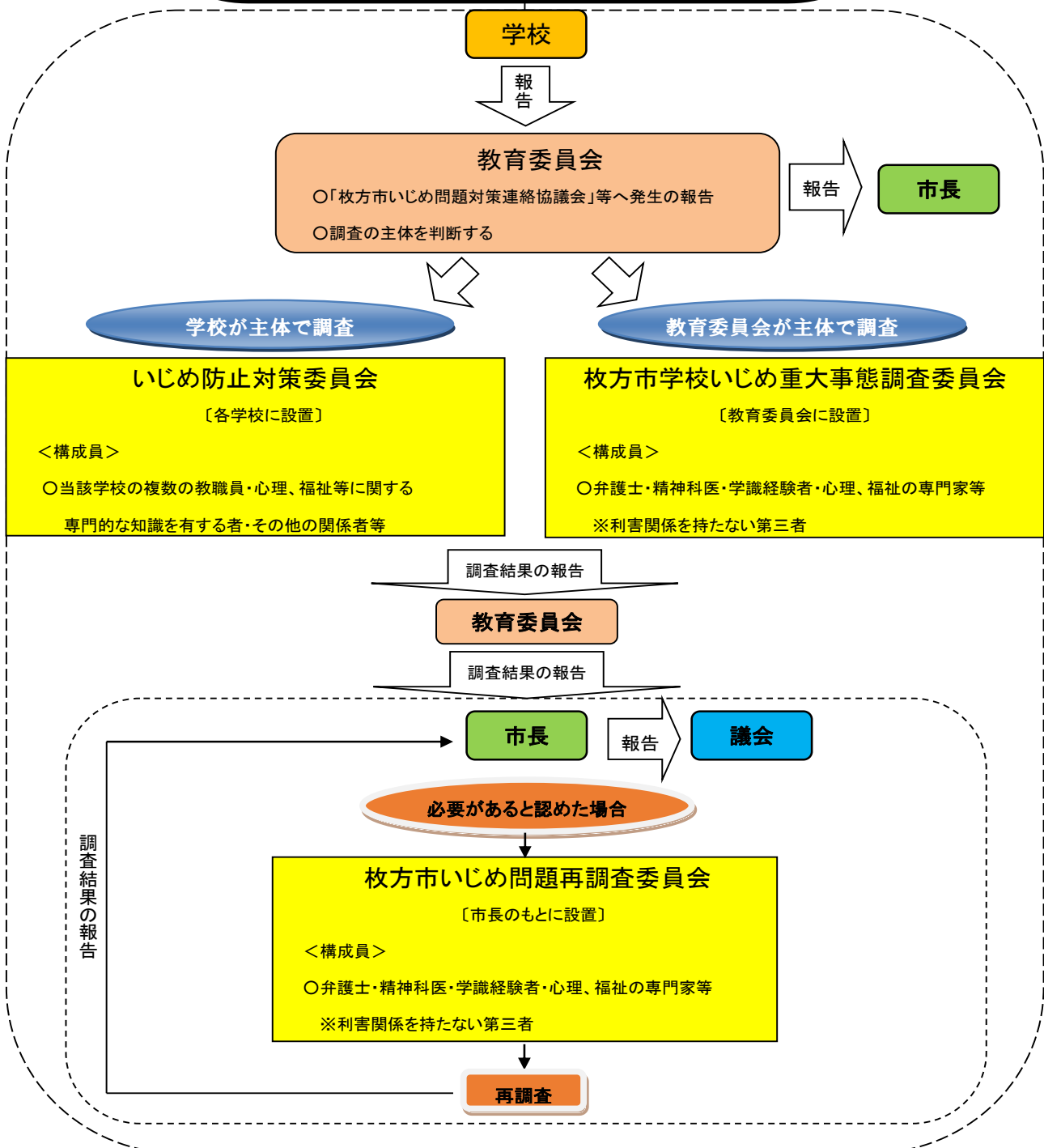
4. その他留意事項

本市は、当該基本方針について、法の施行状況を勘案して、随時、見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



議案第 1 号参考資料

枚方市いじめ防止基本方針の一部改訂について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
はじめに 【1 ページ】 段落 1 ～ 4 [略] <u>本市では、いじめの認知件数、いじめ重大事態の認知件数とも増加している状況に対応するため、令和 5 年度には、教育委員会事務局にいじめ対策グループを新設し、弁護士及びスクールソーシャルワーカーを新たに配置しました。</u> <u>また、教育委員会を調査主体とするいじめ重大事態調査について、公平性・中立性を確保するとともに、これまで以上に機動的な調査が行えるよう、第三者で構成する「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を新たに設置しました。</u> <u>これに加え、市長部局にもいじめ問題の相談窓口を開設するとともに、学校を通じて配付する「お手紙相談」やタブレット端末で行う「ぽーちSNS相談」など、市長部局と教育委員会が連携する相談体制も充実させています。</u> <u>学校におけるいじめに対する措置については、法第 23 条や国及び本市の基本方針に基づき、適切に対応すべきものですが、本市では、この間、教職員によるいじめの正確な認知、組織的な対応、適切なアセスメントや対処プランの構築などに課題があり、重大事態に至る事案が続いています。</u> <u>再発防止に向けて、学校は、いじめは単に謝罪をもって解決することではないとの認識を持ち、子どもたちが抱える背景事情も踏まえ、適切なアセスメントと対処プランのもと、いじめを受けた子どもの心のケアやいじ</u>	はじめに (1 ページ 段落 1 ～ 4) [略] <u>本市では、これまでも、いじめ問題の克服に向けた取組を推進するため、平成 1 8 年度から「枚方市いじめ問題連絡会」を設置し、いじめ問題に対し、各部局が連携して対処してきました。また、新入生に向けて啓発冊子「ストップ！いじめ」を毎年配付するとともに、「いじめ専用ホットライン」を設置し、いじめの早期発見や様々な教育相談に取り組んできました。</u> <u>また、学校における教育相談体制として、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、本市独自に小学校では枚方市少人数学級充実事業、中学校においては枚方市生徒指導体制充実事業（平成 3 0 年度から小中学校対象の枚方市生徒指導充実事業）を実施し、子どもたち一人ひとりの声を受け止め、きめ細かな対応を行ってきました。そして、すべての教職員がいじめ・体罰の防止に取り組むため、平成 2 5 年度には、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編・体罰防止編）」を作成し、各学校園におけるいじめ・体罰の防止等の一層の充実に取り組んでいるところです。</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>めを行った子どもの成長支援などにも取り組みます。そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家をできる限り早期に活用します。</u> <u>また、個々の教職員のいじめへの理解を深めるとともに、子どもたちへの発達支持的生徒指導を通じていじめを生まない学級づくり・学校づくりに取り組みます。また、教職員が互いに支えあい学びあえる環境のもと、組織的な対応を徹底し、一人一人の教職員に力をつけていきます。</u> <u>教育委員会は、いじめの理解が浸透し深まるような実践的な研修及び、学校に対する研修支援を行います。また、各学校のいじめ事案だけでなく不登校、子どもの発達課題や心理的特性の問題や生徒間トラブルの情報を収集し学校対応の課題分析のもと、いじめの予防的な関わりも含めて専門家とつなげる等、学校対応の支援の役割を果たします。</u> 今後、本市では、この「枚方市基本方針」に基づき、すべての枚方市立学校園や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めてまいります。 <u>※「ぼーち」とは、枚方市立学校に在籍するすべての子どもたち及び教職員に配備するタブレット端末に搭載されているアプリで、SNS相談の他、可視化されたデータを基に子どもたちの些細な変化を教職員が共有できる機能があります。</u> 【3ページ】 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1. 本市における基本方針策定の目的	今後、本市では、この「枚方市基本方針」に基づき、すべての枚方市立学校園や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めてまいります。 （3ページ） 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1. 本市における基本方針策定の目的

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
本市は、いじめは重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の目的（いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び府、本市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。 3. いじめの防止等のための基本的な考え方 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。 <u>また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません（発達支持的生徒指導）。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが重要です。</u> ○ 〔略〕 ○ 〔略〕	本市は、いじめや<u>体罰</u>は重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の目的（いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び府、本市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。 3. いじめの防止等のための基本的な考え方 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
○ いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。 <u>以上のような取り組みに加え、学校は教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行います。</u> ※ <u>共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。</u> ※ <u>市民性教育とは、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、様々な取組を通じて市民性を養う観点から行う教育をいう。</u>	○ いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。
4. いじめの未然防止に向けた役割 【4ページ】 (2)学校の役割 ○ <u>【略】</u> ○ <u>子どもたちが主体の、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。</u> ○ <u>子どもたちの背景は多様であり、学級や部活動などその子どもを取り巻く学校生活全般において、必要な配慮が受けられるよう、就学前施設</u>	4. いじめの未然防止に向けた役割 (2) 学校の役割 ○ <u>【略】</u> ○ <u>子どもたちが主体となつて、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>や小学校からの引継事項も含め、これら多様な背景の情報を学校全体で共有し、日ごろから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した適切なアセスメントに基づく支援プランの作成と実行を行います。</u> ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめの未然防止<u>及び早期発見</u>に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます 【6ページ】 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1. 教育委員会が実施する取組 (1)いじめの未然防止・早期発見 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ <u>教育委員会の「いじめ専用ホットライン」、市長部局の「いじめ相談専用電話」の他、メール相談、面談、お手紙相談、ぽーち SNS 相談など、市長部局と教育委員会が相互に連携して多様な相談体制を整え、子どもたちやその保護者に周知を図ります。また、子どもたちや保護者からの相談を24時間受け付ける大阪府の「すこやか教育相談」と連携し</u>	○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめ<u>や体罰</u>の未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます 【6ページ】 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1. 教育委員会が実施する取組 (1)いじめの未然防止・早期 発見 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>た取り組みを進めます。</u> ※ <u>ぼーち SNS 相談は、一般的な相談の中から些細な兆しを見つけ、いじめの担当部署につなぐ役割を担っている。</u> ○ 教育委員会と学校の生徒指導主事及び生徒指導主担者との連携体制をより充実するとともに、小中生徒指導連絡会を活用して、小中学校で一貫した指導や支援を行います。<u>また、枚方市立学校の教職員に対し、いじめ対応に係る実践的かつ継続的な研修を実施し、いじめの防止に関する人権意識を高め、いじめによる被害が発生した場合の子どもや保護者の心情理解等についての研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。</u> ○ 学校に対し、学期に1回以上のアンケートの実施及び結果についての報告を求め、いじめの実態把握に努め、実用性のあるマニュアルや事案聴き取りシート等を作成・活用し、必要な措置を講じます。 <u>また、教育委員会として、学校から報告を受けた際の対応マニュアル等に基づき、必要な措置を講じます。</u> ○ 【略】 【7ページ】 (2)いじめへの対処 ○ 学校からいじめの報告を受けたときは、<u>関係機関と連携して当該学校に対し迅速かつ適切な支援を行うなどの必要な措置を講ずることを指示するとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。</u> ○ <u>学校のいじめ対応について、枚方市基本方針及び学校基本方針等を踏まえた適切な対応ができているか確認し、速やかに適切な支援を行いま</u>	○ 教育委員会と学校の生徒指導主事及び生徒指導主担者との連携体制をより充実するとともに、小中生徒指導連絡会を活用して、小中学校で一貫した指導や支援を行います。 ○ <u>枚方市立学校の教職員に対し、いじめの防止や体罰根絶等に関する人権意識を高める研修やいじめによる被害が発生した場合の子どもや保護者の心情理解等についての研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。</u> ○ 学校に対し、学期に1回以上のアンケートの実施及び結果についての報告を求め、いじめの実態把握に努め、実用性のあるマニュアルを作成、活用し、必要な措置を講じます。 ○ 【略】 (2)いじめへの対処 ○ 学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対し迅速かつ適切な支援を行うなどの必要な措置を講ずることを指示するとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
す。 ○ 〔略〕 ○ 学校への緊急支援として、<u>スクールカウンセラー</u>、スクールソーシャルワーカー等を<u>速やかに</u>派遣するとともに、スクールロイヤーによる法律相談を行います (3) 〔略〕 (4)教育委員会が設置する組織 ① 〔略〕 ②枚方市学校いじめ対策審議会の設置 <u>法第 1 条に規定するいじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査審議</u>を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置します。 この審議会は、教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携のもとに設置され、<u>学識経験者や福祉及び臨床心理の専門的知識を有する者等</u>で構成します ③枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の設置 <u>法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、</u>教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置します。	○ 〔略〕 ○ 学校への緊急支援として、スクールソーシャルワーカー、<u>スクールアドバイザー</u>等を派遣するとともに、スクールロイヤーによる法律相談を行います (3) 〔略〕 (4)教育委員会が設置する組織 ① 〔略〕 ②枚方市学校いじめ対策審議会の設置 <u>本市におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査研究</u>を行うために、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置します。 この審議会は、教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携のもとに設置され、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、その公平性・中立性を確保します。</u> ③枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の設置 <u>枚方市立学校において子どもたちの生命に関わるなど重大な事案が発生した場合は、当該事案がいじめに起因するものであるかどうか、中立かつ公正な第三者の立場から調査等を行うために、</u>教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置します。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
この調査委員会は、<u>学識経験者及び臨床心理の専門的知識を有する者等で構成します。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体からの推薦等によって、公平性・中立性を確保します。</u> 2. 学校が実施する取組 (1) [略] 【8 ページ】 (2)いじめの防止等の対策のための組織 <u>各学校は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。なお、複数の教職員については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員などから、各学校の実状を勘案して選任します。</u> <u>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を求めることで、さらに効果的な組織となります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関りを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。</u> <u>さらに、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、子どもたちに最も接する機会の多い学級担任や部活顧問等が参画します。</u>	この調査委員会は、<u>弁護士や心理の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、その公平性・中立性を確保します。</u> 2. 学校が実施する取組 (1) [略] (2)いじめの防止等の対策のための組織 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を求めることで、さらに効果的な組織となります。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>なお、いじめに対する早期対処のために、機動的に動ける初動体制を組めるよう、柔軟な運営規則を定めます。（校長、教頭、生徒指導主事等によるコアメンバー会議を設けるなど）</u> 以下　〔略〕 【9 ページ】 (3)いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて ①いじめの未然防止 段落 1　〔略〕 また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、<u>いじめを止めさせるための行動の重要性を理解できるよう努めます。</u> <u>加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることのない、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるとともに、子どもたちが主体的に話し合う機会をつくること</u>ができるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。 さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。 <u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関りを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・</u>	以下　〔略〕 (3)いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて ①いじめの未然防止 段落 1　〔略〕 また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。 さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。</u> ②早期発見 【９ページ】 段落１～４ [略] 【１０ページ】 段落５に追加 <u>アンケート結果や「ぼーちの心の可視化」、周りの子どもたちの様子などからは、いじめの有無を判断するだけでなく、子どもたちの学校生活への適応状況や、ＳＯＳを発信できないでいる子どもの困り感の把握に努めます。</u> <u>教職員は、子ども同士のトラブル事案として対処した場合であっても、その背景にはいじめの疑いがあるとの認識をもって、学校組織全体で情報共有ができるよう、いじめ防止対策委員会への報告を行います。</u> <u>管理職は、その報告が適切になされているか、報告漏れはないかの確認を行い、ＯＪＴや定期的な点検を通じて教職員の対応力の向上を図るとともに、相談を受けた際の相談記録を作成・保管します。</u> <u>※「ぼーちの心の可視化」とは、タブレット端末アプリ「ぼーち」の機能で、子どもたちがその日の気持ちを「晴れ」、「曇り」、「雨」の３段階で自己評価し「ぼーち」に入力、教職員は子どもたちの日々の心の変化を「ぼーち」上で確認する。</u> <u>※ＯＪＴとは、業務に習熟した先輩教職員が新任教職員などに対し、一緒に実務に携わり、必要な知識やスキルを実践しながら伝承する手法（On The Job Training）。</u>	②早期発見 段落１～４ [略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
③いじめに対する措置 <u>いじめを認知した場合、もしくは、いじめの疑いを認知した場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」（コアメンバー会議など）に報告するとともに、暫定的に当該委員会（コアメンバー会議など）の方針に基づき、まずは、正確な実態把握を行います。また、正確に把握した実態に基づいて、当該委員会（全体メンバーによる会議）を開催し、単に謝罪をもっていじめの解消とするのではなく、その背景について、関係者により分析を行い、対処方針を決定します。</u> 4 段落 【略】 <u>いじめの正確な実態把握に向けては、専門家と情報を共有し、聞き取りにあたっての注意点について助言を受けるとともに、いじめを受けた子ども心のケアやいじめを行った子どもの成長支援が適切に行えるよう、専門家の知見を活用します。</u> <u>聞き取りにあたっての注意点としては、「まずは子どもの言い分を聴くことが大事」との認識のもと、聞き取りが指導にならないよう留意する、複数の教職員で対応する、複数の子どもたちへの聞き取りは個別にかつ可能であれば同時に行う、子どもたちの証言が相反するときは、他の子どもに裏付けの聞き取りを行うなどが考えられます。</u> また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為	③いじめに対する措置 4 段落 【略】 また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじ

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
はいじめに加担する行為であることを理解させます。 <u>学校は、いじめは単に謝罪をもって安易に解消するものではないことを認識し、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。いじめ防止対策委員会の会議録及び支援・指導の経過記録を作成・保管します。</u> 以下 【略】 ④ いじめ解消の定義 <u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。</u>いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。 以下 【略】 【１２ページ】 3. 重大事態への対処 (1)教育委員会または学校による調査 <u>いじめ重大事態の調査に際して、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。</u> ①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか ②体験したり目撃したりした事実なのか、他から聞いた間接情報なのか	めに加担する行為であることを理解させます。 以下 【略】 ⑤ いじめ解消の定義 いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。 以下 【略】 【１２ページ】 3. 重大事態への対処 (1)教育委員会または学校による調査 <u>平成２９年、本市ではいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生しました。こうした事態が発生した場合には、</u>教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。 ①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか ②体験したり目撃した事実なのか、他から聞いた間接情報なのか

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
以下 〔略〕 【12ページ】 ①調査を要する重大事態 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 2段落 〔略〕 <u>また、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組みます。</u> 【13ページ】 ②重大事態の報告 1段落 〔略〕 教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し、重大事態の発生を市長に報告するとともに、大阪府を通じて	以下 〔略〕 ①調査を要する重大事態 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 2段落 〔略〕 ②重大事態の報告 1段落 〔略〕 教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告します。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>国に報告します。</u> <u>調査を開始したときはその旨を、学校は教育委員会に、教育委員会は大阪府を通じて国に報告します。</u> 【 1 3 ページ】 ④調査を行うための組織 [略] イ)教育委員会が主体となる場合 教育委員会の附属機関である「調査委員会」を招集し、調査を行います。 <u>⑤ 調査方針の説明等</u> <u>調査主体となる学校または教育委員会は、①重大事態調査の目的、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間、④調査事項、⑤調査方法、⑥調査結果の提供、⑦調査結果は原則公表であること等について、調査を開始する前にいじめを受けた子ども及びその保護者に丁寧に説明します。</u> <u>また、いじめを行った子ども及びその保護者にも上記①～⑥の調査方針の説明を行います。</u> <u>⑥ 実関係を明確にするための調査</u>	④調査を行うための組織 [略] イ)教育委員会が主体となる場合 教育委員会の附属機関である「<u>枚方市学校いじめ重大事態調査委員会</u>」を招集し、調査を行います。 <u>⑤ 実関係を明確にするための調査</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
[略] ⑦ 調査結果の提供及び報告 ア) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供 学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。<u>その際、市長への調査結果の報告にあたり、いじめを受けた子ども及びその保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨、予め説明します。</u> これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。<u>ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないようにします。</u> <u>イ)いじめを行った子ども及びその保護者への情報提供</u> <u>学校または教育委員会は、いじめを受けた子ども及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども及びその保護者に対していじめの事実関係について説明します。</u> ウ)調査結果の報告 調査結果については、<u>いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告するとともに、教育委員会は大阪府を通じて国に</u>	[略] ⑥ 調査結果の提供及び報告 ア) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供 学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。 これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。 イ) 調査結果の報告 調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
報告します。 <u>⑧調査結果の公表</u> <u>調査結果については、公表することを原則として、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども及びその保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。</u> <u>調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた子ども及びその保護者と確認します。</u> <u>また、報道機関等の外部に公表する場合は、他の子どもたち又は保護者に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告します。</u> (2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 ①再調査 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、<u>調査結果について再調査を行うことができます。</u> 再調査についても、<u>市はいじめを受けた子ども及びその保護者等に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。</u>また、市長はその結果を議会に報告します。 ②枚方市いじめ問題再調査委員会の設置 <u>法第 30 条第 2 項に規定する再調査の実施に際して公平かつ中立な第三者の立場から調査を行うために、市長の附属機関として、条例により「枚</u>	(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 P12 ①再調査 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため—必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができます。 再調査についても、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。 ②再調査を行う機関の設置

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>方市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置します。</u> <u>この再調査委員会は、学識経験者や福祉及び臨床心理の専門的知識を有する者等で構成します。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体からの推薦等によって当該調査の事案ごとに選任し、公平性・中立性を図ります。</u>	<u>再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。</u> 構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱します。

教育委員会の活動状況（令和6年3月22日～4月17日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
3月22日	金	枚方市立市駅前図書館指定管理者との面会	枚方市役所	尾川教育長
3月22日	金	感謝状贈呈式（株式会社 グランツ）	枚方市役所	尾川教育長
3月22日	金	市長表敬（ダンス全国大会出場報告会）	枚方市役所	尾川教育長
3月25日	月	3月定例月議会（予算審議）	枚方市役所	尾川教育長
3月26日	火	第3回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月26日	火	教育委員会表彰に係る表彰状贈呈式	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月26日	火	臨時校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長 橋野教育委員
3月27日	水	令和4・5年度授業の達人養成講座 授業マイスター認定式	輝きプラザきらら	尾川教育長
3月27日	水	監査委員と市長等特別職との懇談会	枚方市役所	尾川教育長
3月28日	木	3月定例月議会（本会議）	枚方市役所	尾川教育長
3月29日	金	辞令交付式	輝きプラザきらら	尾川教育長
3月29日	金	3月緊急議会	枚方市役所	尾川教育長
4月1日	月	辞令交付式	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員

日時		会議・行事等	場所	出席者
4月2日	火	校園長会	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
4月4日	木	小学校入学式	枚方市立小学校	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
4月5日	金	中学校入学式	枚方市立中学校	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
4月8日	月	幼稚園入園式	枚方市立幼稚園	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
4月8日	月	特別史跡百済寺跡築地塀完成記念式典	特別史跡百済寺跡	岩谷副教育長
4月12日	金	令和6年度大阪府都市教育長協議会 4月定例会	ホテルアウィーナ大阪	岩谷副教育長
4月15日	月	新任校長訪問	香里小学校、蹉跎小学校、蹉跎中学校	谷元職務代理者
4月16日	火	教育政策会議	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
4月16日	火	令和6年度第1回北河内地区教育長協議会及び第1回北河内地区人事協議会	寝屋川市総合教育研修センター	岩谷副教育長
4月16日	火	教頭会	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
4月17日	水	新任校長訪問	桜丘小学校、樟葉南小学校	谷元職務代理者

令和6年第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録			
開会	令和6年4月23日午前10時00分	閉会	令和6年4月23日午前11時40分
休憩	なし		
日程	議案番号	案 件	結果
1	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について	承認
2	報告第2号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について	承認
3	報告第3号	臨時代理事項の報告について (1) 育児休業代替任期付職員の任期未了退職について	承認
4	報告第4号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (幼稚園)	承認
5	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員 (通年任用) の採用について	承認
6	報告第6号	臨時代理事項の報告について (1) 特定任期付職員の採用について	承認
7	報告第7号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について	承認
8	報告第9号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について (小中学校)	承認
9	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (指導主事)	承認
10	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度学校園の管理運営に関する指針の策定について	承認
11	報告第12号	臨時代理事項の報告について (1) 教育長職務代理者による事務の委任に関する規定の制定について	承認
12	報告第8号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて	承認
13	報告第13号	臨時代理事項の報告について (1) 教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について	承認

14	報告第14号	臨時代理事項の報告について （１）枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の全部改正について	承認		
15	報告第15号	臨時代理事項の報告について （１）枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について	承認		
16	報告第16号	臨時代理事項の報告について （１）枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について	承認		
17	報告第17号	臨時代理事項の報告について （１）令和６年度入学式及び入園式について	承認		
18	報告第18号	臨時代理事項の報告について （１）学校運営協議会委員の委嘱について	承認		
19	報告第19号	臨時代理事項の報告について （１）枚方市中学校全員給食事業P F I 事業者選定審査委員会委員の委嘱について	承認		
20	議案第１号	枚方市いじめ防止基本方針の改訂について	可決		
21	議案第２号	議会の議決事項（財産（枚方市立駅前図書館及び中央図書館ＩＣタグシステム構築用機器）の取得について）の意思決定について	可決		
22	議案第３号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について	可決		
23	議案第４号	児童の放課後対策審議会への諮問について	可決		
24	報告第20号	委員会の会議に付した事項の報告について （１）生徒指導について（令和５年７月28日報告分）	聴取		
構成員	教 育 長 職 務 代 理 者	谷 元 紀之	構成員	教 育 委 員	中 西 悠子
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	大 中 智恵
説明員	副 教 育 長	岩 谷 誠	説明員	中 央 図 書 館 長	亀 野 真紀
	総 合 教 育 部 長	今 市 将和		児 童 生 徒 課 長	倉 田 仁司
	学 校 教 育 部 長	新 保 喜和		放 課 後 子 ど も 課 長	交 久 瀬 有里

	総合教育部次長	大西 佳則		教職員課長	高山 和子
	学校教育部次長	河田 典子		教育指導課長	吉川 茂樹
	学校教育部次長	井手内 太吾		学校支援課主幹 (教育支援専門官)	木村 聡
	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中野 雅央		児童生徒課主幹	中口 恵未子
	教育政策課長	笠井 二郎	記録	教育政策課 課長代理	高松 健大
	おいしい給食課長	宮崎 敏輝	傍聴の人数		4人

○谷元職務代理者 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日は委員4名が出席しております。

以上、報告を終わります。

○谷元職務代理者 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、職務代理者において中西委員を指名いたします。

○谷元職務代理者 それでは、日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、私の方から4月4日に出席した入学式と4月15日、17日の新任校長訪問について、また近藤委員からは4月8日に出席いただいた入学式、入園式について報告いたします。

それでは、私の方からまず入学式、入園式についてです。4月4日は小学校の入学式、5日は中学校の入学式、8日は幼稚園の入園式に出席しました。4日の香里小学校の入学式は4クラス122名の児童が入学しました。久保校長先生は「みんなが入学してくるのを楽しみに待っていました。朝、登校したら、おはようございます。と挨拶をすること。元気・根気・やる気の2つの気を大切に友達と仲良く、楽しい学校生活を送ってください」と式辞を述べられました。新入生は、緊張しながらもしっかりと校長先生の式辞を聞いていました。式終了後、来賓室に戻る際、6年生が廊下に並んで1年生を拍手で迎えていました。私たち来賓が廊下を歩いて控室に戻るときも6年生が拍手をしてくれて、来賓の方々も笑顔でその間を通りました。心がほっとする温かい雰囲気に包まれた入学式になりました。中学校の入学式、幼稚園の入園式も桜が満開の中行われ、とてもよかったと感じました。

今年度の入学式、入園式から、枚方市教育委員会は来賓側に着席し、教育委員会告辞を述べるコロナ禍前の式の実施に戻すという判断をしました。このことについては、4人の教育委員の合

意であり、事前に来賓でもある市議会議員の皆様にも丁寧にご説明し、ご理解をいただいていると聞いています。入学式、入園式前の変更となりましたが、問題なく実施できたと聞いております。ありがとうございました。

4月15日は香里小学校、蹉跎小学校、蹉跎中学校、17日は桜丘小学校、樟葉南小学校、5校の新任校長の学校を訪問しました。校長先生から教育委員会に対する要望や現在の困り事などはないか等を聞き取り、新任校長を支援していきたいと考え、訪問しました。どの学校の校長先生も現段階で困り感はないようでしたが、学校の課題をしっかりと把握されており、学校経営方針の具現化を図るべく取り組んでおられる様子でした。どの学校の校長先生も表情はとても明るく、張り切っておられるように感じました。教頭とはまた違った責任の重さも感じておられる御様子でしたが、校長という仕事を楽しんでくださいと激励しました。

25日は枚方小学校、長尾小学校、26日は東香里小学校、菅原東小学校、殿山第二小学校を訪問する予定です。

以上です。

それでは、近藤委員、よろしくお願いします。

○近藤委員 それでは、私の方から所感を述べさせていただきます。

3月の卒業式に参加し感じましたことは、目の前にいる児童・生徒は、本当にコロナ禍の長い期間、様々な制限を受けながら学校生活、また教職員の皆様におかれましては、コロナ対策における3密回避、あるいは児童・生徒にそれを周知させることにも様々な学校授業においても工夫していただいた御苦勞があったことが頭をよぎりました。参加させていただいた幼稚園、小学校の卒業式には、コロナ禍以前の式典と変わらず、多くの来賓にも来ていただいております。卒業生と送る児童との問いかけでは、元気で大きな声での式典となっております。

入学式、入園式では、遅咲きの桜も幸いし、多くの笑顔の新中学生、小学生の保護者の方々とともに桜の下、幾度も写真撮影されていることが微笑ましく、感慨深いもので、普通のなんとすてきなことかとも感じました。

式典中におきましても、卒業式と変更され、舞台下手での校長・職員の着座席と上手での来賓席の列となり、コロナ禍前に戻ったことを実感いたしました。

4月2日、校長会、4月16日、教頭会では、新任校長・教頭先生方も緊張しながらも学校運営に全力を尽くしていただける雰囲気強く感じ取れました。

結びに、教育委員会が一体となり学校運営に伴走し、めざすべき枚方の教育の姿の道を示し続けることが、様々な課題山積の中ではございますけれども、明るい児童・生徒の笑顔を、笑い声を学校で見て、聞ける環境をつくることを考えております。以上です。

○谷元職務代理者 近藤委員、ありがとうございました。

委員の活動報告については、以上です。

続いて、この間、発生しています感染性胃腸炎等の集団感染の状況について、事務局から報告いたします。河田学校教育部長。

○河田学校教育部長 ご報告いたします。感染性胃腸炎の流行のピークは冬季ですが、年間を通じて流行する感染症でもあり、4月12日から22日にかけて、1クラス10人以上の感染者報告が

小学校3校より報告されました。学年閉鎖が1校1学年、学級閉鎖が2校3学級で、感染者数は64人となっております。全員、現在回復されております。

4月12日に嘔吐で欠席者が多数いるとの報告があり、当初は原因が不明でした。原因の特定までに時間を要することから、安全を最優先し、給食は調理場内からの提供は行わず、本市学校給食センターから災害用のカレー及び本市危機管理用備蓄食等を配送し提供する方法に変更しております。その後、保健所の調査でウイルスによる感染性胃腸炎であることが確認されております。

4月12日付で小中学校の校長宛てに「感染性胃腸炎予防の徹底について」通知を行っており、感染性胃腸炎予防といたしまして、手洗いの徹底、家庭とも協力した健康観察の徹底、トイレ・水回りの掃除の際、教職員の管理のもと清掃の確認を行う、吐しゃ物や排泄物の消毒は次亜塩素酸ナトリウム等を用いて、必ず職員で消毒を行う、最後に体調不良者については給食当番をさせないように徹底することなどをこの通知で指示しております。

教育委員会といたしましては、引き続き国、府からの通知等を注視しながら、集団感染の防止に一層注意を払っていきたいと考えております。以上、ご報告とさせていただきます。

○谷元職務代理人 ありがとうございます。

それでは日程1、報告第1号「臨時代理事項の報告について（1）職員の普通退職について」から日程9、報告第10号「臨時代理事項の報告について（1）職員の人事異動について（指導主事）」については、いずれも職員の人事案件でございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理人 それでは、報告第1号から第3号、第5号から第7号までについて今市総合教育部長に、報告第4号、第9号及び第10号について新保学校教育部長にそれぞれ説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま一括して上程いただきました案件のうち、報告第1号から第3号について、一括してご説明申し上げます。これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、報告第1号について、議案書の3ページ、臨時代理第30号「職員の普通退職について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月27日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては、省略とさせていただきます。

議案書、4ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

続きまして、報告第2号について、議案書の7ページ、臨時代理第31号「職員の定年前早期退職について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月27日付で教育長が臨時に代理いたしましたものでございます。なお、ご

説明の折、所属・職・氏名につきましては、省略させていただきます。

議案書、8ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

続きまして、報告第3号について、議案書、11ページ、臨時代理第32号「育児休業代替任期付職員の任期未了退職について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月27日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては、省略させていただきます。

議案書、12ページをご覧ください。「1・臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号から第3号までの説明とさせていただきます。以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○新保学校教育部長 続きまして、報告第4号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書、13ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急要するものと認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

14ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2・臨時代理事項」にございます臨時代理第33号でございます。

15ページをご覧ください。臨時代理第33号「職員の人事異動について（幼稚園）について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月28日付で教育長が臨時代理したものでございます。なお、ご説明の折・所属・職名・氏名につきましては、省略させていただきます。

議案書、16ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、まず、令和6年3月31日付退職といたしまして、表に記載の教職員2名が退職したものです。

17ページの表をご覧ください。表に記載の教諭2名、任期付講師7名及び18ページの表に記載の任期付講師4名について、令和6年4月1日付で採用いたしました。

続きまして、下表に記載の職員2名及び19ページの表に記載の6名及び20ページに記載の5名について、令和6年4月1日付で人事異動を行っております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第33号の説明とさせていただきます。以上、報告第4号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○今市総合教育部長 続きまして、一括上程いただきました案件のうち、報告第5号から報告第7号について一括してご説明申し上げます。これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急と要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、報告第5号について、議案書、23ページ、臨時代理第34号「フルタイム会計年度任用

職員（通年任用）の採用について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月28日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては、省略をさせていただきます。

議案書、24 ページをご覧ください。「1・臨時代理の内容」でございますが、表のとおり学校教育部放課後子ども課所属の留守家庭児童会室に勤務する40人を採用したものでございます。

続きまして、報告第6号について、議案書の30ページ、臨時代理第35号「特定任期付職員の採用について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月29日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては、省略をさせていただきます。

議案書、31 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員を令和6年4月1日付で特定任期付職員として新規採用したものでございます。

続きまして、報告第7号について、議案書の34ページ、臨時代理第36号「職員の人事異動について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月29日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

議案書の45ページをご覧ください。令和6年度枚方市定期人事異動の概要についてでございますが、「1. 目的」といたしまして、公約施策の達成に向けた効率的かつ機能的な執行体制の確立と人事の刷新を図るため、実施したものでございます。

「2. 基本的方針」といたしましては、

（1）職制ごとの役割を明確化した上で、職員個々の力を最大限生かすとともに、部を横断した弾力的な体制や事務応援により、効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。

（2）人事交流や外部人材の活用により、他団体や民間ノウハウ取り入れるとともに、若年層の人材育成に資し、多様化するニーズに対応できる柔軟な組織体制をめざす。

（3）組織の活性化とパフォーマンス向上につながる挑戦意欲の高い若手職員を登用するとともに、引き続き女性活用を推進する。

次ページに移りまして、

（4）個々の適正や専門性が生かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高め、組織力の向上を図るものでございます。

異動者数の状況ですが、教育委員会におきましては、72人が異動となっており、このうち他部局への出向者が9人、新規採用者を含む他部局からの出向者が25人、教育委員会内の異動が38人となっております。なお、教育委員会内での昇格者は6人となっております。

恐れ入りますが、議案書の35ページにお戻りください。他部局への出向者の一覧に記載の職員につきましては、出向先での発令となりますので、参考として記載をさせていただいております。

異動の一覧に記載の職員及び議案書43ページの再任用職員の一覧に記載の職員につきましては、時間の都合上、氏名等の読み上げにつきましては、省略をさせていただきたいと考えており

ます。

以上、簡単ではございますが、報告第5号から第7号までの説明とさせていただきます。以上、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願いいたします。

○新保学校教育部長　続きまして、報告第9号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書、47ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書、48ページをご覧ください。報告は、ページの中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第38号でございます。

議案書、49ページをご覧ください。臨時代理第38号「教職員の人事異動について（小中学校）」についてご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月29日付で教育長が臨時に代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては、省略させていただきます。

議案書、50ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」につきましてご説明いたします。令和6年4月1日付で採用の任期を1年とする任期付講師でございますが、議案書、50ページから53ページにかけての表に記載のとおり、小学校におきましては第1学年から第6学年までの本市独自の学級編成の実施のため46名を採用し、各校に配置いたしました。また、中学校におきましては20名を採用し、うち5名を学力向上の推進を図るため、うち7名を生徒指導体制の充実を図るために、うち8名を通級教室の充実を図るために配置いたしました。

議案書、53ページ、下段をご覧ください。教員の海外派遣でございますが、2名の教諭が2年の任期でそれぞれの研修先に派遣されます。

54ページに移りまして、2名の教員につきましては、任期を1年延長するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第38号「教職員の人事異動について（小中学校）」の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第10号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書、55ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

56ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第39号でございます。

議案書、57ページをご覧ください。臨時代理第39号「職員の人事異動等について（指導主事）」についてご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月29日付で教育長が臨時に代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては、省略させていただきます。

議案書、58ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」につきましてご説明いたします。

本市教育の課題となっております不祥事の根絶、いじめの未然防止、支援教育の充実等に向け、前例に捉われない幹部職員の登用や積極的な部内異動により各課のさらなる活性化を図る等、これまで以上に事務局が一体となり充実した教育行政の促進を図るため、指導主事の人事異動及び総括指導主事の指名を行ったものでございます。

まず、令和6年3月31日付の人事異動といたしまして、退職でございますが、上段の表に記載のとおり5名が退職し、学校籍に戻られました。

次に、令和6年4月1日付の人事異動としまして、採用でございますが、下段から59ページ上段の表に記載のとおり6名を採用し、事務局に迎え入れることにしました。

異動者でございますが、議案書、59ページから61ページにかけての表に記載のとおり20名の配置換えを行い、うち9名が昇格しました。総括指導主事でございますが、6名を1年の任期で指名することといたしました。総括指導主事は、課長とともに常に課全体の業務の進捗状況を共有し、課長が不在のときには適切な指示のもと組織運営を適切に行うほか、民間などの外部との折衝業務等を担うことから、教頭から任用替えした教員または教頭資格を有する指導主事経験5年以上の者で、当該職務を遂行できるものを指名しております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第39号「職員の人事異動等について（指導主事）」の説明とさせていただきます。以上、報告第9号及び報告第10号の臨時代理事項の報告につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第1号から第7号、第9号及び第10号の9件を一括して採決します。本9件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして日程10、報告第11号「臨時代理事項の報告について（1）令和6年度 学校園の管理運営に関する指針の策定について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第11号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書、62ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時で代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

63ページをご覧ください。報告はページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第40号でございます。

64ページをご覧ください。臨時代理第40号「令和6年度 学校園の管理運営に関する指針の策定について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月29日付で教育長が臨時代理したものでございます。

議案書、65ページをご覧ください。初めに、「1. 臨時代理の内容」ですが、令和6年度

学校園の管理運営に関する指針の策定について承認を求めるものでございます。

次に、「2. 目的」ですが、国の動向や大阪府教育委員会が作成した「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」等の内容を踏まえ、市立学校園に対する指導・助言の基本方針として示すことにあります。

「3. 参考書類 令和6年度学校園の管理運営に関する指針」をご覧ください。枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる10の基本方針を設定しています。表紙の次のページから掲載している目次では、枚方市の教育大綱、教育振興基本計画に続いて、それらの基本方針が示されており、今回の改定では、順番についても系統的になるよう整理いたしました。

9ページをご覧ください。全体の構成やページレイアウトについても教育目標達成に向けて、より具体的に項目を整理し、全面的に改訂いたしました。また、今年度【指示事項】であった項目を、指示を達成するための手段として【指示事項の補足説明】として整理しております。

続きまして、基本方針ごとの変更、追加事項についてご説明させていただきます。15ページをご覧ください。基本方針1について「1-2-1-1 外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用」の指示事項（2）では、今年度、年3回実施していたレベルチェックテストの実施回数を2回に変更しました。

19ページをご覧ください。「1-5 確かな学力を育成するための学校体制」において、今年度まで【指示事項】であった「小学校の学年会や中学校の教科会の実施、全国学力・学習状況調査」の活用等を【指示事項の補足説明】としています。

23ページからの基本方針2については、文言整理等はあるものの、おおむねその内容に変更はありません。

33ページをご覧ください。今年度まで「その他教育活動」としていた部活動について、「2. 中学校部活動」として項立てしました。記載内容に大きな変更はありません。

続いて、基本方針3の変更事項でございますが、36ページをご覧ください。「2. 服務規律の徹底（身分上の義務等）」の「（2）秘密を守る義務」において、「情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法」と、大阪府の指導・助言事項を反映し、より具体的な記載に改めました。

38ページをご覧ください。「1. 業務改善と意識改革の推進」の「（4）部活動指導等についての業務改善及び勤務時間管理等」についても指示事項に追記いたしました。この「9. 学校園における働き方改革についてにおいては、「1. 業務改善と意識改革の推進」と39ページ、「2. 労働安全衛生体制の充実」に分けて整理し記載しております。「労働安全衛生体制の充実」の「指示事項（5）」にも新たに内容追記をしております。

44ページをご覧ください。基本方針4「1.1. 支援教育について」、「1. 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進」において、指示事項の補足説明として1、2点目を今年度より追記しております。

・発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の「適切な学びの場への見直し・変更」を図り、自

立に向けた効果的な指導・支援を行うよう留意すること。

・「ともに学び、ともに育つ」教育の実現をめざし、「基礎的環境整備の徹底」「合理的配慮等を含む適切な配慮の提供」、幼児・児童・生徒の特性に応じた指導・支援を行うよう留意すること

といった事項でございます。

48 ページからの基本方針5、59 ページからの基本方策6については変更事項はございません。

58 ページをご覧ください。基本方策7の「2. 不登校児童・生徒への支援」の指導事項において、「枚方市教育大綱」を踏まえ、学校における不登校児童・生徒への対応方針を学校ブログに記載する旨を追記しました。また、指示事項を整理し、それを達成するための指示事項の補足説明としたものが3点あります。

1点目は、ページが戻りますが、57 ページから続く「15. 生徒指導について」、「1－1 組織的な取り組みの推進」の指示事項の補足説明の3つ目、58 ページの1行目に記載されています文章でございます。

2点目は、62 ページの「16. いじめについて」の「2. いじめの早期発見」の指示事項の補足説明の4つ目でございます。

3点目は、63 ページの「3. いじめの対応」の指示事項の補足説明がそれにあたります。

いずれも今年度、指示事項であったものを補足説明というふうにいたしました。

69 ページをご覧ください。基本方策9の「2. 読書活動推進と環境整備」の指示事項として、大阪府からの指導・助言事項を踏まえ、(3)を追記いたしました。

以上で簡単ではございますが、臨時代理第40号「令和6年度 学校園の管理運営に関する指針の策定について」の説明とさせていただきます。報告第11号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 ありがとうございます。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

1点、私の方から聞きたいなと思います。先ほど説明の中の19ページ「1－5 確かな学力を育成するための学校体制」、指示事項が1点あって、それからその下に指示事項の補足説明。以前は指示事項にあったものを補足説明とされたということなんですけれども、その辺の理由といえますか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っています。

井手内学校教育部次長。

○井手内学校教育部次長 今回の指示事項には基本的には法的拘束力、根拠があって、学校に必ずやってほしいものというものを指示事項に据えました。補足説明というのは、それをやる段にあって、こういうことに気をつけてほしい、留意してほしい、そういったところを並べて記載したというようにところで整理させていただきました。

○谷元職務代理者 分かりました。ありがとうございます。全国学力・学習状況調査、それから小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテスト等、本当に学校全てが活用して、今後の学力向上の取り組みにも既に生かしていただいているということもありますので、この指示事項の補足説明ということでもいいなというふうに私は思っております。

私からは以上です。

ほかはございませんか。

それでは、これから報告第 11 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは、日程 11、報告第 12 号「臨時代理事項の報告について」「(1) 教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の制定について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第 12 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書、66 ページ、それから 67 ページ、議案書、68 ページをご覧ください。臨時代理第 41 号「教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の制定について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 29 日付で教育長が臨時代理をいたしたものでございます。

別紙 2 をご覧ください。「教育長職務代理者による事務の委任に関する規則」の全文を掲載しております。

第 1 条では、本規則の目的を定めており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の既定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに、教育長職務代理者がその職務を行うにあたり、その権限に属する事務の一部を事務局の職員に委任する場合に必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条では、第 1 項でき事務局職員に委任する事務について、次に掲げる

- ・総合教育会議に出席し、市長と協議すること
- ・教育委員会の会議を主催すること
- ・教育長として行事に出席すること

以外の事務としております。

同条第 2 項では、教育長職務代理者が事務を委任する場合の事務局職員の順位を規定しております。

第 3 条では、事務の委任を受けた職員が事務処理を行うに際して使用する職・指名や決裁書類の取り扱いなど、事務処理の原則について規定をしております。

附則では、この規則は公布の日から施行することと定めております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 41 号の説明とさせていただきます。以上、報告第 12 号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

私のほうから 1 点、意見として述べさせていただきます。今回の枚方市教育委員会規則第 2 号は、教育長不在に伴い、教育長職務代理者である私が行う職務のうち、具体的な事務の執行と職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合、法第 25 条第 4 項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であることから、新たに規則が制

定されたものであると認識しています。

第2条には、教育長職務代理者が事務局の職員に委任する事務は、(1)から(3)に掲げる事務以外の事務とされています。平成26年7月17日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、通知第490号には、留意事項として「(3)③に職務代理者たる委員は法律上、教育長の権限に属する一切の職務を行う者であるが、その場合でも教育長の身分に関する規定、教育長の服務として定められた法第11条は適用されず、服務については法第12条「委員は非常勤とする」等が適用されるものである。」と書かれている。教育委員会規則で事務委任する岩谷副教育長には、教育委員会事務局を統括し、教育委員会における事務の円滑な執行を図っていただきたいと考えます。

第3条の事務処理の原則(2)では、教育長職務代理者受任者として、教育委員会の意思決定に関与する場合においては、本来の職としての権限行使は要しないこととあります。教育委員会は、教育長不在のため、4人の教育委員で構成される合議制の執行機関です。教育委員は、執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者です。事務局の皆さんもご承知のとおり私たち4人の教育委員は、市長から任命され、議会から任命の同意を受け、枚方市の教育行政の重要な役割と責任を果たさなければなりません。今年度も教育委員会における審議を活性化するとともに、教育委員会事務局のチェックを行うという役割を果たしていく考えです。また、チェック機能とともにレイマンコントロールとしての役割も果たしていかなければなりません。

このたび、保護者枠として大中委員が新たに教育委員として就任されました。保護者という視点から、貴重なご意見をいただけると期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育委員会事務局におかれましては、岩谷副教育長のもと枚方の教育の充実とさらなる発展のため、今市総合教育部長、新保学校教育部長が連携・協力し、教育委員会のガバナンスを図り、教育委員会事務局体制をより強固なものとしていただくよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

他に質疑はありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 補足の意見です。谷元教育長職務代理の意見のとおり教育委員は市長に推薦され、市議会で承認を受けて任命されております。使命は市長のめざす都市経営における特に教育行政の骨格である教育大綱をぶれることなく、関わる様々な政策実現を果たし、枚方市の児童・生徒のために、また教職員、学校管理職の働く学校現場に伴走する教育委員会事務局の皆様とともに、教育行政を推進することと考えております。現状、教育長不在の状況は異常な事態と認識しておりますが、枚方市教育行政の推進での滞りは許されません。谷元教育長職務代理の委員会規則で事務委員を受ける岩谷副教育長におかれましては、職務において粉骨砕身、全力を尽くしていただきたく、また副教育長を総合教育部長及び4課、学校教育部長及び7課はこれを支えていただき、めざすべき枚方の教育へもくれぐれも停滞なきよう、重ねて事務局の体制強化をお諮りいただくことをお願いいたします。

以上、意見といたします。

○谷元職務代理者 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第 12 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

それでは、日程 12、報告第 8 号「臨時代理事項の報告について（１）教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 報告第 8 号「臨時代理事項の報告について」ご説明を申し上げます。

議案書、69 ページ、70 ページと続きまして、議案書の 71 ページをご覧ください。臨時代理第 37 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 29 日付で教育長が臨時代理をしたものでございます。

内容につきましては、議案書、72 ページをご覧ください。教育委員会においては、教育委員会の権限に属する事務の一部について、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、市長部局の職員に補助執行させておりますが、本件は、このたび子育て支援監の職が廃止されることなどに対応するための協議を、令和 6 年 4 月 1 日を施行日とし、市長に申し入れたものでございます。

議案書、73 ページをご覧ください。本協議につきましては、令和 6 年 3 月 30 日付で市長の同意がありましたので、参考資料として添付しております。

以上、簡単ではございますが、報告第 8 号、臨時代理第 37 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 8 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは、日程 13、報告第 13 号「臨時代理事項の報告について（１）教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第 13 号「臨時代理事項の報告について」

ご説明申し上げます。議案書、74 ページ、75 ページと続きまして、議案書、76 ページをご覧ください。臨時代理第 42 号「教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和

6年3月31日付で教育長が臨時代理したものでございます。今回の改正は、主に令和6年度の機構改革に伴い、教育長に委任する事務等に関する規則のほか5件の規則について、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、別紙3の6ページから始まります新旧対照表をご覧ください。なお、恐れ入りますが、機構改革に関する内容につきましては、個別のご説明を省略し、その他の主な改正部分についてご説明させていただきたいと思います。

別紙3、6ページからの「教育長に委任する事務等に関する規則」関係ですが、第2条に列記する事務に令和5年度に実施した表彰既定の改正による教育委員会表彰の取り扱いを明確にするため、「重要な表彰の被表彰者を決定すること」を追加するなどの改正を行っております。

次に、別紙3、7ページから続く「枚方市教育委員会事務局事務分掌規則」の関係でございますが、8ページをご覧ください。第2条において、グループ制による事務の処理から係制による事務の処理とする改正を行っております。

また、8ページから10ページにかけての第3条及び第4条において、事務局各課の機構改革に伴う事務分掌の既定など、所要の改正を行っております。

次に、11ページの最下段からの「枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則」の関係ですが、係制による事務処理体制や「主査」及び「業務主査」の職の設置など、事務局と同様の改正を行っているものであり、個別の説明は省略をさせていただきます。

また、16ページからの「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則」関係の18ページをご覧ください。こちらの表において、新たに設置した「主査」及び「業務主査」の職務を規定しているほか、係制の実施に伴う各職制の職務の修正などを行っております。

次に、19ページからの「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」関係では、先ほど報告第8号でご説明いたしました市長との協議を踏まえ、同規則の改正を行うものでございます。

最後に、20ページの「新しい学校推進課設置規則」関係については、同課を室組織から課組織に変更するための改正などを行っております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。ページ下段の附則でございますが、本規則は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第13号、臨時代理第42号「教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第13号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは、日程14、報告第14号「臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の全部改正について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長　ただいま上程いただきました報告第 14 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書の 77 ページ、78 ページ、続きまして議案書、79 ページをご覧ください。臨時代理第 43 号「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の全部改正について」ご説明いたします。本件は、教育長の委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日付で教育長が臨時代理したものでございます。

別紙 4 をご覧ください。こちらには、改正後の「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程」の全文を掲載しております。事務局事務決裁規程は、事務局における意思決定の方式である決裁のルールについて定めたもので、今回、令和 6 年度機構改革に合わせて日常の業務処理体制が従来のグループ制から係制へと見直されることを契機として、平成 10 年以来となる全部改正を行いました。今回の改正では、係制への移行を受けて新たに係長を専決事項が設けられたほか、各職の意思決定への関与の平準化と簡素化を図るため、各課固有の決裁事項、いわゆる個別専決事項を廃止するとともに、日常の事務処理における各職の決裁権の設定に関する考え方を改めて整理の上、専決事項の全般にわたって見直しを行いました。決裁権の設定につきましては、今回の考え方の整理の結果、重要な事項は教育長が、比較的重要な事項は部長が、簡易または定例の事項は係長が、それ以外の事項は課長が決裁するとされました。

次ページにお進みください。このページに掲載されている事務決裁規程の第 3 条の部分で、第 3 条には教育長の決裁を要する事項が次ページにわたって全部で 40 項目列記されております。項目数は多いものの、教育長の決裁が必要となる事項についての基本的な考え方は、第 3 条第 1 号で「重要な事務事業を企画立案し、若しくはその実施に関する計画を定め、又は実施すること」と規定されているように、第 2 号以下に列記されている事項を基準として重要と考えられる事項については、教育長の決裁が必要であることを明らかにしております。部長以下の専決事項は、この規定を基準として定められております。

8 ページにお進みください。こちらには、新しい事務決裁規程の別表が掲載されており、別表では部長以下の各職の専決事項が表形式で定められております。この表の一番上、左端の項目が 1 となっている欄をご覧ください。この欄の内容は、先ほどご説明した第 3 条第 1 号の規定と対になっていて、先ほどご説明したように比較的重要な事項が部長、簡易または定例の事項が係長、それ以外の事項が課長となるように配分されております。

以上のように、今回の改正は、個別具体例に列記する事項を減らしつつ、残された項目の内容を基準として具体的に定められていない事項の専決者を各部署が判断して決裁処理を行えるようにすることで、意思決定の効率化、迅速化を図るものとなっております。

7 ページにお戻りください。附則では、この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行することなどを定めております。また、附則の 2 につきましては、今回の規定の改正前に行われた決裁行為等が改正後も効力を失わないことを定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 43 号の説明とさせていただきます。以上、報告第 14 号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 点私の方から質問させていただきます。5 ページにあります代決のところで、教育長または専決者として教育長とあります。委員会に代決することができる者を1 副教育長、教育次長、所管の部長というふうにあるのですが、この場合、今回、教育長が不在ということですので、副教育長がこれに関わるということの認識でよろしいでしょうか。

○事務局 この代決の規定は、原則通常といいますか、教育長がおられる場合のことを定めておりますので、現状につきましては、職務代理者が教育長の職務を行う中で、副教育長に事務が委任されておりますので、代決ということではなくて委任という形で事務処理をしているという形になります。

○谷元職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

ほか質疑ございませんか。

これから報告第 14 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは日程 15、報告第 15 号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 15 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書、80 ページ、81 ページに続きまして、議案書の 82 ページをご覧ください。臨時代理第 44 号「枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日付で教育長が臨時代理したものでございます。今回の改正は、主に令和 6 年度の機構改革に伴い、「枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程」のほか 4 件の規定について所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、別紙 5、7 ページからの新旧対照表のとおりでございますが、いずれの改正につきましても、先ほどの報告第 13 号及び 14 号でご説明させていただいたとおり、令和 6 年度機構改革や係制の導入に伴う改正のほか、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の全部改正などを踏まえ、各関係規程に反映させる内容となっておりますので、勝手ながら各規程の新旧対照表に沿ってのご説明は省略とさせていただきます。

恐れ入りますが、6 ページにお戻りください。附則でございますが、本規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また附則の 2 につきましては、今回の規程の改正前に行われた決裁行為等が改正後も効力を失わないことを定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第 15 号、臨時代理第 44 号「枚方市教育委員会教育機関教育機関事務決裁規程等の一部改正について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 15 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは、日程 16、報告第 16 号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第 16 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書、83 ページ、84 ページと続きまして、議案書、85 ページをご覧ください。臨時代理第 45 号「枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。

別紙 6 をご覧ください。今回の改正理由でございますが、新たな職制の追加等に伴い、規程の改正を行うものでございます。

主な改正の内容のご説明をさせていただきます。4 ページをご覧ください。第 9 条の改正部分でございます。本市の総合評価制度は、各職員の勤務施設や職務遂行能力を評価する「能力評価」と職員の職務遂行上の実績を評価する「実績評価」の 2 種類の評価からなっておりますが、これまで副主幹以上の職にある者に対してのみ行っていた実績評価について、対象を係員、任期付職員、会計年度任用職員以外とする改正を行い、実績評価の対象とする職の範囲を広げるものでございます。

7 ページの別表 1 と 8 ページからの別表 2 をご覧ください。地方公務員法においては、任命権者が職制上の段階及び職務に応じ「標準的な職」を定め、「標準的な職」の職務を遂行するための能力として「標準職務遂行能力」を定めることとされているため、このたび主査及び業務主査という新たな職制上の職を追加されたことに伴い、当該職制における「標準的な職」と「標準職務遂行能力」を定めるものでございます。また、会計年度任用職員の「標準職務遂行能力」についても、短期任用の会計年度任用職員とそれ以外の会計年度任用職員の職で、それぞれ別の能力設定を行うなどの改正を行っております。

続きまして、15 ページの別表 3 をご覧ください。別表 3 では、「標準的な職」ごとに評価者を規定しておりますが、改正前は評価者が 1 人であった理事、部長、次長に 1 次評価者、2 次評価者を設定する改正を行っております。

恐れ入りますが、3 ページにお戻りください。附則でございますが、本規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第 16 号、臨時代理第 45 号「枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 16 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは、日程 17、報告第 17 号「臨時代理事項の報告について（１）令和 6 年度入学式及び入園式について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 17 号「臨時代理事項の報告について」ご説明いたします。議案書、86 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

87 ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第 1 号でございます。

88 ページをご覧ください。臨時代理第 1 号「令和 6 年度入学式及び入園式について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日付で教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書、89 ページをご覧ください。初めに、「1. 臨時代理の内容」ですが、令和 6 年度入学式及び入園式に教育長もしくは委員、または事務局職員が出席する場合、その座席は来賓側の先頭とし、紹介するよう市立学校園に対して指示するものについて承認を求めるものでございます。

次に、「2. 目的」ですが、厳粛かつ円滑な式の運営を確保することにあります。

「3. 参考書類 令和 6 年度第 1 回定例校園長会 指示・支援・連絡事項」をご覧ください。令和 6 年度入学式・入園式について、その運営及び方針について指示したものでございます。この（５）において示しているものが、本件の内容を示した事項となります。なお、卒業式・卒園式も、これ以降同様であることとします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 1 号「令和 6 年度入学式及び入園式について」の説明とさせていただきます。報告第 17 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 17 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは、日程 18、報告第 18 号「臨時代理事項の報告について（１）学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 18 号臨時代理事項の報告につきましてご説明いたします。議案書、91 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の

権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

92 ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第2号でございます。

93 ページをご覧ください。臨時代理第2号についてご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年4月1日付で、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

94 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」としまして、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を教育委員会の附属機関として設置した「学校運営協議会」の委員として委嘱するものでございます。

委嘱委員につきましては、95 ページから 103 ページの学校運営協議会委員名簿をご覧ください。こちらの方に、このたび委嘱した 44 校の学校運営協議会委員を掲載しておりますので、ご参照ください。なお、委嘱期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第2号「学校運営協議会委員の委嘱について」説明とさせていただきます。報告第18号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第18号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

それでは、日程19、報告第19号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査委員会委員の委嘱について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第19号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書の104ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

105 ページをご覧ください。報告いたしますのは、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第3号でございます。

106 ページをご覧ください。臨時代理第3号「枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年4月8日付で職務代理者から事務委任を受けた副教育

長が臨時代理したものでございます。

107 ページをご覧ください。臨時代理事項における内容でございますが、中学校の全員給食に向けた新たな調理施設の整備及び運営を P F I 方式で実施するにあたり、その事業者の選定に関する調査審議を行うため、枚方市立中学校全員給食事業 P F I 事業者選定審査会の委員を委嘱するものでございます。

次に、（２）委嘱期間につきましては、令和 6 年 4 月 8 日から答申の日までとしております。

（３）委嘱する委員でございますが、まず、学識経験を有する者としてしまして、武庫川女子大学建築学部建築学科教授の鳥巢茂樹先生、摂南大学農学部食品栄養学科講師の今城安喜子先生、小坂谷・中原法律事務所、弁護士の中原明日香先生、経理に関する専門的知識を有する者としてしましては、海老原智子税理士事務所、税理士の海老原智子先生、教育に関する専門的知識を有する者としてしましては、枚方市立第一中学校校長、棧敷勝校長先生、以上 5 名を委員として事業者の選定に関する調査審議を進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 3 号「枚方市立中学校全員給食事業 P F I 事業者選定審査委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。報告第 19 号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理人 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 19 号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理人 ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

続きまして、日程 20、議案第 1 号「枚方市いじめ防止基本方針の改定について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第 1 号「枚方市いじめ防止基本方針の改訂について」ご説明いたします。議案書の 109 ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書の 110 ページ、内容につきましては、別紙 7－1 枚方市いじめ防止基本方針案をご覧ください。本件は、平成 26 年に策定した「枚方市いじめ防止基本方針」について、一部内容の改定を行うものです。主な改定の内容は、これまで本市で生じたいじめ重大事態の経験で得た教訓を生かし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の活用や組織的体制の重要性等、特に強化すべき点、また過去のいじめ重大事態調査で浮き彫りとなった課題に対する再発防止策等を反映させたものとなっております。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理人 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。よろしいですか。

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程21、議案第2号「議会の議決事項（財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館ＩＣタグシステム構築用機器）の取得について）の意思決定について」を議題とします。

なお、本件及び日程24、報告第20号につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、第6号及び第7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。それでは、議案第2号及び報告第20号については、非公開といたします。

これに合わせまして、日程22から日程24をそれぞれ日程21から23に繰り上げ、元の日程21を日程24に繰り下げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程21、議案第3号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第3号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱につきましてご説明いたします。議案書111ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会に議決をお願いするものでございます。

112ページをご覧ください。本市では、児童の放課後に関する計画の策定、児童の放課後環境の整備など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項についての調査審議を行うため、枚方市附属機関条例に基づき、学識経験を有する者、社会教育に関する専門的知識を有する者、児童福祉に関する専門的知識を有する者、市民団体または関係団体を代表する者の中から、自動の放課後対策審議会委員を委嘱しております。

「1. 委員の解嘱」でございますが、枚方市小学校校長会から推薦していただいていた小林一夫委員から辞任したい旨の申し出がございましたので、令和6年4月25日付で解嘱するものでございます。

「2. 委員の委嘱」（1）でございますが、委嘱理由は、枚方市小学校校長会より新たに推薦がありました牧野好秀氏と（2）幼児教育に関する立場からの意見を聞くため、枚方市幼稚園長会より推薦がありました植田暁美氏を児童の放課後対策審議会委員に委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、枚方市附属機関条例第2条第2項に基づき令和6年4月26日から令和7年9月12日まででございます。

113ページをご覧ください。「3. 参考資料」として、「第4期 児童の放課後対策審議会委

員名簿」を次ページに掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第3号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程22、議案第4号「児童の放課後対策審議会への諮問について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第4号「児童の放課後対策審議会への諮問について」ご説明いたします。議案書、115ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第14号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、115ページの諮問書(案)のとおり、児童の放課後対策を総合的かつ計画的に推進していくため、(仮称)児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について、児童の放課後対策審議会へ諮問するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号「児童の放課後対策審議会への諮問について」の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程23、報告第20号「委員会の会議に付した事項の報告について(1)生徒指導について(令和5年7月28日報告分)」を議題とします。

本件は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いします。

(傍聴者 退室)

(定例会当日時点は、ここから非公開部分)

続きまして、日程 24、議案第 2 号「議会の議決事項（財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器）の取得について）の意思決定について」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第 2 号「議会の議決事項（財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器）の取得について）の意思決定について」提案理由のご説明を申し上げます。議案書、120 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書、121 ページをご覧ください。本議案は、財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器）の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。（1）取得物件につきましては、枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器で、その詳細は記載のとおりでございます。

（2）契約先につきましては、NEC ネクサスソリューションズ株式会社 関西支社 支社長 伊藤幸夫でございます。

（3）取得金額は、1 億 313 万 1,600 円でございます。

次のページをご覧ください。4. 用途、5. 目的、6. 契約条項その他については、記載のとおりとなっております。

なお、参考資料といたしまして、123 ページに入札執行調書をつけておりますので、ご覧ください。

以上、簡単な説明ではございますが、「議会の議決事項（財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器）の取得について）の意思決定について」について提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。近藤委員。

○近藤委員 今ご説明いただきました 5 番の目的のところなんですけれども、図書館利用者の利便性向上及び専門的なサービスの充実のためとありますけれども、具体的に利便性向上並びに専門的なサービスについてご説明をお願いします。

○谷元職務代理者 亀野中央図書館長。

○亀野中央図書館長 利便性の向上につきましては、I C タグシステム導入によりまして「待たない」貸出手続が実現するとともに、これまで貸出手続に要していた時間を司書のスキルを生かした専門的なサービスの向上につなげることで、利用者の利便性の向上を図ることができると考えております。I C タグシステムは、一度に複数のデータを読み取ることができるため、借りる図書を利用者自身がまとめて自動貸出機に置き、貸出カードをかざすだけで自動的に瞬時に貸出処理が完了することになります。今後は、基本的には利用者自身で貸出手続に行っていただくことになることから、職員が専門的なサービスに時間を割くことができるようになります。また、蔵

書の棚卸作業を行う蔵書点検に要する休館期間の短縮が期待されますので、開館日数を増やすことができるようになると考えております。

また、専門的なサービスの充実につきましては、まず図書館サービスの要となります、より魅力的な蔵書を構築するために、利用者のニーズの分析、選書、棚づくり等にさらに注力していきたいと考えております。また、利用者からの読書に関する相談や、利用者の調べものを支援するレファレンス、おはなし会をはじめとする各種行事の充実と読書ボランティアのさらなる育成、郷土・行政資料の電子化等、市民の生活を豊かにする様々な専門的なサービスを充実していきたいと考えております。

○谷元職務代理者 近藤委員。

○近藤委員 ありがとうございます。このＩＣタグシステムの導入が、大きく市民サービスの向上に寄与するであろうことを理解できました。ＤＸ化で貸出処理の迅速化からの職員の他業務への時間が確保でき、さらに市民に対しての魅力ある枚方の図書館運営になることに期待を強くいたします。

市内８図書館、分室６か所に加え、枚方市立駅前図書館におきまして、まずは２図書館で十分なシステムの効果検証がなされた後には、計画的に他の図書館への導入も検討をまたいただき、市民サービスの向上につながる図書館運営を何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○谷元職務代理者 他に質疑はございませんか。中西委員。

○中西委員 枚方市立駅前図書館および中央図書館のＩＣタグシステム構築用機器の取得ということですが、今後の分室、分館への導入スケジュールについて、確認のため改めてご説明をお願いします。

○亀野中央図書館長 令和６年度に枚方市立市駅前図書館及び中央図書館に導入し、令和７年度に分館７館、令和８年度に分室６室に導入する予定です。

○谷元職務代理者 これをもって質疑を終結します。

○谷元職務代理者 これから討論にはいります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

○谷元職務代理者 これから議案第２号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

（定例会当日時点は、ここまで非公開部分）

○谷元職務代理者 ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和６年第４回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

署名欄

(教育長職務代理者) 谷元 紀之

(教育委員) 中西 悠子
